

国債証券に関する業務規程の特例の施行規則

(目的)

第1条 この規則は、国債証券に関する業務規程の特例（以下「国債特例」という。）に基づき、本所が定める事項について規定する。

(売買立会開始時までに行われた呼値等の順位)

第2条 国債特例第5条第2号ただし書に規定する売買立会開始時までに行われた呼値の順位及び売買の再開時までに行われた呼値の順位は、抽せんにより決定する。

(呼値に関する事項)

第3条 国債特例第7条第6項の規定により、国債証券の呼値に関し本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。

(1) 呼値の効力

- a 板呼値は、当日の売買立会終了時に効力を失うものとする。
- b 前aの規定にかかわらず、業務規程第27条第2号から第4号までのいずれかの規定により売買停止が行われた場合の呼値の効力については、その都度定めることができる。

(2) 気配表示による呼値の周知

本所は、呼値の値段（条件付取引のうち呼値を最終利回りにより行う取引にあっては、呼値の最終利回り）が、価格の継続性維持の観点から適正と認める範囲外のものであるとき又は本所が必要と認めるときは、本所が定める方法による一定の表示（以下「気配表示」という。）により、その存在を周知させるものとする。

(3) 気配表示を行う時期等

前号の気配表示を行う時期及びその値段（条件付取引のうち呼値

を最終利回りにより行う取引にあつては、呼値の最終利回り)は、本所がその時の呼値の状況等を勘案してその都度定めるものとする。

(4) 気配表示の更新

第2号の気配表示は、当該呼値を表示した時から本所が適当と認める時間を経過するごとに、30銭幅以内の値段(条件付取引のうち呼値を最終利回りにより行う取引にあつては、0.05パーセント幅以内の最終利回り)をもって更新することができる。

(5) 基準値の公表

本所は、市場情勢の推移等により必要と認めるときは、国内の他の証券取引所において最終に公表された最終利回り、気配その他の実情を勘案して基準となるべき最終利回りを定め、当該最終利回りを公表する。

(6) 条件付取引の呼値の制限

現物取引参加者は、条件付取引について、売買立会終了時に執行することを条件とする呼値を行ってはならない。

(7) 条件付取引の呼値の対当処理

国債特例第6条に規定する売買における次のa及びbに掲げる板呼値は、当該a及びbに定めるところにより処理するものとする。

a 売呼値が行われているときにおける当該最終利回り(呼値が値段により行われている場合は、当該値段。以下同じ。)より低い最終利回り(呼値が値段により行われている場合は、高い値段。以下同じ。)の買呼値は、当該呼値の限度の最終利回り(呼値が値段により行われている場合は、限度の値段。以下同じ。)までに、これまでに行われている個々の最終利回り(呼値が値段により行われている場合は、個々の値段。以下同じ。)の呼値に対当する呼値として処理するものとする。

b 買呼値が行われているときにおける当該最終利回りより高い最終利回り(呼値が値段により行われている場合は、低い値段。

以下同じ。)の売呼値は、当該呼値の限度の最終利回りまでに、これまでに行われている個々の最終利回りの呼値に相当する呼値として処理するものとする。

(本所が公表する最終利回り及び値段)

第4条 国債特例第9条に規定する本所が公表する最終利回り及び値段は、次の各号に掲げる取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 呼値を最終利回りにより行う取引

a 約定最終利回り

b 約定最終利回りを別表第1の算式により算出した値段(銭位未満を切り捨てる。以下同じ。)

(2) 呼値を値段により行う取引

a 約定値段を別表第2の算式により算出した最終利回り(小数第4位以下を切り捨てる。)

b 約定値段

(経過利子の計算において差し引く税額相当額)

第5条 国債特例第11条に規定する税額相当額として本所が定める額は、額面総額に当該国債証券の利率を乗じて算出した額に係る源泉徴収税額相当額(円位未満を切り捨てる。)とする。

(板の様式、記載方法及び記載事項の訂正並びに板の取扱い)

第6条 国債特例第12条に規定する板の様式、記載方法及び記載事項の訂正並びに板の取扱いについては、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 様式

板の様式は、別表第3のとおりとする。

(2) 記載方法

a 板呼値の記載

板呼値の記載は、売り及び買い別の最終利回り（呼値を値段により行う取引にあっては、値段。以下同じ。）ごとに、現物取引参加者名（本所が定める現物取引参加者の番号。以下同じ。）、数量及び国債特例第7条第4項各号に規定する条件（以下「条件」という。）を、時間の先後が明らかとなる方法により行う。

b 受託時区分の表示

板呼値について、次に定める区分を表示する。

(a) 売買立会開始時前後の区分及び業務規程第27条第2号から第4号までのいずれかの規定により売買の停止が行われた場合における売買の再開時前後の区分

(b) 売買立会開始時から30分ごとの区分。ただし、始めの約定値段が決定される以前及び業務規程第27条第2号から第4号までのいずれかの規定により売買の停止が行われた場合における売買再開後最初の約定値段が決定される以前においては、その表示をしない。

(c) 午前立会、午後立会の区分

c 売買が成立した板呼値の抹消方法

板呼値について、売買が成立したときは、次に定めるところにより、その抹消を行う。

(a) 全部の数量が成立した場合

現物取引参加者名及び数量を事後において判読できる方法により抹消する。

(b) 一部の数量が成立した場合

数量を事後において判読できる方法によりまっ消し、その左側に残数量を記載する。

d 調整により売買が成立した板呼値の表示

板呼値について、国債特例第6条第2項に規定する調整により
売買が成立したときは、その旨の表示を行う。

(3) 記載事項の訂正

板呼値の数量の減少となる訂正、板呼値の取消し及び条件の訂正
は、現物取引参加者名、数量及び条件を事後において判読できる方
法により行う。

(板呼値の周知方法)

第7条 国債特例第13条本文に規定する板呼値の周知は、本所が特に指
示する場合を除き、呼値ごとに次の各号に掲げる事項を伝送装置によ
り行うものとする。

- (1) 銘 柄
- (2) 売り買いの別
- (3) 最終利回り
- (4) 数 量
- (5) 条 件
- (6) その他本所が必要と認める事項

付 則

この規則は、昭和54年4月2日から施行する。

付 則

この規則は、昭和56年4月22日から施行する。ただし、第10条第
1号の規定は、昭和56年4月1日から実施する。

付 則

- 1 この規則は、昭和57年1月4日から施行する。
- 2 昭和46年11月1日以後に証券業協会に所属した証券会社（昭和46
年10月31日現在、沖縄において証券業者の登録を受けており、かつ

沖縄の復帰時に証券業協会に所属した証券業者を除く。)又は外国証券会社の国内の支店からの売付け又は買付けの受託の場合で、委託を受けた正会員がその委託に関し通信、遞送その他に要した実費を負担している場合は、第16条ただし書の規定にかかわらず、昭和57年1月4日から昭和57年9月30日までの間、売付けについては100分の10以内の率を乗じた額を別に徴収することができるものとし、買付けについては100分の10以内の率を乗じた額を別に交付できる。

付 則

- 1 この規則は、昭和58年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年7月1日から施行する。
- 2 昭和58年7月における大口売買取引について、呼値を行うときは、翌月の第二土曜日を決済日として指定できないものとし、同翌月の第三土曜日を決済日として指定できるものとする。

付 則

この規則は、平成6年4月1日以降の日で、本所が定める日から施行する。

(注)「本所が定める日」は平成6年4月1日

付 則

- 1 この規則は、平成9年4月21日から施行する。
- 2 大口売買取引に係る売買立会場に掲示する最終利回り及び値段については、改正後の第4条第1項並びに別表第1及び別表第2に係る(注)の規定にかかわらず、本所が定める日まで、なお従前の例による。

(注)「本所が定める日」は平成9年10月19日

付 則

この規則は、平成13年1月4日から施行する。ただし、この規則施行の日前に行われた国債証券の売買(振込国債により決済を行う取

引に限る。)に係る決済については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

この規則は、平成15年1月8日から施行する。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成24年4月23日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

(別表第1)

$$\text{値段} = \frac{[\text{償還価格} + \text{利率} \times \text{残存期間}] \times 100}{100 + \text{最終利回り} \times \text{残存期間}}$$

(別表第2)

$$\text{最終利回り} = \frac{[\text{利率} + \frac{\text{償還価格} - \text{約定値段}}{\text{残存期間}}] \times 100}{\text{約定値段}}$$

(注) 残存期間は、残存日数(閏日を除外して計算する。以下日数計算について同じ。)を365日で除して算出するものとし、残存日数は、売買契約締結の日から起算して3日目の日の翌日から償還期日までの日数とする。

外国債券に関する業務規程の特例の施行規則

(目 的)

第1条 この規則は、外国債券に関する業務規程の特例（以下「外国債券特例」という。）に基づき、本所が定める事項について規定する。

(同一値段の呼値の順位)

第2条 外国債券特例第5条第2号に規定する同一値段の呼値の順位は、呼値ごとに数量の多い呼値（数量が同じであるときは、呼値の注文控（以下「板」という。）への記載順序が先順位の呼値）が少ない呼値に優先する。

第3条 削 除

(対当させる場合の呼値の順位)

第4条 外国債券特例第6条第1号に規定する対当させる場合の順位は、同特例第5条に規定する呼値の順位とする。

第5条 削 除

(約定値段を定める場合の合致数量)

第6条 外国債券特例第6条第1号のc(b)に規定する本所が定める他方の呼値の数量は、当該銘柄の売買単位の数量以上とする。

(呼値に関する事項)

第7条 外国債券特例第7条第4項の規定により、外国債券の呼値に関し、本所が定める事項は、次の各号に定めるところによる。

(1) 円貨建外国債券

a 売買の種類の手示

呼値を行うときは、売買の種類を指示するものとし、指示のない呼値は、普通取引に係る呼値とする。

b 成行呼値の禁止

本所は、売買の状況等を勘案して必要があると認めるときは、成行呼値を禁止することができる。

c 呼値の効力

板呼値は、当日の売買立会終了時に効力を失うものとする。

d 気配表示による呼値の周知

本所は、呼値の値段（条件付取引のうち呼値を最終利回りにより行う取引にあつては、呼値の最終利回り）が、価格の継続性維持の観点から適正と認める範囲外のものであるとき又は本所が必要と認めたときは、本所が定める方法による一定の表示（以下「気配表示」という。）により、その存在を周知させるものとする。

e 気配表示を行う時期等

前 d の気配表示を行う時期及びその値段は、本所がその時の呼値の状況等を勘案してその都度定めるものとする。

f 気配表示の更新

d の気配値段表示は、当該呼値を周知した時から本所が適当と認める時間を経過するごとに、30銭幅以内の値段をもって更新することができる。

g 気配値段の公表

本所は、市場情勢の推移等により必要と認めるときは、国内の他の証券取引所における約定値段、気配その他の実情を勘案して気配値段を定め、当該気配値段を公表する。

(2) 外貨建外国債券

前号の規定を準用する。この場合において、同号 f 中「30銭幅以

内」とあるのは「0.30ポイント幅以内」と読み替える。

(円貨建外国債券の売買単位)

第8条 外国債券特例第8条第1号に規定する円貨建外国債券の売買単位は、銘柄ごとに、額面10万円である場合は額面10万円とし、額面100万円である場合は額面100万円とする。

(本所が指定する外国為替相場等)

第9条 外国債券特例第10条に規定する本所が指定する外国為替相場とは、約定日（約定日が東京外国為替市場の休業日に当たるときは、その直前の東京外国為替市場の営業日）における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中値をいう。

2 外国債券特例第10条の規定による売買代金の本邦通貨への換算において、円位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(特別取引についての経過利子の計算において差し引く税額相当額)

第10条 削 除

(板の様式、記載方法及び記載事項の訂正並びに板の取扱い)

第11条 外国債券特例第13条に規定する板の様式、記載方法及び記載事項の訂正並びに板の取扱いについては、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 様 式

板の様式は、別表第2のとおりとする。

(2) 記載方法

a 板呼値の記載

板呼値の記載は、売り及び買いの別の値段ごとに、現物取引参加社名（本所が定める現物取引参加者の番号。以下同じ。）、数量

及び100万円券種呼値である旨の符号を、時間の先後が明らかとなる方法により行う。

b 受託時区分の表示

板呼値について受託時区分の表示は、約定値段決定時前後の区分を表示する。

c 売買が成立した板呼値の抹消方法

板呼値について、売買が成立したときは、次に定めるところにより、その抹消を行う。

(a) 全部の数量が成立した場合

現物取引参加者名及び数量を事後において判読できる方法により抹消する。

(b) 一部の数量が成立した場合

数量を事後において判読できる方法により抹消し、その左側に残数量を記載する。

d 調整により売買が成立した板呼値の表示

特別取引の板呼値について、調整により売買が成立したときは、その旨の表示を行う。

(3) 記載事項の訂正

記載事項の訂正は、板呼値の数量の減少となる訂正又は板呼値の取消しは現物取引参加者名及び数量を事後において判読できる方法により行う。

付 則

この規則は、昭和55年10月1日から施行する。

付 則

この規則は、昭和56年4月22日から施行する。ただし、第15条第2号の規定は、昭和56年4月1日から実施する。

付 則

- 1 この規則は、昭和58年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年7月1日から施行する。
- 2 昭和58年7月における特別取引について、呼値を行うときは、翌月の第二土曜日を決済日として指定できないものとし、同翌月の第三土曜日を決済日として指定できるものとする。

付 則

この規則は、平成15年1月8日から施行する。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成18年1月10日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

(別表第1)

$$\text{値段} = \frac{[\text{償還価格} + \text{利率} \times \text{残存期間}] \times 100}{100 + \text{最終利回り} \times \text{残存期間}}$$

(注1) 最終利回りは、

$$\left[\frac{\text{利率} + \frac{\text{償還価格} - \text{約定値段}}{\text{残存期間}}}{\text{約定値段}} \right] \times 100$$

の算式によって算出された利回り(小数第4位以下を切り捨てる。)とする。

(注2) 値段及び最終利回りを算出する場合の残存期間は、残存日数(閏日を除外して計算する。以下日数計算について同じ。)を365日で除して算出するものとする。

この場合の値段を算出する算式における残存日数は、売買契約締結の日の翌日から償還期日までの日数とし、最終利回りを算出する算式における残存日数は、決済日の翌日から償還期日までの日数とする。

(別表第3) 削除

優先株上場契約書

優先株上場契約書

平成 年 月 日

株式会社大阪証券取引所

代表取締役社長

殿

本店所在地

会社名 印

代表者の

氏名 印

_____（以下「会社」という。）は、その発行する優先株を上場するについて、株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）が定めた次の事項を承諾します。

- 1 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、有価証券上場規程（優先株に関する有価証券上場規程の特例を含む。）、その他の規則並びにこれらの取扱いに関する規定及び理事会決定（以下「諸規則等」という。）のうち、会社及び上場される会社の優先株（以下「上場優先株」という。）に適用のあるすべての規定を遵守すること。
- 2 諸規則等に基づいて、取引所が行う上場優先株に対する上場廃止、売買停止その他の措置に従うこと。

付 則

この契約書は，平成25年1月1日から施行する。

優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱い

1 第3条（上場審査基準）関係

- (1) 第2号に規定する「上場申請銘柄の発行者が当該銘柄に係る剰余金の配当を行うに足りる利益を計上する見込み」については、上場申請日の直前事業年度の末日後2か年間の予想利益及び上場申請日の直前事業年度の末日における分配可能額について審査するものとする。
- (2) 株券上場審査基準の取扱い2(1)(浮動株式数及び株主数の算定の取扱い)の規定は、第3条第3号aの浮動株式数及び株主数の算定について準用する。この場合において、「新規上場申請者」とあるのは、「上場申請銘柄の発行者」と読み替える。
- (3) 株券上場審査基準の取扱い2(2)(浮動株時価総額の取扱い)の規定は、第3条第3号bの浮動株時価総額の取扱いについて準用する。この場合において、「新規上場申請者」とあるのは、「上場申請銘柄の発行者」と読み替える。
- (4) 第1項第3号cに規定する指定振替機関として本所が指定するのは、株式会社証券保管振替機構とする。

2 第5条（上場廃止基準）関係

- (1) 株券上場廃止基準の取扱い1(1)(株式の分布状況の取扱い)は、第2項第1号に規定する株式の分布状況の取扱いについて準用する。この場合において、「上場会社」とあるのは、「上場優先株の発行者」と読み替える。
- (2) 株券上場廃止基準の取扱い1(2)(浮動株時価総額の取扱い)は、第2項第2号に規定する浮動株時価総額の取扱いについて準用する。この場合において、「上場会社」とあるのは「上場優先株の発行者」と読み替える。

- (3) 優先株の全部が発行者に取得されたときは、第2項第3号に規定する「存続期間が満了となる」ものとして取り扱う。
- (4) 第2項第4号に規定する売買高の取扱いは、次のとおりとする。
- a 第4号の規定は、上場後1年未満の銘柄については適用しない。
- (注) 「上場後1年」の計算に当たり、上場日が休業日のため月の初日にならなかつた場合には、当該月の初日に上場されたものとみなして計算する。
- b 売買高の審査については、当分の間、12月末日に行うものとする。
- c 「最近1年間の月平均売買高」とは、前bによる審査のときからさかのぼって1年間における当該銘柄の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。
- d 「本所及び株式会社東京証券取引所又は株式会社名古屋証券取引所に上場されている銘柄の売買高」については、最近1年間の月平均売買高の2か所又は3か所の合計が5,000株未満である場合とする。
- (5) 株券上場審査基準の取扱い2(11)及び株券上場廃止基準の取扱い1(12)bの規定は、第2項第6号の場合に準用する。
- (5)の2 株券上場廃止基準の取扱い1(15)の規定は、第5条第2項第6号の2の場合に準用する。
- (6) 第3項に規定する上場廃止日は、原則として、次のaからdまでに掲げる区分に従い、当該aからdまでに定めるところによる。
- a 第1項第1号又は第2項第1号、第2号、第4号若しくは第6号に該当することとなった銘柄
- 本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間(休業日を除外する。)を経過した日。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。
- b 第1項第2号に該当することとなった銘柄

当該銘柄の発行者の発行する普通株の上場廃止日と同日。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

c 第2項第3号に該当することとなった銘柄

存続期間満了の日の3日前（休業日を除外する。）の日。

d 第5条第2項第6号の2に該当することとなった銘柄のうち、前号において準用する株券上場廃止基準の取扱い1(15)aの規定に該当するもの

株式の取得がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

3 第6条（上場手数料及び年賦課金）関係

第6条に規定する「本所が定める上場手数料及び年賦課金」は、普通株に転換する条件が付されている優先株である場合には、次のとおりとする。

(1) 上場手数料

a 1株当たりの発行価格に上場株式数を乗じて得た金額の万分の3

b 上場手数料は、当該銘柄の上場日の属する月の翌月末までに納入するものとする。

(2) 年賦課金

a 1株当たりの発行価格に上場株式数を乗じて得た金額のうち

(a) 5億円以下の金額につき 20万円

(b) 5億円を超え20億円以下の金額につき

1億円以下を増すごとに 1万8千5百円

(c) 20億円を超え60億円以下の金額につき

2億円以下を増すごとに 1万8千5百円

(d) 60億円を超え100億円以下の金額につき

5億円以下を増すごとに 1万8千5百円

- (e) 100億円を超え500億円以下の金額につき
50億円以下を増すごとに 1万8千5百円
- (f) 500億円を超え1,000億円以下の金額につき
100億円以下を増すごとに 1万8千5百円
- (g) 1,000億円を超える金額につき
200億円以下を増すごとに 1万8千5百円
- b 年賦課金の計算における上場株式数は、各銘柄ごとに前年の12月末日現在における上場株式数を基準とする。
- c 年賦課金は、年2回に分けて、2月末日及び8月末日に、半額ずつを納入するものとする。
- d 6月末日以前に上場された銘柄のその年の年賦課金については、上場日現在の上場株式数を基準として計算するものとし、その半額（2月末日納入分）を免除する。
- e 7月1日以後に上場された銘柄のその年の年賦課金は免除する。
- f 6月末日以前に上場廃止された銘柄のその年の年賦課金については、その半額（8月末日納入分）を免除する。
- g 第5条第1項第2号に該当し上場廃止された銘柄の年賦課金については、同号に該当することとなった日以降に到来する納入期の納入分を、有価証券上場規程第15条の規定により普通株とともに上場廃止された銘柄の年賦課金については、同条の規定による上場廃止の日以降に到来する納入期の納入分を、それぞれ免除することができるものとする。

付 則

- 1 この取扱いは、平成5年2月28日より施行する。
- 2 改正後の3(2)dの規定は、この改正規定施行の日以後に改正前の同規定に定める期間の最終日が到来する銘柄から適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成13年10月1日から施行する。
- 2 改正後の3の規定にかかわらず、商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号）附則第2条又は第24条の規定においてなお従前の例によるとされた自己株式については、なお従前の例により取り扱うものとする。

付 則

この取扱いは、本所が定める日から施行する。

((注) 本所が定める日は、平成14年6月17日)

付 則

- 1 この取扱いは、平成15年1月1日から施行する。
- 2 改正後の3(4)aの規定にかかわらず、施行日の前日までに現に改正前の3(4)aの規定の適用を受ける銘柄については、なお従前の例による。

付 則

この取扱いは、平成15年1月14日から施行する

付 則

- 1 この取扱いは、平成16年10月1日から施行する。
- 2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）による改正前の商法の規定により株主名簿の閉鎖を行っている場合においては、当該株主名簿の閉鎖時を基準日とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

この取扱いは、平成17年2月1日から施行する

付 則

この取扱いは、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成19年12月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成20年5月12日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成21年11月16日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成21年12月30日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成25年1月1日から施行する。

外国投資証券上場契約書

外国投資証券上場契約書

平成 年 月 日

株式会社大阪証券取引所

代表取締役社長

殿

本店所在地

法人名

印

代表者の

役職署名

印

_____（以下「外国投資法人」という。）は、その発行する外国投資証券を上場するについて、株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）が定めた次の事項を承諾します。

- 1 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程，有価証券上場規程，その他の規則並びにこれらの取扱いに関する規定（以下「諸規則等」という。）のうち，外国証券投資法人及び上場される外国証券投資法人の外国投資証券（以下「上場外国投資証券」という。）に適用のあるすべての規定を遵守すること。
- 2 諸規則等に基づいて，取引所が行う上場外国投資証券に対する上場廃止，売買停止その他の措置に従うこと。
- 3 本契約から生じる又は上場外国投資証券に関する法人と取引所との間の一切の訴訟については，大阪地方裁判所のみをその管轄裁判所とすること。

付 則

この契約書は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この契約書は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この契約書は、平成25年1月1日から施行する。

上場申請に係る宣誓書（外国投資証券）

上場申請に係る宣誓書（外国投資証券）

平成 年 月 日

株式会社大阪証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地 _____

法人名 _____

代表者の

役職署名 _____

_____ は、株式会社大阪証券取引所
（以下「取引所」という。）への外国投資証券の上場申請に関
し、次のとおり宣誓します。

- 1 上場申請及び上場審査において取引所に提出する書類に関し、必要となる内容を漏れなく記載しており、かつ、記載した内容はすべて真実であります。
- 2 前項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行う一切の措置に異議を申し立てません。

付 則

この宣誓書は，平成17年2月1日から施行する。

付 則

この宣誓書は，平成19年9月30日から施行する。

付 則

この宣誓書は，平成25年1月1日から施行する。

外国投資証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い

1 第1条（目的）第1項関係

第1条に規定する「外国投資証券」は、特定の国又は地域に対する証券投資を目的に発行されるものに限るものとする。

2 第2条（外国投資証券の新規上場申請）第1項関係

第1項において、上場申請日が外国投資証券の発行決議以後払込期日以前である場合には、上場希望日現在の外国投資証券の銘柄及び数等を記載した外国投資証券のための有価証券上場申請書を提出するものとする。この場合には、外国投資証券の発行について、その発行決議を証明する書類、有価証券届出書の写し及び有価証券届出効力発生通知書の写し又は有価証券通知書受理通知書の写し並びに払込完了を証明する書類を提出するものとする。

3 第2条（外国投資証券の新規上場申請）第2項関係

(1) 第3号に規定する「外国投資証券の上場申請のための有価証券報告書」は、次のa及びbに定めるところにより作成した書類及び本所が上場審査のため必要と認める書類から成るものとする。

a 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号。以下「特定有価証券開示府令」という。）第10条第1項第4号に規定する「第4号の4様式」に準じて記載するものとする。

b 「外国投資証券の上場申請のための有価証券報告書」に記載する財務書類は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第129条に定める作成基準に準じて作成するものとする。

(2) 第6号に規定する「本国」については、有価証券上場規程に関する取扱要領（以下「取扱要領」という。）3(2)（ただし書を除く。）の規定を準用する。この場合において、取扱要領3(2)中「第7号b」とあるのは「第6号」と、「外国会社」とあるのは「外国投資法人」と読み替えるものとする。

(3) 第6号に規定する「組織された店頭市場」については、取扱要領3(3)の規定を準用する。この場合において、取扱要領3(3)中「第7号b」とあるのは「第6号」と読み替えるものとする。

(4) 第6号に規定する「書面」については、取扱要領3(4)の規定を準用する。この場合において、取扱要領3(4)中「第7号b」とあるのは「第6号」と、「2年間」とあるのは「6か月間」と読み替えるものとする。

(5) 第7号に規定する「書面」については、取扱要領3(5)の規定を準用する。この場合において、取扱要領3(5)中「第7号c」とあるのは「第7号」と、「取締役会」とあるのは「役員会」と、「定款等」とあるのは「規約等」と読み替えるものとする。

(6) 第10号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a 本所所定の「投資主数状況表」

この場合における投資主とは、実質的に投資口を所有している者をいう（以下外国投資法人の投資主の取扱いについて同じ。）。

b 第10条の3第6項により準用する上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示等規則」という。）第20条に規定する外国投資法人の代理人等を選定していること又は当該代理人等から受諾する旨の内諾を得ていることを証する書面

4 第2条（外国投資証券の新規上場申請）第3項関係

- (1) 第3項本文における公認会計士又は監査法人の監査又は中間監査については、取扱要領7(1)の規定を準用する。この場合において、取扱要領7(1)中「第7項」とあるのは「第3項」と読み替えるものとする。
- (2) 第3項本文に規定する「監査報告書又は中間監査報告書」については、取扱要領7(2)の規定を準用する。この場合において、取扱要領7(2)中「第7項」とあるのは「第3項」と、「財務諸表等」とあるのは「財務書類」と、「中間財務諸表等」とあるのは「中間財務書類」と読み替えるものとする。
- (3) 第3項ただし書に規定する「本所が定める外国投資法人」については、取扱要領7(3)の規定を準用する。この場合において、同要領7(3)中「第7項」とあるのは「第3項」と、「外国会社」とあるのは「外国投資法人」と読み替えるものとする。
- (4) 第3項第1号の規定により本所が指定するものとは、次に掲げるものとする。
- a 「外国投資証券の上場申請のための有価証券報告書」に記載する次の各事業年度に関する財務書類
- (a) 上場申請日前に終了した2年間の各事業年度の財務書類（2年間に係る財務書類が、法第5条第1項又は法第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されている場合は、「外国投資証券の上場申請のための有価証券報告書」に当該財務諸表又は連結財務諸表を添付するものとする。
- (b) 前(a)の規定にかかわらず、外国投資証券の新規上場申請者が外国投資法人として設立された後、上場申請日までに2年以上を経過していない外国投資法人である場合には、次の財務書類とする。
- イ 2年以上経過していないときは、最近1年間に終了する

各事業年度の財務書類

ロ 1か年以上経過していないときは，上場申請日前に終了した事業年度の財務書類又は1年を1事業年度とする場合で中間会計期間を経過しているときは，当該中間財務書類。ただし，事業年度又は中間会計期間を経過していない場合は，本所が定める財務書類

b 第2条第4項第2号bの規定により提出される「外国投資証券の上場申請のための有価証券報告書」に記載する財務書類

5 第2条（外国投資証券の新規上場申請）第4項関係

(1) 第4項の規定において準用する有価証券上場規程第3条第5項第1号に規定する役員会又は投資主総会の決議に係る事項が第10条の3に規定する事項である場合には，外国投資証券の新規上場申請者は，同号に規定する決議通知書に，上場外国投資法人が12(2)の規定に基づき本所に提出する書類に準じて作成した書類を添付するものとする。

(2) 第4項の規定において準用する有価証券上場規程第3条第5項第2号に規定する「経営上重大な事実等の会社情報が生じた場合」とは，第10条第1項第2号，第3号（外国投資証券の新規上場申請者が決定した場合を除く。）及び第5号に規定する場合をいうものとする。

(3) 第4項の規定において準用する有価証券上場規程第3条第8項については，取扱要領8の規定を準用する。この場合において，取扱要領8(3)中「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」とあるのは「外国投資証券の上場申請のための有価証券報告書」と，「新規上場申請者」とあるのは「外国投資証券の新規上場申請者」と，「財務諸表等」とあるのは「財務書類」と，取扱要領8(4)中「前7(2)」とあるのは「前4(2)」と，「財務諸表等」とあるのは「財務書類等」

と読み替えるものとする。

(4) 第4項の規定において準用する有価証券上場規程第3条第12項前段に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

- a 規約又はこれに相当する書類
- b 外国投資証券の上場申請のための有価証券報告書

(5) 第4項の規定において準用する有価証券上場規程第3条第12項後段に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

- a 前(6)に規定する書類
- b 第4項の規定において準用する有価証券上場規程第3条第5項第2号、第3号、第5号（g及びgの2を除く。）及び第7号に規定する書類
- c 第2条第4項第2号に規定する書類
- d (1)及び(2)の規定により提出される書類（第10条及び第10条の2の規定により公衆の縦覧に供することとされている書類と同種の書類に限る。）

(6) 第4項第2号aに規定する「外国投資証券の上場申請のための半期報告書」は、次のa及びbに定めるところによるものとする。

- a 特定有価証券開示府令第28条第1項第4号に規定する「第11号様式」に準じて作成するものとする。
- b 「外国投資証券の上場申請のための半期報告書」に記載する財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第63条第4項に定める作成基準に準じて作成するものとする。

(7) 第4項第2号aに規定する「新規上場申請者」が外国投資法人（継続開示義務のある外国投資法人を除く。）である場合には、(1)に定める「外国投資証券の上場申請のための半期報告書」に記載する財務

書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第74条に定める作成基準に準じて作成するものとする。

(8) 第4項第2号aに規定する「本所が定める場合」とは、新規上場申請者が、「外国投資証券の上場申請のための有価証券報告書」に上場申請日の属する事業年度及び連結会計年度に係る中間財務書類(中間財務諸表(中間貸借対照表, 中間損益計算書, 中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。))及び中間連結財務書類(中間連結貸借対照表, 中間連結損益計算書, 中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。))を記載している場合をいう。

(9) 第4項第2号bに規定する「外国投資証券の上場申請のための有価証券報告書」は、特定有価証券開示府令第10条第4号に規定する「第4号の4様式」に準じて作成するものとする。

(10) 第4項第2号bに規定する「外国投資証券の上場申請のための有価証券報告書」には、上場申請日の属する事業年度に係る会社法第438条第1項に規定する計算書類及び事業報告で、定時投資主総会にその内容を報告し又はその承認を受けたものを添付するものとする。

6 第3条(外国投資証券の申請の不受理)関係

外国投資証券の新規上場申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、原則として上場申請を受け付けないものとする。

(1) 投資主の請求により投資口の払戻しを行う場合

(2) 当該上場申請に係る外国投資証券が外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されていないとき又は外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されることが認められないとき。

(3) 外国投資法人の財務運用等に関する条件が、投資者保護上本所が

相当と認める条件に適合していないとき。

7 第5条（外国投資証券の上場審査料）関係

- (1) 第5条に規定する本所が定める金額は、100万円とする。
- (2) 外国投資証券の上場審査料の納入は本邦通貨によるものとする（この取扱いは「外国投資証券に関する有価証券上場規程の特例別表の取扱い」の上場手数料及び年賦課金の納入において同じ。）。

8 第6条（外国投資証券の上場審査）関係

- (1) 第6条に掲げる事項の審査は、外国投資証券の新規上場申請者の経営形態及び実務慣行等を勘案して、外国投資証券の新規上場申請書類（外国投資証券に関する有価証券上場規程の特例第2条の規定に基づき外国投資証券の新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。）及び質問等に基づき、次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a 第1号関係

- (a) 外国投資証券の新規上場申請書類のうち投資内容の開示に係るものが法令等に準じて作成されており、かつ、本国等の法制度、外国投資証券の新規上場申請者の財政状態及び経営成績、役員・大口投資主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が分かりやすく記載されていること。
- (b) 外国投資証券の新規上場申請者の会計組織が、適切に整備、運用されている状況にあること。
- (c) 外国投資証券の新規上場申請者が、経営に重大な影響を与える事実等の法人情報を管理し、当該法人情報を適時、適切に開示することができる状況にあること。

b 第2号関係

- (a) 投資主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと。
- (b) 外国投資証券の新規上場申請者が，最近の運用実績の水準を維持することができる見込みのあること。
- (c) 外国投資証券の新規上場申請者が財産の運用を委託している運用会社にあつては，原則として，運用会社として設立された後，当該外国投資証券の新規上場申請者の上場申請日の直前事業年度の末日までに3年以上を経過しており，かつ，投資運用の実績を有していること。この場合において，設立後3年以上を経過していない場合であっても，当該運用会社の親会社がその状況にあれば適合しているものとする。
- (d) 外国投資証券の新規上場申請者が事務管理を委託している管理会社にあつては，原則として，管理会社として設立された後，当該外国投資証券の新規上場申請者の上場申請日の直前事業年度の末日までに3年以上を経過しており，かつ，外国投資法人等に係る事務委託の実績を有していること。この場合において，設立後3年以上を経過していない場合であっても，当該管理会社の親会社がその状況にあれば適合しているものとする。
- (e) その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

9 第7条（外国投資証券の上場審査基準） 関係

(1) 上場投資口数

上場申請に係る投資口数は，原則として払込済投資口数と同数であることを要するものとする。ただし，本国等の上場制度等において当該上場申請に係る投資口の一部に上場が認められていない投資口がある場合には，当該上場が認められていない投資口を除く払込済投資口数を上場申請に係る投資口数とすることができるものとする。

(2) 流通の状況

第2号に規定する上場申請に係る外国投資証券の「流通の状況が円滑である」かどうかの認定については、株券上場審査基準の取扱い3(3)aの規定を準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い3(3)a中「株券」とあるのは「外国投資証券」と、「株式」とあるのは「投資口」と、「株主数」とあるのは「投資主数」と、「株主」とあるのは「投資主」と、「株式数」とあるのは「投資口数」と読み替えるものとする。

(3) 本邦内投資主数

a 第3号に規定する「本邦内投資主」とは、上場申請に係る外国投資証券の本所における売買単位以上の投資口を所有している本邦内に住所又は居所を有する者(上場申請に係る外国投資証券が、外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合であって、本所のみを上場申請がおこなわれているときは、外国に住所又は居所を有するものを含む。)で、新規上場申請者の特別利害関係者及び上場申請に係る投資口総数の100分の1以上を所有する投資主以外の投資主をいうものとする。

b 外国投資証券の新規上場申請者が、上場申請日から上場日の前日までの期間に行う上場申請に係る外国投資証券の公募又は売出しの取扱いについては、次のとおりとする。

(a) 公募又は売出しを行う場合

イ 外国投資証券の新規上場申請者及び当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結する金融商品取引業者(以下「金融商品取引業者等」という。)である本所の現物取引参加者(以下「元引受取引参加者」という。)は、公募又は売出しの内容及び手続並びに最近の基準日等における投資主等の状況を記載した本所所定の「公募又は売出予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後

の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、本所の現物取引参加者が当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結しない場合においては、当該公募又は売出しに関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する金融商品取引業者等である本所の現物取引参加者を元引受取引参加者とみなしてこの規定を適用する（以下この取扱いにおいて同じ。）。

ロ 本所が外国投資証券の新規上場申請者の投資口の分布状況と「公募又は売出予定書」を検討し、当該予定書の内容を不相当と認めて、その変更を要請した場合には、外国投資証券の新規上場申請者及び元引受取引参加者は、その内容を改善し、かつ、改善後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。

ハ 元引受取引参加者は、原則として公募又は売出しの申込期間終了の日から起算して3日以内に、本所所定の「公募又は売出実施通知書」を提出するとともに、当該公募又は売出しの内容を外国投資証券の新規上場申請者に通知するものとする。

ニ 前ハに規定する「公募又は売出実施通知書」は、元引受取引参加者が2社以上ある場合には、当該元引受取引参加者のうち1社が代表して提出することができるものとする。

(b) 上場申請に係る外国投資証券の公募又は売出しについて

本所の現物取引参加者以外の金融商品取引業者等（以下「非取引参加者金融商品取引業者等」という。）が元引受契約又は募集若しくは売出しの取扱いを行うこととなる契約（本所の現物取引参加者が元引受契約を締結する場合には、元引受契約に限る。以下「元引受契約等」という。）を締結する場合には、外国投資証券の新規上場申請者は、当該公募又は売出しについて元

引受契約等を締結する非取引参加者金融商品取引業者等との間において、当該公募又は売出しの実施状況に関する元引受取引参加者への報告等を内容とする契約を締結することができる。この場合において、外国投資証券の新規上場申請者が当該契約を証する書面の写しを本所に提出したときは、当該契約を締結する非取引参加者金融商品取引業者等が引き受け又は取り扱う投資主等の状況について、(a)に規定する「公募又は売出予定書」及び「公募又は売出実施通知書」に記載することができるものとする。

(4) 純資産の額

a 第4号に規定する「上場申請日現在の純資産の額」とは、株券上場審査基準の取扱い3(4)aに規定する「純資産の額」に相当する額をいうものとする。この場合において、株券上場審査基準の取扱い3(4)a中「第3号」とあるのは「第4号」と、「新規上場申請者」とあるのは「外国投資証券の新規上場申請者」と、「自己株式」とあるのは「自己投資口」と読み替えるものとする。

b 前aに規定する「上場申請日現在の純資産の額」を算定する場合の財務書類は、次のとおりとする。

(a) 上場申請日現在において1事業年度又は1中間会計期間を終了している場合には、上場申請日の直前の事業年度又は中間会計期間に係る財務書類

(b) 前(a)に規定する財務書類を提出できない場合には、本所が指示する書類

c 第4号に規定する「上場申請日現在の純資産の額」の本邦通貨への換算は、上場申請日における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値により行うものとする。

(5) 利益の額

- a 第5号に規定する「利益の額」とは、外国投資証券の新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記しているときは、連結損益計算書上の経常利益金額又は経常損失金額に相当する額（営業利益相当額又は営業損失相当額に営業外収益相当額及び営業外費用相当額を加減した額から少数投資主持分を控除した額並びに有価証券売買損益項目及び有価証券評価損益項目が含まれていない場合には、当該項目に該当する額を加減した額をいう。以下このaにおいて同じ。）と税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額に相当する額（経常利益金額又は経常損失金額に相当する額に特別損益項目、異常損益項目又はこれらに相当する項目に計上された額を加減した額）とのいずれか低い額をいうものとし、外国投資証券の新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記していないときは、損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。
- b 第5号に規定する「剰余金」とは、前(4) bに基づいて算定される純資産の額から財務書類上の資本金に相当する額並びに資本準備金に相当する額及び利益準備金に相当する額を減じて得た額をいうものとする。
- c aに規定する利益の額については、株券上場審査基準の取扱い2(6) d及びeの規定を準用する。

(6) 利益の分配

第6号に規定する「継続して行う見込みのあること」とは、外国投資法人の規約又はこれに相当する書類の利益の分配方針において、投資主に対して利益の分配を行うことを明記しているものをいうものとする。

(7) 虚偽記載又は不適正意見等

第7号に規定する有価証券報告書等の虚偽記載については、株券上場審査基準の取扱い2(8) a（発行登録に係る部分を除く。）及びb

の規定を準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い
2(8)中「第8号」とあるのは「第7号」と読み替えるものとする。

(8) 第8号に規定する指定振替機関として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。

9の2 第7条の2（取引所規則の遵守に関する確認書等）関係

(1) 第2号に規定する書面には、外国投資証券の新規上場申請者の代表者による署名を要するものとする。

(2) 第2号に規定する「理由」の記載に当たっては、同号に規定する書類の作成に関して外国投資証券の新規上場申請者の代表者が確認した内容を記載するものとする。

10 第8条（追加発行された外国投資証券の上場等）関係

(1) 上場外国投資法人の追加発行する外国投資証券については、当該外国投資証券が払込済投資口であって、かつ、上場外国投資証券と権利関係が同一である場合又は同一となったときに上場外国投資証券に追加して上場するものとする。

(2) 上場外国投資法人の分配再投資等により追加発行される外国投資証券で発行の都度上場申請を行うことが困難な外国投資証券の発行が行われる場合は、発行投資口数を確認する前においても、上場するものとする。

11 第10条（上場外国投資法人が行う適時開示等）関係

(1) 第1項第1号aに規定する「本所が定める基準」とは、発行価額又は売出価額の総額が1億円未満であると見込まれることをいうものとする。ただし、上場外国投資法人が追加発行される投資口の引受権を投資主に割り当てる場合を除く。

(2) 第2項に規定する「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示

等に関する規則及びその取扱いに定めるところに準じる」とは、原則として、同規則第2条の2から第3条まで及び第4条から第4条の3まで並びに同取扱い1の2(1)に定めるところに準じることをいうものとする。

12 第10条の3（書類の提出等）関係

(1) 第1項に規定する通知は、同項各号に掲げる事項について決議又は決定（役員会で決議したこと（代表役員の専決事項である場合には、代表役員が所要の手續に従い決定したこと）をいう。以下次の(2)までにおいて同じ。）を行った後、直ちに役員会決議通知書（代表役員の専決事項である場合は、決定通知書）を提出することにより行うものとする。ただし、第10条第1項第1号aに掲げる事項について決議又は決定を行った場合については、当該決議又は決定の内容を記載した有価証券変更上場申請書の提出をもって当該通知書の提出に代えることができる。

(2) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからeまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからeまでに定めるところにより行うものとする。

a 第10条第1項第1号cに掲げる事項

投資口の分割又は併合日程表 確定後直ちに

b 第10条第1項第1号eに掲げる事項

(a) 合併契約書の写し 契約締結後直ちに

この場合において、上場外国投資法人は、合併契約書の写しを本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(b) 合併日程表 確定後直ちに

c 第2号に掲げる事項

投資口の種類変更日程表及び変更内容説明の通知書

確定後直ちに

d 第3号に掲げる事項

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い（以下「適時開示等規則の取扱い」という。）5(3)mに掲げる書類。この場合において、同取扱い5(3)m中「上場会社」とあるのは「上場外国投資法人」と読み替える。

e 第4号に掲げる事項

適時開示等規則の取扱い5(3)nに掲げる書類。この場合において、同取扱い5(3)n中「上場会社」とあるのは「上場外国投資法人」と読み替える。

(3) 第2項に規定する場合には、第10条第1項第2号dに規定する内閣総理大臣等の承認を受けた場合を含むものとし、当該場合には、当該内閣総理大臣等の承認に係る通知書の写しを受理後遅滞なく提出するものとする。

(4) 第3項に規定する「本所が定める期日」とは、原則として毎週1回とする。

(5) 第4項に規定する書面には、上場外国投資法人の代表者による署名を要するものとする。

(6) 第4項に規定する「理由」の記載に当たっては、有価証券報告書又は半期報告書の作成に関して上場外国投資法人の代表者が確認した内容を記載するものとする。

(7) 第5項に規定する「本所が必要と認める書類」とは、5(7)に規定する書類をいうものとする。

(8) 第6項の規定において準用する適時開示等規則第6条、第7条、第9条、第13条、第14条、第15条、第15条の2、第18条及び第20条については、適時開示等規則の取扱い6、7、10、13、14、17及び18の規定を準用する。この場合において、同取扱い6及び17中「株主」とあるのは「投資主」と、6、7、10及び17中「剰余金配当」とあるのは「利益の分配」と、6、7、10、13、14、17及び18中「上

場外国会社」又は「上場会社」とあるのは「上場外国投資法人」と、7及び10中「株式」とあるのは「投資口」と、7中「上場株式」とあるのは「上場投資口」と、10及び17中「株式」又は「新株」とあるのは「追加発行投資口」と、「自己株式」とあるのは「自己投資口」と、17中「株式事務」とあるのは「投資口事務」と、それぞれ読み替える。

13 第11条（外国投資証券の上場廃止基準等）第1項関係

(1) 第3号から第11号まで（第9号及び第10号を除く。）の適用に当たっては、外国における法人制度等を勘案するものとする。

(2) 流通の状況

第2号に規定する「流通の状況が著しく悪化した」かどうかの認定については、株券上場廃止基準の取扱い2(4)aの規定を準用する。この場合において、同取扱い2(4)a中「第3号a」とあるのは「第2号」と読み替えるものとする。

(3) 破産手続

a 第3号に規定する「上場外国投資法人が法律の規定に基づく破産手続を必要とするに至った場合」とは、上場外国投資法人が、法律に規定する破産手続の原因があることにより、破産手続を必要と判断した場合をいう。

b 第3号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場外国投資法人が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより投資運用活動の継続について困難である旨又は断念する旨を役員会等において決議又は決定した場合であって、解散について投資主総会に付議することを決議した場合を含むものとする。この場合において、当該上場外国投資法人から解散に関する役員会決議についての書面による報告を受けた日に同号に該当するものとして取り扱う。

(4) 投資運用活動の停止

第4号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場外国投資法人が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次のaからcまでに掲げる日に、同号に該当するものとして取り扱う。

- a 上場外国投資法人が、合併により解散する場合のうち、他の上場外国投資法人に吸収合併される場合は、吸収合併がその効力を生ずる日
- b 上場外国投資法人が前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当該上場外国投資法人から当該合併に関する投資主総会決議についての書面による報告を受けた日
- c 上場外国投資法人がa及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(前(3)bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、当該上場外国投資法人から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(5) 不適当な合併

第5号に規定する「その状態が著しく悪化」するとは、上場外国投資法人の投資運用成績、財政状態等が、合併を行う前に比べ著しく悪化することをいうものとする。

(6) 虚偽記載又は不適正意見等

第7号aに規定する有価証券報告書等の「虚偽記載」については、株券上場審査基準の取扱い2(8)a(発行登録に係る部分を除く。)の規定を準用する。

- (7) 第8号に規定する「上場契約について重大な違反を行った場合」については、株券上場廃止基準の取扱い1(11)(gを除く。)の規定を準用する。この場合において、同取扱い1(11)中「第12号」とあるのは「第8号」と、同(11)f中「適時開示等規則第2章」とあるのは「第10条」と読み替えるものとする。

(8) 投資口の譲渡制限

投資口の譲渡につき制限を行う場合において、当該上場外国投資法人から譲渡制限に関する投資主総会決議についての書面による報告を受けたときは、第11号に該当するものとして取り扱う。

14 第11条（外国投資証券の上場廃止基準等）第3項関係

第11条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(3)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(3)までに定めるところによる。

(1) 第11条第1項第12号のうち、上場外国投資法人が外国投資証券の不正発行を行った場合に該当する銘柄

上場廃止の決定後遅滞なく

(2) 第11条第1項第12号に該当することとなった銘柄(前(1)に該当する場合を除く。)

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日までの範囲内の日で、その都度決定する日

(3) (1)及び前(2)に掲げる銘柄以外の銘柄

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

15 第13条（日本語による書類等の提出）関係

(1) 本所に提出する書類が日本語をもって記載したものでないときは、原則としてその訳文を付するものとする。ただし、次に掲げる書類については、訳文を付することを要しない。

a 規約又はこれに相当する書類のうち、「投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）」第67条第1項各号に掲げる事項に相当する事項以外の部分

b 第2条第2項第8号に規定する書類

- c 第2条第4項の規定により準用する有価証券上場規程第3条第5項（第4号，第5号g及び第6号を除く。）に規定する書類のうち外国の行政庁に提出したものの写し
- (2) 前(1)に規定する訳文のうち，本所が必要と認めるものについては，その訳文が正確である旨を記載した翻訳者の証明を付するものとする。
- (3) 第2項に規定する「本所が指定する外国為替相場」は，原則として，提出日の最近日現在における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値とする。

付 則

この取扱いは，特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成12年法律第97号）の施行の日から施行する。

（注）「法律の施行の日」は平成12年11月30日

付 則

- 1 この取扱いは，平成15年1月1日から施行する。
- 2 改正後の14(2)の規定にかかわらず，この取扱い施行の日の前日までに現に改正前の14(2)の規定の適用を受ける銘柄については，なお従前の例による。

付 則

この取扱いは，平成15年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成16年8月2日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成17年2月1日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成18年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、本所が指定する外国投資証券の3及び9の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 第1項の規定にかかわらず、本所が指定する銘柄の12(8)の規定の適用については、本所が銘柄ごとに定める日までは、なお従前の例による。

付 則

この取扱いは、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成19年2月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成21年12月30日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成22年6月30日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成25年1月1日から施行する。

外国投資証券に関する有価証券上場規程の特例別表の取扱い

1 上場手数料関係

- (1) 上場手数料の計算上生じた100円未満の金額は切り捨てる。
- (2) 外国投資証券の1口当たりの発行価格の本邦通貨への換算は、原則として、上場申請日における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値により行うものとする。
- (3) 発行済投資口のうち上場に適さない投資口として上場されていない投資口が上場されることとなった場合の上場手数料については、「新規上場申請者の上場申請した外国投資証券の上場」の〔定率〕を準用するものとする。
- (4) 合併に際して新たに発行する投資口に係る上場手数料は、1口当たり資本組入額を1口当たりの発行価格とみなして計算する。
- (5) 外国投資法人の投資口分配、投資主割当若しくは分配再投資等又は募集等により積み立てられた資本準備金の資本組入れに伴い追加発行した外国投資証券の上場手数料は、当該外国投資証券の額面金額（当該外国投資証券が無額面投資口の場合には1口当たりの資本組入額）を1口当たりの発行価格とみなして計算する。
- (6) 有価証券上場規程第15条の規定による場合の上場廃止の日又は外国投資証券に関する有価証券上場規程の特例第11条第1項の各号のいずれかに該当することとなった日以降に到来する納入期に納入する上場手数料については、これを免除することができる。

2 年賦課金関係

- (1) 年賦課金の計算は、直前事業年度の末日現在における上場投資口数、事業年度が到来していない場合は上場日現在における上場投資口数を基準とする。
- (2) 新規上場申請者に係る年賦課金の計算は、前(1)の規定にかかわら

ず、当該新規上場申請者の外国投資証券の上場日における上場投資口数を基準とする。

(3) 年賦課金は、年2回に分けて、外国投資証券に関する有価証券上場規程の特例別表の上場手数料及び年賦課金に定める期日に各々半額を納入するものとする。

(4) 新規上場申請者に係る年賦課金は、前cの規定にかかわらず、当該外国投資法人の外国投資証券が、事業年度の前半6か月の間に上場されたときにはその半額を、後半6か月の間に上場されたときにはその全額を免除する。

(5) 有価証券上場規程第15条の規定による場合の上場廃止の日又は外国投資証券に関する有価証券上場規程の特例第11条第1項の各号のいずれかに該当することとなった日以降に到来する納入期に納入する年賦課金については、これを免除することができる。

付 則

この取扱いは、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成12年法律第97号）の施行の日から施行する。

（注）「法律の施行の日」は平成12年11月30日

付 則

この取扱いは、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成25年1月1日から施行する。

債券上場契約書

平成 年 月 日

株式会社大阪証券取引所

代表取締役社長 殿

主たる事務所の所在地

発行者名 印

代表者又はそれに

準ずると認められる者の

役職氏名 印

_____（以下「発行者」という。）は、その発行する債券を上場するについて、株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）が定めた次の事項を承諾します。

- 1 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、有価証券上場規程、その他の規則並びにこれらの取扱いに関する規定（以下「諸規則等」という。）のうち、発行者及び上場される発行者の債券（以下「上場債券」という。）に適用のあるすべての規定を遵守すること。
- 2 諸規則等に基づいて、取引所が行う上場債券に対する上場廃止、売買停止その他の措置に従うこと。

付 則

この契約書は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この契約書は、平成25年1月1日から施行する。

上場申請に係る宣誓書（内国債券）

上場申請に係る宣誓書（内国債券）

平成 年 月 日

株式会社大阪証券取引所

代表取締役社長 殿

主たる事務所の所在地 _____

発行者名 _____ 印

代表者又はそれに

準ずると認められる者の

役職氏名 _____ 印

_____は、株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）への債券の上場申請に関し、次のとおり宣誓します。

- 1 上場申請において取引所に提出する書類に関し、必要となる内容を漏れなく記載してあり、かつ、記載した内容はすべて真実であります。
- 2 前項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行う一切の措置に異議を申し立てません。

付 則

この契約書は，平成25年1月1日から施行する。

債券上場契約書

平成 年 月 日

株式会社大阪証券取引所

代表取締役社長 殿

主たる事務所の所在地 _____

発 行 者 名 _____ 印

代表者又はそれに

準ずると認められる者の

役 職 氏 名 _____ 印

_____（以下「発行者」という。）は、その発行する債券を上場するについて、株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）が定めた次の事項を承諾します。

- 1 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程，有価証券上場規程，その他の規則並びにこれらの取扱いに関する規定（以下「諸規則等」という。）のうち，発行者及び上場される発行者の債券（以下「上場債券」という。）に適用のあるすべての規定を遵守すること。
- 2 諸規則等に基づいて，取引所が行う上場債券に対する上場廃止，売買停止その他の措置に従うこと。
- 3 本契約から生じる又は上場債券に関する発行者と取引所との間の一切の訴訟については，大阪地方裁判所のみをその管轄裁判所とするこ

と。

付 則

この宣誓書は，平成19年9月30日から施行する。

付 則

この宣誓書は，平成25年1月1日から施行する。

上場申請に係る宣誓書（外国債券）

上場申請に係る宣誓書（外国債券）

平成 年 月 日

株式会社大阪証券取引所

代表取締役社長

殿

主たる事務所の所在地

発行者名

代表者又はそれに

準ずると認められる者の

役職署名

_____は、株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）への債券の上場申請に関し、次のとおり宣誓します。

- 1 上場申請において取引所に提出する書類に関し、必要となる内容を漏れなく記載してあり、かつ、記載した内容はすべて真実であります。
- 2 前項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行う一切の措置に異議を申し立てません。

付 則

この宣誓書は，平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

付 則

この宣誓書は，平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い

- 1 上場申請の取扱い（債券に関する有価証券上場規程の特例（以下「債券特例」という。）第2条関係）
 - (1) 第2条第1項第2号に規定する「その他本所が必要と認める書類」には、次に掲げる書類を含むものとする。
 - a 発行事務委託契約書
 - b 期中事務委託契約書
 - (2) 第2条第2項第2号に規定する「発行者概況書」は、「外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令」（昭和47年大蔵省令第26号）第5条に規定する「第2号様式」（「第二部」及び「第三部」）に準じて作成するものとする。ただし、債券の上場を申請しようとする者が上場申請日において既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、同府令第6条の2第3項に規定する「第2号の2様式」（「第二部」及び「第三部」）に準じて作成することができる。
 - (2)の2 前(2)の規定にかかわらず、債券の新規上場を申請しようとする者が法第27条において準用する法第5条第8項に規定する書類を同条第6項の規定に基づいて提出している場合又は提出を予定している場合（同項に規定する公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合に該当する見込みがあると本所が認める場合に限る。）には、前(2)の発行者概要書は、次のa及びbに掲げる書類とする。
 - a 法第27条において準用する法第5条第8項に規定する書類
 - b 前(2)の規定により記載すべき事項であって前aに掲げる書類に記載されていない事項を日本語又は英語によって記載した書面
 - (3) 第2条第5項に規定する「本所が定めるもの」とは、当該上場銘

柄と初期利子の支払額を異にするものをいうものとする。

2 社債券の上場審査基準の取扱い（債券特例第4条関係）

第4条第1項第2号dに規定する本所が指定する振替機関は、株式会社証券保管振替機構とする。

3 有価証券報告書等の適正性に関する確認書の取扱い（債券特例第6条の2関係）

(1) 第6条の2に規定する書面（同条かっこ書に規定する書面を除く。）には、上場債券の発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者による署名を要するものとする。

(2) 第6条の2に規定する「理由」の記載に当たっては、有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書の作成に関して上場債券の発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者が確認した内容を記載するものとする。

4 債券の上場廃止の取扱い（債券特例第7条及び第8条関係）

(1) 第7条第2項第2号に規定する「最終償還期限が到来する場合」（第8条第2項の規定に基づき第7条第2項第2号が適用される場合を含む。）には、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる場合を含むものとする。この場合において、当該銘柄の発行者から、当該償還を行う旨の取締役会決議通知書（代表取締役又は執行役が決定した場合は、決定通知書）等の書面による報告を受けたときに、第7条第2項第2号に該当するものとして取り扱う。

(2) 第7条第3項に規定する上場廃止日は、原則として、次のaからiまでに掲げる区分に従い、当該aからiまでに定めるところによる。

- a 第7条第1項第2号に該当することとなった銘柄

株券の上場廃止日（上場社債券の発行者（上場会社を除く。）が第7条第1項第2号後段の基準に該当した場合の上場廃止日は、本所が定める日）と同日。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合はこの限りでない。

- b 第7条第1項第1号，同条第2項第1号，第8条第1項（iに規定する合併による解散の場合を除く。）又は同条第2項本文のうち「未償還額面総額が3億円未満となった場合」に該当することとなった銘柄

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

- c 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、最終償還期限が到来する銘柄

最終償還期日（最終償還期日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たるときは、実際の償還の日。以下同じ。）から起算して5日前（休業日を除外する。）の日

- d 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる銘柄

繰上償還の日（繰上償還の日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たるときは、実際の繰上償還の日）から起算して5日前の日（休業日を除外する。）。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

- e 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、上場債券の発行者が期限の利益を喪失した銘柄

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日

- f 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄

のうち，吸収分割又は新設分割により上場銘柄に係る債務が他の会社に承継される銘柄

吸収分割又は新設分割がその効力を生ずる日から起算して4日前の日（休業日を除外する。）

- g 第7条第1項第2号本文又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち，指定保管振替機構の振替業における取扱いの対象とならないこととなった銘柄

指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなる日から起算して4日前の日（休業日を除外する。）

- h 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち，公益又は投資者保護のため，本所が上場廃止を適当と認めた銘柄

本所がその都度定める日

- i 社債券以外の債券の発行者の合併による解散により第8条第1項に該当することとなった銘柄

吸収合併又は新設合併がその効力を生ずる日

- (3) 前(2) c の規定にかかわらず，第8条第2項に該当することとなった国債証券のうち，最終償還期限が到来する銘柄の上場廃止日は，最終償還期日から起算して6日前(休業日を除外する。)の日とする。

付 則

- 1 この取扱いのうち1については，平成13年1月6日から施行する。
- 2 この取扱いのうち4については，平成13年1月4日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成15年1月1日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成15年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成17年2月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成18年1月10日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成19年2月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成19年9月30日から施行する。

付 則

1 この取扱いは、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の3の2(2)の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日よりも前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この取扱いは、平成21年12月30日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成22年6月30日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成23年1月31日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成24年4月23日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成25年1月1日から施行する。

転換社債型新株予約権付社債券上場契約書

転換社債型新株予約権付社債券上場契約書

平成 年 月 日

株式会社大阪証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地 _____

会社名 _____ 印

代表者の

役職氏名 _____ 印

_____（以下「会社」という。）は，その発行する
転換社債型新株予約権付社債券を上場するについて，株式
会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）が定めた
次の事項を承諾します。

- 1 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正する
ことのある業務規程，有価証券上場規程，その他の規則及
びこれらの取扱いに関する規定（以下「諸規則等」という。）
のうち，会社及び上場される会社の転換社債型新株予約権
付社債券（以下「上場転換社債型新株予約権付社債券」と
いう。）に適用のあるすべての規定を遵守すること。
- 2 諸規則等に基づいて，取引所が行う上場転換社債型新
株予約権付社債券に対する上場廃止，売買の停止その他の
措置に従うこと。

付 則

この契約書は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この契約書は、平成25年1月1日から施行する。

転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程等の特例の取
扱い

- 1 上場申請の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例（以下「転換社債型新株予約権付社債券特例」という。）第2条関係）

第2条第1項第2号に規定する「その他本所が必要と認める書類」には、次に掲げる書類を含むものとする。

- a 発行事務委託契約書
- b 期中事務委託契約書

- 2 上場審査基準の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第3条関係）

(1) 第1項第2号bに規定する「新株予約権の行使の条件が適当でないと認められるもの」には、次のaからcまでのいずれかに掲げる行使価額の修正に関する事項が定められているものを含むものとする。

- a 修正前の行使価額の適用開始日から修正後の行使価額の適用開始日までの期間が概ね6か月に満たないこと。
- b 一の行使価額の修正に係る株価参照日（行使価額の修正に用いられる株価を参照する日をいう。次のcにおいて同じ。）の合計日数が5日に満たないこと。
- c 修正後の行使価額を、株価参照日における株価の終値の平均値を下回る値段とすること（修正後の行使価額を、修正前の行使価額を上回る値段とする場合を除く。）。

(2) 第1項第2号dに規定する指定振替機関として本所が指定するのは、株式会社証券保管振替機構とする。

3 上場廃止基準の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第4条関係）

(1) 第4条第1項第3号に該当する日は、上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日（当該株式交換又は株式移転について株主総会の決議による承認を要しない場合は、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては執行役の決定を含む。）があつた旨及び株主総会の決議を行わないこととなつた旨について書面による報告を受けた日）とする。

(2) 第4条第2項第2号に規定する「新株予約権の行使期間が満了となる場合」には、転換社債型新株予約権付社債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することとなる場合又は転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の全部を当該銘柄の発行者が取得することとなる場合を含むものとする。この場合において、当該銘柄の発行者から、当該償還又は消却を行う旨の取締役会決議通知書（代表取締役又は執行役が決定した場合は、決定通知書）による報告を受けたときに、第4条第2項第2号に該当するものとして取り扱う。

(3) 第3項に規定する上場廃止日は、原則として、次のaからgまでに掲げる区分に従い、当該aからgまでに定めるところによる。

a 第4条第1項第2号に該当することとなつた銘柄

株券の上場廃止日と同日。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

aの2 第4条第1項第3号に該当することとなつた銘柄

株券の上場廃止日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

- b 第4条第1項第1号又は同条第2項第1号若しくは第5号に該当することとなった銘柄

原則として、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

- c 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、最終償還期限又は新株予約権の行使期限の到来により新株予約権の行使期間が満了となる銘柄

指定振替機関において新株予約権の行使請求の取次ぎが可能な期間の最終日から起算して4日前（休業日を除外する。）の日

- d 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、転換社債型新株予約権付社債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することとなる場合又は転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の全部を当該銘柄の発行者が取得することとなる銘柄

指定振替機関において新株予約権の行使請求の取次ぎが可能な期間の最終日から起算して4日前（休業日を除外する。）の日。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

- e 第4条第2項第3号に該当することとなった銘柄

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日

- f 第4条第2項第4号に該当することとなった銘柄

吸収分割又は新設分割がその効力を生ずる日から起算して5日前の日

- g 第4条第2項第6号に該当することとなった銘柄

本所がその都度定める日

4 第5条（上場手数料及び年賦課金）関係

第5条に規定する「本所が定める上場手数料及び年賦課金」は、次のとおりとする。

(1) 上場手数料

- a 上場額面総額の 万分の2.5
- b 上場手数料の計算は、各銘柄ごとにその上場日現在における額面総額を基準とする。
- c 上場手数料は、当該銘柄の上場日の属する月の翌月末までに納入するものとする。
- d 上場会社の合併などにより上場廃止された転換社債型新株予約権付社債券が上場廃止後6か月以内に上場される場合の上場手数料は、既に納入された額を限度として免除することができる。

(2) 年賦課金

- a 上場額面総額のうち
 - (a) 5億円以下の金額につき
20万円
 - (b) 5億円を超え20億円以下の金額につき
1億円以下を増すごとに
1万8千5百円
 - (c) 20億円を超え60億円以下の金額につき
2億円以下を増すごとに
1万8千5百円
 - (d) 60億円を超え100億円以下の金額につき
5億円以下を増すごとに
1万8千5百円
 - (e) 100億円を超え500億円以下の金額につき
50億円以下を増すごとに
1万8千5百円
 - (f) 500億円を超え1,000億円以下の金額につき

100億円以下を増すごとに

1万8千5百円

(g) 1,000億円を超える金額につき

200億円以下を増すごとに

1万8千5百円

- b 年賦課金の計算は、銘柄ごとに、前年の12月末日現在における上場額面総額を基準とする。
- c 年賦課金は、年2回に分けて、2月末日及び8月末日に各々半額を納入するものとする。
- d 6月末日以前に上場された銘柄のその年の年賦課金については、上場日現在の額面総額を基準とし、その半額（2月末日納入分）を免除する。
- e 7月1日以後に上場された銘柄のその年の年賦課金は免除する。
- f 6月末日以前に上場を廃止された銘柄のその年の年賦課金については、その半額（8月末日納入分）を免除する。
- g 第4条第1項第2号に該当し上場廃止された銘柄の年賦課金については、同号に該当することとなった日以降に到来する納入期の納入分を、有価証券上場規程第15条又はJQ有価証券上場規程第46条の規定により株券とともに上場廃止された銘柄の年賦課金については、同条の規定による上場廃止の日以降に到来する納入期の納入分を、それぞれ免除することができる。ただし、前(1)上場手数料dに該当し、上場手数料を免除することとした銘柄の年賦課金は、免除しないものとする。

付 則

この取扱特例は、平成10年8月1日から施行し、同年4月1日以後の上場に係る上場手数料について適用する

付 則

この取扱は、本所が定める日から施行する。

((注) 本所が定める日は、平成14年6月17日)

付 則

- 1 この取扱いは、平成15年1月1日から施行する。
- 2 改正後の3(5)bの規定にかかわらず、施行日の前日までに現に改正前の3(5)bの規定の適用を受ける銘柄については、なお従前の例による。

付 則

この取扱いは、平成15年1月14日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成17年10月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成19年2月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成21年11月16日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成21年12月30日から施行する。

付 則

この取扱特例は、平成10年8月1日から施行し、同年4月1日以後の上場に係る上場手数料について適用する

付 則

この取扱は、本所が定める日から施行する。

((注) 本所が定める日は、平成14年6月17日)

付 則

- 1 この取扱いは、平成15年1月1日から施行する。
- 2 改正後の3(5)bの規定にかかわらず、施行日の前日までに現に改正前の3(5)bの規定の適用を受ける銘柄については、なお従前の例による。

付 則

この取扱いは、平成15年1月14日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成17年10月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成19年2月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成21年11月16日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成21年12月30日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の4(2)cの規定にかかわらず、平成22年8月に納入すべき年賦課金（転換社債型新株予約権付社債券の発行者がニッポン・ニュー・マーケットー「ヘラクレス」の上場会社である場合に限る。）は、2回に分けて、平成22年8月末日及び平成22年11月末日に各々年賦課金の4分の1を納入するものとする。

付 則

- 1 この取扱いは、平成22年10月12日から施行する。
- 2 改正後の4(2)cの規定にかかわらず、上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者が施行日前日においてニッポン・ニュー・マーケットー「ヘラクレス」の上場会社である場合には、平成22年4月1日制定付則第2項の規定に基づき、平成22年11月末日に納入すべき年賦課金は、平成23年2月末日に納付すべき年賦課金に合わせて納付するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者が施行日前日においてニッポン・ニュー・マーケットー「ヘラクレス」の上場会社である場合で、かつ、当該上場転換社債型新株予約権付社債券が、施行日から平成22年12月末日の間に上場廃止する場合には、平成22年4月1日制定付則第2項の規定に基づき、平成22年11月末日に納入すべき年賦課金を、上場廃止日に納付するものとする。
- 4 改正後の4(2)cの規定にかかわらず、上場転換社債型新株予約権付社債券が、施行日前日においてJASDAQ又はNEOに上場

している場合には、平成21年12月末日現在における上場額面総額を基準として改正後の4(2)aの規定により決定した年賦課金の4分の1の額を、平成23年2月末日に納付すべき年賦課金に合わせて納付するものとする。

- 5 前項の規定にかかわらず、上場転換社債型新株予約権付社債券が、施行日前日においてJASDAQ又はNEOに上場している場合で、かつ、当該上場転換社債型新株予約権付社債券が、施行日から平成22年12月末日の間に上場廃止する場合には、平成21年12月末日現在における上場額面総額を基準として改正後の4(2)aの規定により決定した年賦課金の4分の1の額を、上場廃止日に納付するものとする。

付 則

この取扱いは、平成25年1月1日から施行する。

投資証券上場契約書

投資証券上場契約書

平成 年 月 日

株式会社大阪証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地 _____

会社名

(又は投資法人名) _____ 印

代表者の

役職氏名 _____ 印

_____ (以下「当社」(又は「当投資法人」)
という。)は、投資証券を上場するについて、株式会社大阪証券取引所
(以下「取引所」という。)が定めた次の事項を承諾します。

- 1 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程，有価証券上場規程，その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定（以下「諸規則等」という。）のうち，当社（又は当投資法人）及び当社（又は当投資法人）が上場申請し，上場される投資証券（以下「上場投資証券」という。）に適用のあるすべての規定を遵守すること。
- 2 諸規則等に基づいて，取引所が行う上場投資証券に対する上場廃止，売買の停止その他の措置に従うこと。

- 3 今後、取引所に投資証券を上場するについても、この度上場する投資証券と同様に、前2項に定めるところに従うこと。

付 則

この契約書は、平成25年1月1日から施行する。

上場申請に係る宣誓書（内国投資証券）

上場申請に係る宣誓書（内国投資証券）

平成 年 月 日

株式会社大阪証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地 _____

会社名 _____ 印

代表者の

役職氏名 _____ 印

_____は、株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）への投資証券の上場申請に関し、次のとおり宣誓します。

- 1 上場申請及び上場審査において取引所に提出する書類に関し、必要となる内容を漏れなく記載してあり、かつ、記載した内容はすべて真実であります。
- 2 前項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行う一切の措置に異議を申し立てません。

付 則

この宣誓書は，平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

ベンチャーファンドに関する有価証券上場規程の特例の取扱い

1 第2条（定義）関係

第4項に規定する「これに類するものとして本所が適当と認めるもの」とは、未公開株等、上場後5年以内の株券等並びに現金及び現金同等物以外の資産のうち、次に掲げる資産であって投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年法律第480号）第3条各号に掲げる資産に該当するものを含むものとする。

- (1) 株券その他大きな値動きが見込まれる資産以外の資産
- (2) 投資法人の運用資産に係る価格変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的として有する取引に係る権利その他の資産

2 第3条（上場申請）関係

第2項第5号に規定する「運用資産の状況を記載した書面」は、別添「運用資産に係る書面の記載要領」に基づき、作成するものとする。

3 第4条（上場審査料）関係

第4条に規定する本所が定める金額は、100万円とする。

4 第5条（上場審査基準）関係

- (1) 第1項第1号cに規定する「利益」とは、租税特別措置法施行令（昭和32年大蔵省令第43号）第39条の32の3第6項に規定する配当可能利益の額をいう。
- (2) 第1項第3号aに規定する「純資産額」の算定において使用する各資産の額は、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号。以下「特定有価証券開示府令」という。）第4号の3様式記載上の注意(33)bに定める価格によるものとする。

(3) 第1項第3号aに規定する「株券等投資額」は、第2条第2項第1号、第2号及び同条第3項に規定する資産（以下この(3)において「株券等」という。）の額並びに同条第2項第3号から第6号までに規定する資産（以下この(3)及び次の(4)において「株券等関連資産」という。）のうち株券等に相当する部分の額の合計額とする。この場合における株券等関連資産のうち株券等に相当する部分の額は、次の算式によって算出された額とする。

株券等関連資産の額×（当該株券等関連資産の対象である信託財産等の資産に含まれる株券等の額／当該株券等関連資産の対象である信託財産等の総額）

(注) 当該株券等の額及び信託財産等の総額は、原則として、当該株券等関連資産の発行者等が前(2)に準じて付した価格を用いるものとする。

(4) 第1項第3号aに規定する「未公開株等への投資額」は、第2条第2項第1号及び第2号に規定する資産の額及び株券等関連資産のうち第2条第2項第1号及び第2号に規定する資産に相当する部分の額の合計額とする。この場合における株券等関連資産のうち第2条第2項第1号及び第2号に規定する資産に相当する部分の額は、次の算式によって算出された額とする。

株券等関連資産の額×（当該株券等関連資産の対象である信託財産等の資産に含まれる第2条第2項第1号及び第2号に規定する資産の額／当該株券等関連資産の対象である信託財産等の総額）

(注) 当該第2条第2項第1号及び第2号に規定する資産の額及び信託財産等の総額は、原則として、当該株券等関連資産の発行者等が(2)に準じて付した価格を用いるものとする。

(5) 第1項第3号aに規定する「国内の未公開株等及び上場後5年以内の株券等への投資額の合計（以下「株券等投資額」という。）が純資産額の70%以上となり、かつ、未公開株等への投資額が株券等投資額の50%以上となる見込みのあること」とは、次のa及びbに適

合していることをいうものとする。

a 申請投資法人の規約の投資方針において「株券等投資額を純資産額の70%以上とし、かつ、未公開株等への投資額を原則として株券等投資額の50%以上とする」旨が記載されていること。

b 次の(a)又は(b)に適合すること。

(a) 上場申請時において、株券等投資額が純資産額の70%以上であり、かつ、未公開株等への投資額が株券等投資額の50%以上であること。

(b) 新規上場申請者が次のイ及びロに定める書類を上場申請時に提出した場合において、上場後6か月以内に株券等投資額が純資産額の70%以上になり、かつ、未公開株等への投資額が株券等投資額の50%以上となる見込みのあること。

イ 運用資産の組入計画を記載した書面

ロ 上場後6か月以内に前イの組入計画を達成する旨の確約を証する書面

(6) 第1項第3号bに規定する「その他の資産が、現金及び現金同等物等に限られること」とは、申請投資法人の規約において、未公開株等、上場後5年以内の株券等並びに現金及び現金同等物等以外のものを運用対象としていないことをいうものとする。ただし、「その他の資産を現金及び現金同等物等に限る」旨の書面による確約を行っている場合には、第1項第3号bに適合するものとする。

(7) 売買単位は申請投資法人の申請によるものとする。

(8) 大口投資主が所有する投資口の総数及び投資主の数については、最近の基準日における投資主が所有する投資口の数又は投資主の数（以下「投資主等の状況」という。）に基づき算定するものとする。この場合において、新規上場申請者が当該基準日における投資主等の状況を把握するに至っていないときは、それ以前の投資主等の状況を把握している最近の基準日における投資主等の状況に基づき算

定するものとする。

(9) 新規上場申請者が、前(8)の規定により大口投資主が所有する投資口の総数及び投資主数の算定の基礎とした基準日の後に上場申請に係る投資証券の公募若しくは売出しを行う場合には、次の取扱いによるものとし、当該取扱いに定める「公募又は売出予定書」に記載される投資口の分布状況に基づき大口投資主が所有する投資口の総数及び投資主の数を算定するものとする。

a 申請投資法人及び当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結する金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下同じ。）又は外国証券業者（以下この(9)において「金融商品取引業者等」という。）である本所の現物取引参加者（以下「元引受現物取引参加者」という。）は、公募又は売出しの内容及び手続並びに最近の基準日における投資主等の状況を記載した本所所定の「公募又は売出予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、本所の現物取引参加者が当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結しない場合においては、当該公募又は売出しに関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する金融商品取引業者等である本所の現物取引参加者を元引受現物取引参加者とみなしてこの規定を適用する（以下この(9)において同じ。）。

b 本所が新規上場申請者の投資口の分布状況と「公募又は売出予定書」を検討し、当該予定書の内容を不相当と認めて、その変更を要請した場合には、新規上場申請者及び元引受現物取引参加者は、その内容を改善し、かつ、改善後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。

(10) 株券上場審査基準の取扱い2(8)aの規定は、第5条第1項第7号aに規定する「虚偽記載」について、同取扱い2(8)c((b)を除

く。)の規定は、第5条第1項第7号bに規定する「本所が相当と認める場合」について、それぞれ準用する。この場合において、同取扱い2(8)c(a)中「監査報告書」とあるのは「監査報告書(最近1年間に終了する営業期間の財務諸表等に添付されるものを除く。)」と読み替えるものとする。

(11) 第1項第8号に規定する「本所の承認する機関」は、株券上場審査基準の取扱い2(9)bの(a)又は(b)に規定するものをいうものとする。

(12) 第1項第10号に規定する指定振替機関として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。

(13) 第2項第3号の規定の適用を受ける場合は、非上場投資法人に係る最近2年間に終了する営業期間(当該非上場投資法人の設立後の期間に限る。以下この(13)において同じ。)の財務諸表等(監査報告書を添付しているものに限る。)及び最近1年間に終了する営業期間における中間財務諸表等(中間監査報告書を添付しているものに限る。)を提出するものとする。

5 第6条(上場審査)関係

第6条に掲げる事項の審査は、投資証券の新規上場申請書類(第3条第2項各号の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

(1) 第1号関係

a 運用資産である未公開株等の評価を未公開株等評価機関に委託していること。

b 前aに規定する未公開株等評価機関について、新規上場申請者からの独立性が確保されていること。この場合において、独立性とは、資本的關係、人的關係、營業取引その他取引等を総合的に

勘案した上で判断するものとする。

c aに規定する未公開株等評価機関について、適正な評価を行うことができる社内体制が整備されていること。この場合において、適正な評価を行うことができる社内体制が整備されていることとは、次の基準に適合していることをいう。

(a) 原則として、評価機関として設立された後、申請投資法人の上場申請日の直前営業期間の末日までに3年以上を経過していること。

(b) 評価に係る業務の遂行に必要な人員が確保されていること。

(c) 評価機関としての実績を有していること。

(2) 第2号関係

その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

6 第8条（上場申請のための提出書類の公衆縦覧）関係

第8条に規定する本所が定める書類は、次に掲げるものをいうものとする。

(1) 申請投資法人の規約

(2) 本所所定の運用資産概要書

(3) 未公開株等の選定に関する基準を記載した書面

(4) 4(5)bの(b)イに規定する書類

(5) 第3条第3項各号に規定する書類

7 第9条（新投資証券の上場申請手続等）関係

(1) 第9条第2項第1号に規定する「本所が定める基準」とは、次に掲げる基準をいう。

a 投資口数が2,000単位以上であること。

b 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。

c 上場投資証券と権利関係が同一となると見込まれること。

(2) 次の a 又は b に掲げる投資証券の上場日は、当該 a 又は b に定める日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日に上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない（a に定める投資証券については、前(1)の規定は適用しない。）。

a 上場投資法人が他の上場投資法人を吸収合併することにより発行する投資証券

吸収合併がその効力を生ずる日

b 第5条第2項の規定により上場される投資証券

吸収合併又は新設合併がその効力を生ずる日

8 第10条（上場投資法人が行う適時開示等）関係

(1) 第1項第1号及び第3号に規定する「本所が定める基準」は、次の a 又は b に掲げる区分に応じ、当該 a 又は b に定めるものとする。

a 第1項第1号 d に掲げる事項

規約の変更理由が次の(a)から(c)までのいずれかに該当すること。

(a) 法令の改正等に伴う記載表現のみの変更

(b) 本店所在地の変更

(c) その他投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が認める理由

b 第1項第3号 h に掲げる事項

当該資産運用会社等が法に基づき内閣総理大臣等に対して行う届出のうち、本所が定めるもの

(2) 第2項第1号 a に規定する資産の譲渡又は取得を行った場合において、当該資産の譲渡価額又は取得価額が取得日における純資産額の5%未満である場合には、開示を要しないものとする。

(3) 第2項第2号 c に規定する「これに準ずる状態となった場合」には、次の a 又は b に掲げる場合を含むものとする。

a 未公開株等の発行者が債務超過若しくは支払不能に陥り又は陥

るおそれがあるときなどで法律に基づかない整理を行う場合

b 未公開株等の発行者が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会に付議することを決議した場合

(4) 第2項第3号に規定する「1口当たり純資産額」及び同項第4号aからcまでに規定する事項は、別添「運用資産に係る書面の記載要領」に基づき、作成した書面により開示するものとする。

(5) 第2項第5号に規定する決算の内容には、運用資産等の価格に関する情報を含むものとする。この場合において、当該情報は、特定有価証券開示府令第7号の3様式の「第一部 ファンド情報 第1ファンドの状況」における「投資状況」、「投資有価証券の主要銘柄」及び「その他投資資産の主要なもの」と同等の内容を参考情報として記載するものとする。

(6) 第3項に規定する上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則及びその取扱いに定めるところに準じるとは、原則として、同規則第2条の2から第3条まで、第4条から第4条の3まで、第7条、第17条及び第21条並びに同取扱い1の2(1)に定めるところに準じるところをいうものとする。

9 第12条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係

(1) 第1項又は第2項に規定する通知は、第1項各号又は第2項各号に掲げる事項について決議又は決定（役員会又は取締役会で決議したこと（執行役員又は代表取締役の専決事項である場合にあっては、執行役員又は代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、委員会設置会社にあつては、執行役が決定したことを含む。）をいう。以下同じ。）を行った後、直ちに役員会決議通知書又は取締役会決議

通知書(執行役員又は代表取締役若しくは執行役が決定した場合は、決定通知書)を提出することにより行うものとする。

(2) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからeまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからeまでに定めるところにより行うものとする。この場合において、上場投資法人は、cの(a)、(b)及び(d)並びにdに掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

a 第10条第1項第1号aに掲げる事項

投資口の併合又は分割日程表

確定後直ちに

b 第10条第1項第1号bに掲げる事項

(a) 追加発行又は売出しの日程表

確定後直ちに

(b) 有価証券届出効力発生通知書の写し

効力発生後直ちに

(c) 目論見書(届出仮目論見書を含む。)

作成後直ちに

この場合において、上場投資法人は、当該目論見書(法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。)

を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(d) 有価証券通知書(変更通知書を含む。)の写し

内閣総理大臣等に提出後直ちに

(e) 適時開示等規則第5条第1項第11号に掲げる書面に準じた書面

作成後直ちに

c 第10条第1項第1号cに掲げる事項

(a) 合併契約書の写し

契約締結後直ちに

(b) 投資信託法第149条第1項又は第149条の6第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し

これらの規定により当該書面を本店に据置くこととされている日の前日までに

(c) 合併日程表

確定後直ちに

(d) 投資信託法第149条の10第1項に規定する書面（法定事後開示書類）の写し

合併後の効力発生日以後速やかに

d 第10条第1項第1号dに掲げる事項

変更後の規約

変更後直ちに

e 第1項第1号bに掲げる事項

基準日に関する日程表

当該期日の2週間前

(2)の2 第1項第1号eに規定する事項には、第3条の2第2項に規定する取引所規則の遵守に関する確認書を提出した代表者の異動を含むものとする。

(3) 第2項に規定する書類の提出は、次のa又はbに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該a又はbに定めるところにより行うものとする。

a 第2項第1号に掲げる事項

次に掲げるところによる「安定操作取引委託者通知書」

(a) 記載事項

イ 氏名

ロ 住所

ハ 投資法人との関係

(b) 提出期限

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。）第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取引を行うことができる期間の初日の前日まで

b 第2項第2号に掲げる事項

(a) 法第5条第1項の届出書の提出を要しない公募又は売出しの場合

次に掲げるところによる「元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書」

イ 記載事項

投資法人又は売出しに係る投資証券の所有者と法第21条第4項に規定する元引受契約を締結する金融商品取引業者の商号

ロ 提出期限

施行令第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取引を行うことができる期間の初日の前日まで

(b) 発行価格又は売出価格が決定された場合

次に掲げるところによる「発行価格（売出価格）通知書」

イ 記載事項

(イ) 発行価格又は売出価格

(ロ) 発行価額又は売出価額の総額

ロ 提出時期

発行価格又は売出価格の決定後直ちに

(c) 前(b)の規定にかかわらず、発行価格又は売出価格が一の取引所金融商品市場の一の日における最終価格に一定率を乗ずる等確定値によらずに決定されている場合

次に掲げるところによる「算式表示による発行価格（売出価格）通知書」及び「発行価格（売出価格）の確定値通知書」

イ 「算式表示による発行価格（売出価格）通知書」

(イ) 記載事項

i 算式表示（開示府令第1条第30号に規定する算式表示をいう。以下同じ。）による発行価格又は売出価格

ii 発行価額又は売出価額の総額の見込み

(ロ) 提出時期

算式表示による発行価格又は売出価格の決定後直ちに

ロ 「発行価格（売出価格）の確定値通知書」

(イ) 記載事項

i 発行価格又は売出価格の確定値

ii 発行価額又は売出価額の総額

(ロ) 提出時期

発行価格又は売出価格の確定値が得られた後直ちに

(4) 第3項に規定する場合には，第10条第1項第2号fに規定する内閣総理大臣等の承認を受けた場合を含むものとし，当該場合には，当該内閣総理大臣等の承認に係る通知書の写しを受理後遅滞なく提出するものとする。

(5) 第5項に規定する書面には，上場投資法人の代表者による署名を要するものとする。

(6) 第5項に規定する「理由」の記載に当たっては，有価証券報告書又は半期報告書の作成に関して上場投資法人の代表者が確認した内容を記載するものとする。

(7) 第7項の規定に基づき請求する書類には，次に掲げる書類を含むものとする。

a 各計算期間又は営業期間の末日現在における本所の定める様式による上場投資証券の分布状況（各計算期間又は営業期間経過後3か月以内で分布状況の判明後遅滞なく提出するものとする。）

この場合において，当該書類の提出は，当該上場投資証券の発行者が行なうものとする。

b 第5条第2項の規定の適用を受けて投資証券を上場した投資法人である場合には、次の(a)及び(b)に掲げる書類。

(a) 投資信託法第149条の10第1項又は第149条の16第1項に規定する書面（法定事後開示書類）の写し

この場合において、投資法人は、上場後速やかに当該書類を提出するものとし、本所が当該書類を公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(b) 登記事項証明書

10 第13条（上場廃止基準）関係

(1) 第1項第1号に掲げる基準の審査については、以下のとおり取扱うこととする。

a 第1項第1号aに規定する「1年以内に株券等投資額が純資産額の70%以上、かつ、未公開株等への投資額が株券等投資額の50%以上とならないとき」とは、各営業期間の末日の翌日から起算して1か年目の日までの期間（以下「猶予期間」という。）内において、株券等投資額が純資産額の70%以上、かつ、未公開株等への投資額が株券等投資額の50%以上とならないときをいうものとする。

b 前aの規定にかかわらず、上場投資法人が4(5)bの(b)の規定の適用を受けて上場された投資法人であり、かつ、上場後6か月を経過していない場合には、第1項第1号aの規定は適用しないものとする。

c 第1項第1号aに規定する「本所が適当と認める場合」とは、株券等投資額が純資産額の70%未満又は未公開株等への投資額が株券等投資額の50%未満となった場合において、上場投資法人が株券等投資額が純資産額の70%未満又は未公開株等への投資額が株券等投資額の50%未満となった事由を記載した書面を提出し、

当該書面に記載されている事由がやむを得ない事由であると本所が認めたときをいうものとする。

- d 第1項第1号bに規定する「本所が適当と認める場合」とは、その他の資産が、現金及び現金同等物等に限られなくなった場合において、上場投資法人が、その他の資産が現金及び現金同等物等に限られなくなった事由を記載した書面を提出し、当該書面に記載されている事由がやむを得ない事由であると本所が認めたときをいうものとする。
- e 上場投資法人は、c及び前dの規定により提出した書面を本所が公衆の縦覧に供することについて同意するものとする。
- f 営業期間の末日の変更により猶予期間の末日が営業期間の最終日に当たらない上場投資法人は、当該猶予期間経過後3か月以内に資産の運用状況の判明後遅滞なく、本所所定の資産の運用状況表を本所に提出するものとする。
- g 第1項第1号a及びbに規定する基準の審査は、第12条第4項第1号又は前fの規定により提出される資産の運用状況表に記載された資産の運用状況によるものとする。
- h 前gの規定にかかわらず、bの規定の適用を受けた上場投資法人が、上場後6か月を経過する日以後最初に到来する営業期間の末日までに中間営業期間の末日が到来する場合には、当該中間営業期間に係る本所所定の資産の運用状況表を提出するものとし、当該資産の運用状況表に記載された資産の運用状況に基づき、第1項第1号aに規定する基準の審査を行うものとする。この場合において、第1項第1号aに規定する「1年以内に株券等投資額が純資産額の70%以上、かつ、未公開株等への投資額が株券等投資額の50%以上とならないとき」とは、当該中間営業期間の末日以後、最初に到来する営業期間の末日までに株券等投資額が純資産額の70%以上、かつ、未公開株等への投資額が株券等投資額の

50%以上とならないときをいうものとする。

- (2) 第1項第2号に掲げる規約の変更を行う場合において、上場投資法人から当該規約の変更に関する投資主総会決議についての書面による報告を受けたときは、第1項第2号に該当するものとして取り扱う。
- (3) 第1項第3号に規定する上場投資口口数が2,000単位未満となる場合において上場投資法人から上場投資口口数の減少に関する投資主総会決議についての書面による報告を受けたときは、第1項第3号に該当するものとして取り扱う。
- (4) 第1項第4号に掲げる基準については、次のとおり取り扱うこととする。
 - a 第1項第4号の規定は、上場後1年未満の銘柄については適用しない。
 - b 第1項第4号の審査については、当分の間、12月末日に行うものとする。
 - c 第1項第4号に規定する「最近1年間の月平均売買高」とは、前bによる審査の時からさかのぼって1年間における当該銘柄の売買高合計の月割高をいうものとする。
- (5) 第1項第5号に掲げる基準については、次のaからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
 - a 上場投資法人が合併により解散する場合のうち、合併に際して上場投資法人の投資主に対してその投資証券に代わる財産の全部又は一部として次のいずれかに該当する投資証券を交付する場合には、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）の日
 - (a) 本所の上場投資証券
 - (b) 第5条第2項の規定の適用を受け、同項本文に規定する投資法人が発行者である投資証券が速やかに上場される見込みのあ

る場合における当該投資証券

- b 上場投資法人が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当該上場投資法人から当該合併に関する投資主総会決議についての書面による報告を受けた日
 - c 上場投資法人が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合は、当該上場投資法人から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- (6) 第 6 号に規定する「法律の規定に基づく破産手続若しくは再生手続を必要とするに至った場合」とは、上場投資法人が、法律に規定する破産手続又は再生手続の原因があることにより、破産手続又は再生手続を必要と判断した場合をいう。
- (7) 第 1 項第 7 号に規定する基準については、次のとおり取り扱うこととする。
- a 未公開株等の評価に係る業務の未公開株等評価機関への委託を行わなくなった場合において、直ちに本所が適当と認める他の未公開株等評価機関に委託することができなかつたときには、基準に該当するものとして取り扱う。
 - b 前 a に規定する「本所が適当と認める他の未公開株等評価機関」とは、5 (1) に適合する未公開株等評価機関をいうものとする。
- (8) 第 1 項第 8 号に規定する「その状況が著しく悪化」とは、上場投資法人の投資運用成績、財政状況等が、合併を行う前に比べて著しく悪化することをいうものとする。
- (9) 第 1 項第 10 号に規定する基準については、次のとおり取り扱うこととする。
- a 株券上場審査基準の取扱い 2 (8) a の規定は、第 13 条第 1 項第 10 号 a に規定する「虚偽記載」について準用する。
 - b 第 1 項第 10 号 b に規定する「本所が別に定める場合」とは、天災地変等、上場投資法人の責めに帰すべからざる事由によるもの

である場合をいうものとする。

- (10) 第1項第11号に規定する「上場契約について重大な違反を行った場合」には、株券上場廃止基準の取扱い1(11)(gを除く。)の規定を準用する。この場合において、同取扱い1(11)中「第12号」とあるのは「第13条第1項第11号」と、同(11)f中「適時開示等規則第2章」とあるのは「第10条」と読み替えるものとする。
- (11) 上場投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社等が第2項各号のいずれかに該当する場合において、上場投資法人から同項ただし書に規定する業務の引継ぎ又は投資証券上場契約書の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたときは、同項に該当するものとして取り扱う。
- (12) 株券上場廃止基準の取扱い1(16)の規定は、第1項第14号の場合に準用する。この場合において、株券上場廃止基準の取扱い1(16)中「第19号」とあるのは「第1項第14号」と読み替えるものとする。

11 第14条（上場廃止日の取扱い）関係

第14条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(6)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(6)までに定めるところによる。

- (1) 第13条第1項第5号のうち、他の投資法人と合併し解散する場合に該当する投資証券

原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

- (2) 第13条第1項第5号のうち、規約に定めた存続期間の満了による解散の場合に該当する上場投資証券

規約で定めた存続期間の満了となる日の3日前（休業日を除外する。）の日（当該満了となる日が休業日に当たるときは、当該満了となる日の4日前の日）

- (3) 第13条第1項第4号に該当することとなった上場投資証券

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、10日間（休業日を除外する。）を経過した日

- (4) 第13条第1項第5号又は第6号に該当することとなった上場投資証券（上場投資証券の発行者が合併以外の事由により解散する場合で、解散の効力発生の日が、本所が当該上場投資証券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月間以内であるとき又は上場投資法人が破産手続開始の決定を受けている場合に限る。）

本所が当該上場投資証券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間（休業日を除外する。解散の効力の発生の日が、当該期間経過後である場合は、当該日まで）を経過した日

- (5) 第13条第1項第14号に該当することとなった上場投資証券

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日までの範囲内で、その都度決定する日

- (6) (1)から前(5)までに掲げる銘柄以外の銘柄

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

12 第15条（上場手数料及び年賦課金）関係

- (1) 上場手数料

- a 投資口1売買単位につき 30円
- b 前aの規定にかかわらず、申請投資法人の納入する上場手数料は、前aの金額に500万円を加算した金額とする。
- c 新規上場時の上場手数料は、上場日前に納入するものとし、投資口の追加発行に係る上場手数料は、1月1日から6月末日までに上場されたものについてはその年の8月末日に、7月1日から12月末日までに上場されたものについては翌年の2月末日に納入するものとする。

d 上場手数料の計算上生じた100円未満の金額は切り捨てる。

(2) 年賦課金

a 上場投資口数のうち

(a) 1万単位以下の口数につき

30万円

(b) 1万単位を超え4万単位以下の口数につき

2,000単位以下を増すごとに

2万4千円

(c) 4万単位を超え12万単位以下の口数につき

4,000単位以下を増すごとに

2万4千円

(d) 12万単位を超え20万単位以下の口数につき

1万単位以下を増すごとに

2万4千円

(e) 20万単位を超え100万単位以下の口数につき

10万単位以下を増すごとに

2万4千円

(f) 100万単位を超え200万単位以下の口数につき

20万単位以下を増すごとに

2万4千円

(g) 200万単位を超える口数につき

40万単位以下を増すごとに

2万4千円

b 年賦課金の計算は、前年の12月末日現在における上場投資口数を基準とする。ただし、新規上場申請者に係る年賦課金の計算は、当該新規上場申請者の投資証券の上場日における上場投資口数を基準とする。

c 年賦課金は、年2回に分けて、2月末日及び8月末日に、半額

ずつを納入するものとする。

- d 新規上場申請者に係る年賦課金は、前cの規定にかかわらず、当該新規上場申請者が発行者である投資証券が1月1日から6月末日までの間に上場された場合にはその半額、7月1日から12月末日までの間に上場された場合にはその全額を免除する。
- e aの規定にかかわらず、投資証券の上場廃止日の属する年の年賦課金については、本所がその都度定める。

付 則

この取扱いは、本所が定める日から施行する。

((注) 本所が定める日は、平成14年6月17日)

付 則

- 1 この取扱いは、平成15年1月1日から施行する。
- 2 改正後の11(2)の規定にかかわらず、この取扱い施行の日の前日までに現に改正前の11(2)の規定の適用を受ける銘柄については、なお従前の例による。

付 則

この取扱いは、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成15年4月1日から施行し、平成15年3月1日以後終了する営業期間に係る監査報告書及び平成15年3月1日後開始する営業期間に係る中間監査報告書について適用し、平成15年3月1日前に終了する営業期間に係るもの及び平成15年3月1日以前に開始する営業期間に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

- 1 この取扱いは、平成16年10月1日から施行する。
- 2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関

する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）による改正前の商法の規定により株主名簿の閉鎖を行っている場合には、当該株主名簿の閉鎖時を基準日とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

この取扱いは、平成17年2月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成17年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成17年10月1日から施行する。
- 2 平成18年1月3日以前の日を、権利を受ける者を確定するための基準日とする分割により追加して発行される新投資証券については、改正後の7の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

- 1 この取扱いは、平成18年5月1日から施行する。
- 2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第192条第22項の規定によりなお従前の例によるとされた合併に伴う投資証券の上場及び上場廃止並びに本所への書類提出の取扱いについては、なお従前の例による。

付 則

この取扱いは、平成18年12月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成19年2月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成21年6月12日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成21年7月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成21年11月16日から施行する。

付 則

1 この取扱いは、平成21年12月30日から施行する。

2 改正後の9(2)b(e)の規定は、この改正規定施行の日以後に第三者割当に係る募集事項を決定する投資法人から適用する。

付 則

この取扱いは、平成22年6月30日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成23年3月31日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成25年1月1日から施行する。

別 添

運用資産に係る書面の記載要領

運用資産に係る書面に記載する事項を次のとおり定める。

I 運用資産の状況

1 上場後5年以内の株券等

銘柄名，上場日，取得日，取得価額，所有する数量，記載日の前月末における時価及び第10条第2項第2号bに掲げる事実が生じている場合にはその旨を記載するものとする。

2 未公開株等

(1) 未公開株等に関する事項

銘柄名，取得日，所有する数量，取得価額，記載日の直前の営業期間の末日における貸借対照表計上額及び第10条第2項第2号a又はcに掲げる事実が生じている場合にはその旨を記載するものとする。

(2) 未公開株等の発行者（以下「未公開企業」という。）に関する事項

a 記載日の前月末における未公開企業の商号，設立年月日，本店所在地，代表者の役職氏名，事業の内容，資本金及び発行済株式総数を記載するものとする。

b 直前連結会計年度（当該直前連結会計年度の末日以後提出日までの期間において終了する中間連結会計期間（四半期決算を行っている場合は中間連結会計期間，第一四半期又は第三四半期のうち提出日の直前のものをいう。以下同じ。）がある場合には，当該中間連結会計期間を含む。）に係る売上高，経常利益，当期利益，配当総額及び当該直前連結会計年度の末日における総資産の額，総負債の額及び株主資本（純資産）の額を前年同期と比較して記載することとし，公認会計士等による監査の有無について注記するものとする。この場合において，未公開企業が連結財務諸表を

作成すべき会社でない場合は、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」と、「中間連結会計期間」とあるのは「中間会計期間」と読み替えるものとする。

3 直近の運用状況及び短期的な運用方針

前月の運用資産の譲渡又は取得の状況（4(5)bの(b)イに規定する組入計画を提出している場合における当該組入計画の進捗状況及び市場の動向を含む。）及び短期的な運用方針を、未公開株等及び上場後5年以内の株券等のそれぞれについて記載するものとする。

II 1口当たり純資産額

1口当たり純資産額については、次に掲げる事項を直前に開示した数値とともに記載するものとする。なお、(6)及び(7)に掲げるものについては、上場投資法人が未公開株等の評価に係る業務を委託する未公開株等評価機関による算定数値（以下「評価額」という。）であり、参考情報として開示する旨を注記するものとする。

- (1) 未公開株等への投資額（貸借対照表計上額）
- (2) 上場後5年以内の株券等への投資額
- (3) その他の資産の合計
- (4) 上場投資口数
- (5) 1口当たり純資産額（(1)から(3)までの合計を(4)で除した額）
- (6) 未公開株等への投資額（評価額）
- (7) 1口当たり純資産額（(2), (3)及び(6)の合計を(4)で除した額）

投資証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、上場申請日から上場日の前日までの期間に行われる投資証券の公募(一般募集による投資証券の発行をいう。以下同じ。)又は売出し(上場審査についてベンチャーファンドに関する有価証券上場規程の特例第5条第2項の規定の適用を受ける銘柄の公募又は売出しを除く。)及び投資法人の設立(設立後速やかにその発行する投資証券の上場申請を行う場合に限る。)の際に行われる公募(以下「上場前の公募等」という。)並びに上場前に行われる投資証券の発行(上場審査について同特例第5条第2項の規定の適用を受ける銘柄の公募又は売出しを除く。)等について、必要な事項を定める。

(投資法人の設立の際に行う公募に関する通知)

第2条 投資法人の設立(設立後速やかにその発行する投資証券の上場申請を行う場合に限る。)の際に公募を行おうとする場合は、当該投資法人の設立企画人及び元引受現物取引参加者は、あらかじめ、本所にその旨を通知するものとする。

(公募又は売出予定書の提出)

第3条 上場前の公募等については、上場申請銘柄の発行者(投資法人の設立の際に行われる公募にあつては、設立企画人をいう。以下同じ。)及び当該上場前の公募等に関し元引受契約を締結する金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下同じ。)又は外国証券業者(以下「金融商品取引業者等」という。)である本所の取引参加者(取引参加者規程第2条第2項に規定する現物取引参加者をいう。以下同じ。)(以下「元引受取引参加者」という。)は、上場申請後(投資

法人の設立の際に行われる公募にあつては、前条の規定による通知後)遅滞なく公募又は売出しの内容及び手続を記載した本所所定の「公募又は売出しの予定を記載した書面」を本所に提出するものとし、当該予定を記載した書面に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出しの予定を記載した書面」を提出するものとする。ただし、本所の取引参加者が当該上場前の公募等に関し元引受契約を締結しない場合においては、当該上場前の公募等に関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する金融商品取引業者等である本所の取引参加者を元引受取引参加者とみなしてこの規定を適用する(以下この規則において同じ。)

- 2 本所が「公募又は売出しの予定を記載した書面」を検討し、当該予定書の内容を不相当と認めて、その変更を要請した場合には、上場申請銘柄の発行者及び元引受取引参加者は、その内容を改善し、かつ、改善後の「公募又は売出しの予定を記載した書面」を提出するものとする。

(上場前の公募等の手続)

第4条 上場前の公募等については、上場申請銘柄の発行者及び元引受取引参加者は、この規則の定めるところにより行う上場前の公募等に係る投資者の需要状況の調査(以下「ブック・ビルディング」という。)の手続きを行うものとする。

(公開価格の決定)

第5条 上場申請銘柄の発行者及び元引受取引参加者は、ブック・ビルディングにより把握した投資者の需要状況に基づき、上場日までの期間における有価証券の相場の変動により発生し得る危険及び需要見通し等を総合的に勘案して、上場前の公募等の価格(以下「公開価格」という。)を決定するものとする。

2 上場申請銘柄の発行者及び元引受取引参加者は、前項の規定により公開価格を決定した場合には、直ちに本所が適当と認める方法により当該公開価格及び決定の理由等を書面により公表するとともに、当該書面の写しを本所に提出するものとする。

(上場前の公募等に係る配分)

第6条 元引受取引参加者は、上場前の公募等に係る配分を不特定多数の者を対象に公正かつ公平に行うため、配分の方法及び配分に関する制限等に関する指針を策定するものとし、当該指針に基づき配分を行うものとする。

2 元引受取引参加者は、本所が適当と認める方法により前項に規定する指針を書面により公表するとともに、当該指針の内容を本所に通知するものとする。

(公募又は売出実施通知書等の提出)

第7条 元引受取引参加者は、上場前の公募等の申込期間終了後、遅滞なく当該上場前の公募等に係る公開価格の決定及び配分が適正に行われた旨を記載した本所所定の「公募又は売出実施通知書」を本所に提出するとともに、当該上場前の公募等の内容を上場申請銘柄の発行者に通知するものとする。

2 元引受取引参加者は、上場前の公募等の申込期間終了の日から5年間、当該上場前の公募等に係る投資証券の取得者の住所、氏名及び投資口の口数等についての記録を保存するものとし、当該記録につき、本所が必要に応じて行う提出請求又は検査に応じなければならない。

(非取引参加者金融商品取引業者等による元引受契約等の締結の取扱い)

第8条 上場前の公募等について本所の取引参加者以外の金融商品取引

業者等（以下「非取引参加者金融商品取引業者等」という。）が元引受契約又は募集若しくは売出しの取扱いを行うこととなる契約（本所の取引参加者が元引受契約を締結する場合には，元引受契約に限る。以下「元引受契約等」という。）を締結する場合には，当該上場前の公募等の公正を確保するため，上場申請銘柄の発行者は，当該非取引参加者金融商品取引業者等とこの規則の趣旨の遵守について本所が必要と認める事項を内容とする契約を締結するものとする。この場合において，当該契約を締結した上場申請銘柄の発行者は，当該契約の締結について本所が適当と認める書面を本所に提出するものとする。

（不適正な上場前の公募等に対する措置）

第9条 本所は，第7条第1項に規定する書類又は第7条第2項若しくは第13条第3項の規定により元引受取引参加者が提出した書類その他上場申請銘柄の発行者又は元引受取引参加者がこの規則に基づき本所に提出する書類の内容並びに上場前の公募等の実施状況等から，上場前の公募等が適正に行われていないと認められる場合には，上場申請の不受理又は受理の取消しその他必要な措置をとることができる。

（ブック・ビルディングの方法に関する指針の策定）

第10条 元引受取引参加者は，上場前の公募等に係る投資者の需要状況を適正に把握するため，ブック・ビルディングの方法に関する指針を策定するものとし，当該指針に基づきブック・ビルディングを行うものとする。

2 元引受取引参加者は，本所が適当と認める方法により前項に規定する指針を書面により公表するとともに，当該指針の内容を本所に通知するものとする。

（公開価格に係る仮条件の決定等）

第11条 上場申請銘柄の発行者及び元引受取引参加者は、ブック・ビルディングを行う場合には、上場申請銘柄の発行者の財政状態及び経営成績並びに有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者の意見その他の公開価格の決定に関し参考となる資料及び意見を総合的に勘案し、公開価格に係る仮条件（投資者の需要状況の調査を行うに際して投資者に提示する価格の範囲等をいう。）を決定するものとする。

2 元引受取引参加者は、前項の規定により公開価格に係る仮条件を決定した場合には、直ちに本所が適当と認める方法により当該仮条件及び決定の理由等を書面により公表するとともに、当該書面の写しを本所に提出するものとする。

（需要状況の調査に含めてはならない需要）

第12条 元引受取引参加者は、ブック・ビルディングにより把握すべき需要状況に、次の各号に掲げる需要その他の上場前の公募等における配分の対象とならないことが明らかに見込まれる需要を含めてはならない。

(1) 投資者の計算によらないことが明らかな需要

(2) 一の投資者の計算による需要が重複して取り扱われる場合の当該重複する需要

（需要状況の調査の記録の保存等）

第13条 元引受取引参加者は、上場前の公募等の申込期間終了の日から5年間、当該上場前の公募等に係るブック・ビルディングにより把握した需要状況についての記録を保存するものとする。

2 元引受取引参加者のうち主たるものは、上場前の公募等の申込期間終了の日から5年間、当該上場前の公募等に係るブック・ビルディングにより把握した需要状況すべてを集約した結果についての記録を保

存するものとする。

- 3 元引受取引参加者は、前2項の記録につき、本所が必要に応じて行う提出請求又は検査に応じなければならない。

(投資証券の発行に関する規制)

第14条 上場申請銘柄の発行者が、上場申請日の6か月前の日以後において、投資証券を発行している場合には、当該上場申請銘柄の発行者は、当該投資証券の割当を受けた者（信託設定時又は投資法人設立時の取得者を含む。以下同じ。）との間で、書面により当該投資証券の継続所有、譲渡時及び本所からの当該所有状況に係る照会時の本所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を本所が定めるところにより提出するものとする。

- 2 上場申請銘柄の発行者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、本所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。

(所有に関する規制)

第15条 割当を受けた者が、前条第1項に規定する確約に基づく所有を現に行っていない場合には、本所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。ただし、本所が正当な理由があるものとして認める場合は、この限りでない。

- 2 上場申請銘柄の発行者は、割当を受けた者が前条第1項に規定する確約に定める期間内において当該投資証券の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書面を本所に提出するものとし、当該書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 3 上場申請銘柄の発行者は、割当を受けた者の当該投資証券の所有状況に関して本所から照会を受けた場合には、当該投資証券の所有状況

に係る報告を本所に行うものとする。

(投資証券の発行の状況に関する記載)

第16条 上場申請銘柄の発行者は、上場申請日の6か月前の日から上場日の前日までの期間において、投資証券を発行している場合には、当該発行の状況を記載した書面を本所が定めるところにより提出するものとする。

(投資証券の発行状況に関する記録の保存等)

第17条 上場申請銘柄の発行者は、上場日から5年間、前条の規定に基づき本所に提出した書面の記載内容についての記録を保存するものとする。この場合において、幹事金融商品取引業者（幹事である金融商品取引業者をいう。）である本所の取引参加者（以下「幹事取引参加者」という。）は、上場申請銘柄の発行者が当該記録を把握し、かつ、保存することが可能な状況にあることを確認するものとする。

2 上場申請銘柄の発行者は、前項の記録につき、本所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならない。

3 本所は、上場申請銘柄の発行者が前項の提出請求に応じない場合は、当該上場申請銘柄の発行者の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができる。

4 本所は、第2項の規定により提出された記録を検討した結果、前条の規定に基づく投資証券の発行の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当該上場申請銘柄の発行者及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができる。

(委任規定)

第18条 この規則に定めのある事項並びにこの規則の解釈及び運用に関

し必要な事項は、本所が規則により定める。

付 則

- 1 この規則は、平成17年1月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う上場申請銘柄の発行者から適用する。
- 2 この規則の施行日前に上場申請銘柄の発行者が投資証券を発行している場合における当該投資証券に係る第14条及び第15条の適用については、第14条第1項中「当該投資証券の割当を受けた者（信託設定時又は投資法人設立時の取得者を含む。以下同じ。）」とあるのは、「平成17年1月1日現在における当該投資証券の所有者（以下「投資証券の所有者」という。）」と、第15条中「割当を受けた者」とあるのは「投資証券の所有者」とする。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年6月12日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

投資証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い

(目的)

第1条 この取扱いは、投資証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則（以下「投資証券上場前公募等規則」という。）に基づき、本所が定める事項並びに投資証券上場前公募等規則の解釈及び運用に関し、必要な事項を定める。

(公募又は売出実施通知書の作成の時期等)

第2条 投資証券上場前公募等規則第7条第1項に規定する「遅滞なく」とは、原則として上場前の公募等の申込期間終了の日から起算して3日目の日までをいうものとする。

2 投資証券上場前公募等規則第7条第1項に規定する「公募又は売出実施通知書」及び同条第2項の規定により本所に提出する書面は、名義のいかんを問わずその計算が実質的に帰属する者を対象として記載するものとする。

3 投資証券上場前公募等規則第7条第1項に規定する「公募又は売出実施通知書」は、元引受取引参加者が2社以上ある場合には、当該元引受取引参加者のうち1社が代表して本所に提出することができるものとする。

(非取引参加者金融商品取引業者等の上場前の公募等の取扱い等)

第3条 投資証券上場前公募等規則第8条に規定する「本所が適当と認める書面」とは、同条の規定により非取引参加者金融商品取引業者等との間に締結した契約を証する書面の写しをいうものとする。

(不適正な上場前の公募等に対する措置)

第4条 投資証券上場前公募等規則第9条に規定する「その他必要な措置」には、同第6条第1項に定めるところによらない配分を行った場合の再配分の要請並びに上場前の公募等が適正に行われていないと認められるに至った経過及び改善措置を記載した報告書の提出の請求を含むものとする。

(需要状況の調査の記録の提出方法)

第5条 投資証券上場前公募等規則第13条第3項の規定により本所に提出する書面は、名義のいかんを問わずその計算が実質的に帰属する者を対象として記載するものとする。

(投資証券の発行に関する規制の取扱い)

第6条 投資証券上場前公募等規則第14条第1項に規定する「投資証券を発行している」かどうかの認定は、払込期日又は払込期間の最終日を基準として行うものとする。

2 投資証券上場前公募等規則第14条第1項に規定する「当該投資証券の継続所有、譲渡時及び本所からの当該所有状況に係る照会時の本所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項」とは、次の各号に掲げる事項をいうものとする。

(1) 割当を受けた者は、割当を受けた投資証券（以下「割当投資証券」という。）を、原則として、前項に規定する日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において前項に規定する日以後1年間を経過していない場合には、前項に規定する日以後1年間を経過する日）まで所有すること。この場合において、割当投資証券について投資口の分割が行われたときには、当該投資口の分割により取得した投資口（以下「取得投資口」とい

う。)についても同日まで所有すること。

(2) 割当を受けた者は、割当投資証券又は取得投資口の譲渡を行う場合には、あらかじめ上場申請銘柄の発行者に書面により通知するとともに、事後において上場申請銘柄の発行者にその内容を報告すること。

(3) 上場申請銘柄の発行者は、割当を受けた者が割当投資証券又は取得投資口の譲渡を行った場合には当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、投資口の口数、日付、価格並びに理由その他必要な事項を記載した書面を、当該譲渡が上場申請日前に行われたときには上場申請のときに、上場申請日以後に行われたときには譲渡後直ちに、本所に提出すること。

(4) 上場申請銘柄の発行者は、割当投資証券又は取得投資口の所有状況に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、必要に応じて割当を受けた者に対し割当投資証券又は取得投資口の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく割当投資証券又は取得投資口の所有状況を本所に報告すること。

(5) 割当を受けた者は、上場申請銘柄の発行者から前号に規定する割当投資証券又は取得投資口の所有状況に係る確認を受けた場合には、直ちにその内容を上場申請銘柄の発行者に報告すること。

(6) 割当を受けた者は、投資証券上場前公募等規則第14条第1項に規定する書面に記載する本項各号に掲げる内容及び割当投資証券又は取得投資口の譲渡を行った場合には、その内容が、公衆縦覧に供されることに同意すること。

(7) その他本所が必要と認める事項

3 投資証券上場前公募等規則第14条第1項に規定する「本所が定めるところにより」とは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場申請日前に同項の投資証券の発行を行っている場合
上場申請日に提出するものとする。

(2) 上場申請日以後に同項の投資証券の発行を行っている場合
当該投資証券の発行後遅滞なく提出するものとする。ただし、
本所が上場を承認する日の前日を超えてはならない。

(所有に関する規制の取扱い)

第7条 投資証券上場前公募等規則第15条第1項ただし書に規定する「本所が正当な理由があるものとして認める場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、かつ、所有を行っていないことが適当であると認められるものをいうものとする。

(1) 割当を受けた者がその経営の著しい不振により割当投資証券又は取得投資口の譲渡を行う場合

(2) その他社会通念上やむを得ないと認められる場合

2 投資証券上場前公募等規則第15条第2項に規定する書面は、当該割当投資証券又は取得投資口の譲渡が上場申請日前に行われた場合には上場申請日に、上場申請日以後に行われた場合には譲渡後直ちに、本所に提出するものとする。

3 投資証券上場前公募等規則第15条第3項に規定する報告は、上場申請銘柄の発行者が必要に応じて割当を受けた者に対し割当投資証券又は取得投資口の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく本所に報告するものとする。

4 上場申請銘柄の発行者は、上場投資証券の発行者となった後においても、確約に定める期間内にあつては、投資証券上場前公募等規則第15条第2項及び第3項の規定の適用を受けるものとする。

(投資証券の発行の状況に関する記載の取扱い)

第 8 条 第 6 条第 3 項の規定は，投資証券上場前公募等規則第 16 条の場合に準用する。

(投資証券の発行の状況に関する記録の保存等の取扱い)

第 9 条 上場申請銘柄の発行者は，上場投資証券の発行者となった後においても，上場日から 5 年間は，投資証券上場前公募等規則第 17 条の規定の適用を受けるものとする。

(上場前の公募等に関する解釈等)

第 10 条 上場前の公募等には，投資証券上場前公募等規則第 14 条の規定の適用はないものとする。

2 投資証券上場前公募等規則第 14 条から第 17 条までの規定は，名義のいかんを問わずその計算が実質的に帰属するものについて適用する。

付 則

1 この取扱いは，平成 17 年 1 月 1 日から施行し，同日以後に上場申請を行う上場申請銘柄の発行者から適用する。

2 この取扱いの施行日前に上場申請銘柄の発行者が投資証券を発行している場合における当該投資証券に係る第 6 条及び第 7 条の適用については，第 6 条第 2 項中「割当を受けた投資証券」とあるのは「平成 17 年 1 月 1 日現在において所有している投資証券のうち，上場申請日の 6 か月前の日以後において発行されたもの」と，「前項に規定する日から上場日以後 6 か月間を経過する日」とあるのは「平成 17 年 1 月 1 日から上場日以後 6 か月間を経過する日」と，第 6 条第 2 項及び第 7 条中「割当を受けた者」とあるのは

「投資証券の所有者」とする。

付 則

この取扱いは、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成21年6月12日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成25年1月1日から施行する。

E T F 上場契約書

平成 年 月 日

株式会社大阪証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地 _____

会 社 名 _____ 印

代表者の

役職氏名 _____ 印

_____（以下「当社」という。）は、E T F を上場するについて、株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）が定めた次の事項を承諾します。

- 1 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程，有価証券上場規程，その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定（以下「諸規則等」という。）のうち，当社及び当社が上場申請し，上場される E T F（以下「上場 E T F」という。）に適用のあるすべての規定を遵守すること。
- 2 諸規則等に基づいて，取引所が行う上場 E T F に対する上場廃止，売買停止その他の措置に従うこと。
- 3 今後，取引所に E T F を上場するについても，この度上場する E T F と同様に，前 2 項に定めるところに従うこと。

付 則

この契約書は、平成20年4月14日から施行する。

付 則

この契約書は、平成23年8月1日から施行する。

付 則

この契約書は、平成25年1月1日から施行する。

E T F 上場契約書（外国 E T F 及び外国商品現物型 E T F）

E T F 上場契約書

平成 年 月 日

株式会社大阪証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地

会社名(又は法人名)

代表者の

役職署名

_____（以下「当社（又は当法人）」という。）は、
E T F を上場するについて、株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」
という。）が定めた次の事項を承諾します。

- 1 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある
業務規程，有価証券上場規程，その他の規則及びこれらの取扱いに
関する規定（以下「諸規則等」という。）のうち，当社（又は当法人）
及び当社（又は当法人）が上場申請し，上場される E T F（以下「上
場 E T F」という。）に適用のあるすべての規定を遵守すること。
- 2 諸規則等に基づいて，取引所が行う上場 E T F に対する上場廃止，
売買停止その他の措置に従うこと。
- 3 今後，取引所に E T F を上場するについても，この度上場する E
T F と同様に，前 2 項に定めるところに従うこと。
- 4 本契約から生じる又は上場 E T F に関する当社（又は当法人）と
取引所との間の一切の訴訟については大阪地方裁判所のみをその管
轄裁判所とすること。

付 則

この契約書は、平成20年4月14日から施行する。

付 則

この契約書は、平成23年8月1日から施行する。

付 則

この契約書は、平成25年1月1日から施行する。

E T F 上場契約書（外国 E T F 信託受益証券及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券）

E T F 上場契約書

平成 年 月 日

株式会社大阪証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地

会社名（又は法人名）

代表者の

役職署名

_____（以下「当社（又は当法人）」という。）は、その管理、発行又は受託する外国 E T F を信託財産とし、当該外国 E T F に係る権利の内容が信託の受益権の内容に含まれる外国 E T F 信託受益証券を上場するについて、株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）が定めた次の事項を承諾します。

- 1 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、有価証券上場規程、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定（以下「諸規則等」という。）のうち、当社（又は当法人）及び当社（又は当法人）が上場申請し、上場される外国 E T F 信託受益証券（以下「上場外国 E T F 信託受益証券」という。）に適用のあるすべての規定を遵守すること。
- 2 諸規則等に基づいて、取引所が行う上場外国 E T F 信託受益証券に対する上場廃止、売買停止その他の措置に従うこと。

- 3 今後、取引所に外国 E T F 信託受益証券を上場するについても、この度上場する受益証券と同様に、前 2 項に定めるところに従うこと。
- 4 本契約から生じる又は上場外国 E T F 信託受益証券に関する当社（又は当法人）と取引所との間の一切の訴訟については大阪地方裁判所のみをその管轄裁判所とすること。

(注) 外国商品現物型 E T F 信託受益証券にあつては、本契約書において、「外国 E T F 信託受益証券」とあるのは「外国商品現物型 E T F 信託受益証券」と、「上場外国 E T F 信託受益証券」とあるのは「上場外国商品現物型 E T F 信託受益証券」と、それぞれ読み替える。

付 則

この契約書は、平成20年4月14日から施行する。

付 則

この契約書は、平成23年8月1日から施行する。

付 則

この契約書は、平成25年1月1日から施行する。

上場申請に係る宣誓書（内国 E T F 及び内国商品現物型 E T F）

上場申請に係る宣誓書（E T F）

平成 年 月 日

株式会社大阪証券取引所

代表取締役社長

殿

本店所在地

会社名

印

代表者の

役職氏名

印

_____は、株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）への E T F の上場申請に関し、次のとおり宣誓します。

- 1 上場申請において取引所に提出する書類に関し、必要となる内容を漏れなく記載してあり、かつ、記載した内容はすべて真実であります。
- 2 前項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行う一切の措置に異議を申し立てません。

付 則

この宣誓書は、平成19年3月15日から施行する。

付 則

この宣誓書は、平成20年4月14日から施行する。

付 則

この宣誓書は、平成23年8月1日から施行する。

付 則

この宣誓書は、平成25年1月1日から施行する。

上場申請に係る宣誓書（外国ETF及び外国商品現物型ETF）

上場申請に係る宣誓書（ETF）

平成 年 月 日

株式会社大阪証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地 _____

会社名（又は法人名） _____

代表者の

役職署名 _____

_____は、株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）へのETFの上場申請に関し、次のとおり宣誓します。

- 1 上場申請において取引所に提出する書類に関し、必要となる内容を漏れなく記載してあり、かつ、記載した内容はすべて真実であります。
- 2 前項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行う一切の措置に異議を申し立てません。

付 則

この宣誓書は、平成20年4月14日から施行する。

付 則

この宣誓書は、平成23年8月1日から施行する。

付 則

この宣誓書は、平成25年1月1日から施行する。

上場申請に係る宣誓書（外国ETF信託受益証券及び外国商品現物型ETF信託受益証券）

上場申請に係る宣誓書（ETF）

平成 年 月 日

株式会社大阪証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地 _____

会社名（又は法人名） _____

代表者の

役職署名 _____

_____は、株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）へのETFの上場申請に関し、次のとおり宣誓します。

- 1 上場申請において取引所に提出する書類に関し、必要となる内容を漏れなく記載してあり、かつ、記載した内容はすべて真実であります。
- 2 前項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行う一切の措置に異議を申し立てません。

付 則

この宣誓書は、平成20年4月14日から施行する。

付 則

この宣誓書は，平成23年8月1日から施行する。

付 則

この宣誓書は，平成25年1月1日から施行する。

E T Fに関する有価証券上場規程の特例の施行規則

(目 的)

第1条 この規則は、E T Fに関する有価証券上場規程の特例（以下「E T F特例」という。）に基づき、本所が定める事項並びにE T F特例の解釈及び運用に関し、必要な事項を定める。

(定 義)

第1条の2 E T F特例第1条の2第11号に規定する指定振替機関は、株式会社証券保管振替機構とする。

(上場申請時の提出書類)

第2条 E T F特例第2条に規定する提出書類のうち次の各号に掲げる書類の記載事項、作成及び提出方法等については、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) E T F特例第2条第2項第1号に規定する「有価証券上場申請書」に記載する事項には、E T F特例の変更上場に関する事項及びE T Fの一口当たりの純資産額の変動率と指標の変動率を一致させるための仕組みに関する事項を含むものとする。ただし、内国商品現物型E T F、外国商品現物型E T F及び外国商品現物型E T F信託受益証券にあつては、E T Fの一口当たりの純資産額の変動率と指標の変動率を一致させるための仕組みに関する事項については、提出を要しない。

(2) E T F特例第2条第4項に規定する「募集又は売出実施通知書」は、新規上場申請者である管理会社等及び指定参加者により作成されるものとする。

(指標連動有価証券等組入型 E T F におけるカウンターパーティーの信用状況に関する管理体制等に係る報告書の記載事項)

第 2 条の 2 E T F 特例第 2 条の 3 に規定するカウンターパーティーの信用状況に関する管理体制等に係る報告書の記載事項は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) カウンターパーティー等（組入有価証券の発行者及び組入債権に係る契約の相手方並びに当該組入有価証券及び当該組入債権に係る保証者（保証者がある場合に限る。）をいう。以下同じ。）の選定基準
- (2) カウンターパーティー等の財務状況に係る管理体制等
- (3) カウンターパーティー等の財務状況の著しい悪化が明らかになった場合における投資信託財産等の毀損の可能性を軽減させるための措置及び毀損が生じた場合の対応に係る体制
- (4) カウンターパーティー等に関する情報の配信方法

(上場審査料に関する事項)

第 3 条 E T F 特例第 3 条に規定する本所が定める金額は 50 万円とし、新規上場申請者は、上場審査料を上場申請日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(上場審査基準に関する事項)

第 4 条 E T F 特例第 4 条第 1 項各号に掲げる上場審査基準については、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

- (1) E T F 特例第 4 条第 1 項に規定する「本所が規則により定める投資信託」は、特定外貨建等証券投資信託（法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 19 条第 1 項に規定する特定外貨建等証券投資信託をいう。）以外の投資信託とする。
- (2) E T F 特例第 4 条第 1 項第 5 号に規定する各要件については、次

の a から g までに定めるところにより審査するものとする。

- a a については、予め定められた算出式を用いて指標が機械的に算出されること等、投資者保護の観点から客観的なものであり、かつ、公正を欠くものでないことについて確認する。
- b b については、指標を構成する銘柄数や各構成銘柄の比率等に基づき、指標の値の変動が特定の銘柄の価格変動の影響を著しく受けないことについて確認する。
- c c については、構成銘柄の変更手続き及び変更基準が公正であり、かつ、予め定まっていることについて確認する。
- d d については、公表方法及び公表形態等について確認する。
- e e については、公表方法及び公表形態等について確認する。
- f f については、円滑な売買が行われる必要がある銘柄又は種類について、取引の実態に照らして有価証券又は商品の売買が円滑に行われると見込まれることについて確認する。
- g g については、円滑な取引が行われる必要がある法第 2 条第 20 項に規定するデリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利について、取引の実態に照らして当該デリバティブ取引又は当該商品投資等取引が円滑に行われると見込まれることについて確認する。

(3) E T F 特例第 4 条第 1 項第 6 号 c に規定する「高い相関関係があると認められる」かどうかは、組入資産、運用方針及び当該運用方針に基づくシミュレーション結果によって判断するものとする。

(4) 株券上場審査基準の取扱い 2 (8) a の規定は、E T F 特例第 4 条第 1 項第 8 号 a に規定する「虚偽記載」について、同取扱い 2 (8) c ((b)を除く。)の規定は、E T F 特例第 4 条第 1 項第 8 号 b に規定する「本所が適当と認める場合」について、それぞれ準用する。この場合において、同取扱い 2 (8) a 中「訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書」とあるのは「訂正届出書又は訂正報告書」と、

同取扱い 2 (8) c (a) 中「監査報告書」とあるのは「監査報告書（最近 1 年間に終了する特定期間又は営業期間の財務諸表等に添付されるものを除く。）」と読み替えるものとする。

(5) E T F 特例第 4 条第 1 項第 11 号 b 及び c の基準は、E T F 特例第 2 条第 2 項第 4 号 a に規定する書面により審査するものとする。

(6) E T F 特例第 4 条第 1 項第 12 号の基準は、次の a 及び b に定めるところにより審査するものとする。

a 次の (a) から (d) までに掲げる事項から、上場後運用の継続に支障を来たすおそれがある具体的な状況があると認められないこと。

(a) 対象指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券の発行者又は契約の相手方（当該有価証券又は契約に係る保証者がある場合にあつては、当該保証者）が作成する直近の財務諸表等又は中間財務諸表等に継続企業の前提に関する事項が注記されていないこと。

(b) 対象指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券の発行者又は契約の相手方（当該有価証券又は契約に係る保証者がある場合にあつては、当該保証者）が作成する直近の財務諸表等又は中間財務諸表等に係る監査報告書又は中間監査報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」が記載されていること。

(c) 対象指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券の発行者又は契約の相手方（当該有価証券又は契約に係る保証者がある場合にあつては、当該保証者）が最近の特定期間又は営業期間の末日において債務超過の状態でないこと。

(d) その他継続的な運用に支障を来たすおそれがある具体的な要因が認められないこと。

- b 次の(a)から(e)までに掲げる事項その他の事項から、対象指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券の発行者又は契約の相手方の信用状況等に関する管理体制その他の適切な管理体制が管理会社において整備されていると認められること。
- (a) 対象指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券の発行者又は契約の相手方の適切な選定基準が整備されていること。
- (b) 対象指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券の権利の内容又は契約に係る権利の内容がその選定基準に照らして適切なものであること。
- (c) 対象指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券の発行者又は契約の相手方の財務状況等に係る適切な管理体制が整備されていること。
- (d) 対象指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券の発行者又は契約の相手方の倒産等による投資信託財産又は資産の毀損の可能性を軽減させるための措置及び毀損が生じた場合の対応が適切に整備されていること。
- (e) 管理会社又はその関係者が対象指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券の発行者又は契約の相手方に関する情報を配信する場合にあっては、当該情報の内容及び配信方法が適切なものであること。
- (7) E T F 特例第 4 条第 3 項第 2 号（同条第 6 項による場合を含む。）に規定する「上場申請銘柄に関する預託契約等その他の契約が本所の定めるところにより締結されるものであること。」とは、当該預託契約等が当該外国 E T F 信託受益証券又は外国商品現物型 E T F 信託受益証券に係る預託機関等及び当該外国 E T F 信託受益証券又は外国商品現物型 E T F 信託受益証券の所有者の間で締結されるものであり、かつ、当該外国 E T F 信託受益証券又は外国商品

現物型 E T F 信託受益証券に係る管理会社等が当該預託機関等との間において本所が適当と認める契約を締結していること又は上場の時までに締結する見込みがあることをいう。

(8) E T F 特例第 4 条第 4 項第 2 号 b に規定する「これらに相当する者として本所が定める者」とは、外国商品市場において商品市場の会員又は取引参加者と同種の資格を有する法人をいう。

(9) E T F 特例第 4 条第 4 項第 4 号 d に規定する「本所が定める計算期間」とは、次の a 又は b に掲げる計算期間をいう。

a 信託設定後最初の計算期間が 1 年以上 2 年未満である場合における当該最初の計算期間

b 計算期間の初日から 1 年を経過した日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日又は 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日であって、その翌営業日が計算期間の末日となる場合における当該計算期間

(10) E T F 特例第 4 条第 4 項第 4 号 j に規定する「その他本所が定める事項」とは、次の a から m までに掲げる事項をいう。この場合において、管理会社が信託受託者であるときは、第 1 号及び第 5 号中「管理会社」とあるのは「信託の委託者」と読み替えるものとする。

a 管理会社及び信託受託者の商号又は名称

b 受益者に関する事項

c 管理会社及び信託受託者としての業務に関する事項

d 信託の元本の額に関する事項

e 受益証券に関する事項

f 信託の元本及び収益の管理に関する事項（信託財産となる資産の種類を含む。）

g 信託財産の評価の方法、基準及び基準日に関する事項

h 信託の元本の償還及び収益の分配に関する事項（受益者が信

託の元本の償還及び収益の分配に関して，受益権の口数に応じて均等の権利を有する旨を含む。）

i 信託契約期間中の解約に関する事項

j 信託受託者及び管理会社の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期に関する事項

k 信託受託者が信託に必要な資金の借入れをする場合においては，その借入金の限度額に関する事項

l 信託約款の変更に関する事項

m 管理会社における公告の方法

(11) E T F 特例第 4 条第 5 項第 2 号 c に規定する「本所が定める計算期間」とは，同項各号に掲げる計算期間に準じた計算期間をいい，同項第 2 号 d に規定する「その他本所が定める事項」とは，原則として，前号 a から m までに掲げる事項をいう。

(予備審査料に関する事項)

第 4 条の 2 E T F 特例第 4 条の 4 第 4 項に規定する本所が定める金額は 50 万円とし，予備申請を行う者は，予備審査料を予備申請の日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(上場時に公衆縦覧に供する書類)

第 5 条 E T F 特例第 5 条に規定する本所が定める書類は，次の各号に掲げる書類とする。

(1) E T F 特例第 2 条第 2 項第 3 号

(2) E T F 特例第 2 条第 3 項に規定する書類

(3) 前 2 号のほか，本所が必要と認める書類

(管理会社等が行う適時開示等に関する事項)

第 6 条 上場 E T F に係る管理会社等は，本所との連絡に当たる連絡担

当者を本所に通知するものとする。連絡担当者であるものを変更した場合も同様とする。

2 ETF特例第6条第1項第1号に規定する事項は次の各号に定めるところにより算出するものとする。

(1) ETF特例第6条第1項第1号bからdまでに規定する純資産総額（一口当たりの純資産額の算定の基礎となる純資産総額を含む。）は、投資信託約款、信託約款、規約又はこれらに類する書類に定めるところにより算出するものとする。

(2) ETF特例第6条第1項第1号cに規定する乖離率は、次の算式により算出するものとする。

算式

$$\left((A \div B) - (C \div D) \right) \times 100 (\%)$$

算式の符号

A 上場ETFの一口当たりの純資産額

B Aを算出した日の前営業日の上場ETFの一口当たりの純資産額

C 対象指標の終値

D Cを算出した日の前営業日の対象指標の終値

(3) ETF特例第6条第1項第1号dに規定する乖離率は、次の算式により算出するものとする。

算式

$$\left((E \div F) - 1 \right) \times 100 (\%)$$

算式の符号

E 上場ETFの最終価格

F 上場ETFの一口当たりの純資産額

3 ETF特例第6条第1項第2号及び第3号に規定する「本所が定める基準」は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるものとする。

(1) E T F 特例第 6 条第 1 項第 2 号 a の (c) 及び同項第 3 号 a の (d) に掲げる事項

投資信託約款，信託約款若しくはこれに類する書類又は規約若しくはこれに類する書類の変更理由が次の a から c までのいずれかに該当すること。

- a 法令の改正等に伴う記載表現のみの変更
- b 本店所在地の変更
- c その他投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が認める理由

(2) E T F 特例第 6 条第 1 項第 2 号 a の (1) 並びに同項第 3 号 a の (g) 及び同号 c の (h) に掲げる事項

当該管理会社等又は当該信託受託者等が法若しくは投資信託法又は外国の法令に基づき内閣総理大臣等に対して行う届出のうち，本所が定めるもの

4 E T F 特例第 6 条第 1 項第 2 号 a (b) に掲げる事項

投資信託，外国投資信託又は信託に必要な資金の借入れのうち，信託設定に伴う消費税等の支払いに係る借入れに該当すること。

5 E T F 特例第 6 条第 1 項第 2 号 b (j) に規定する「これらに相当する者として本所が定める者」とは，第 4 条第 1 項第 8 号に規定する法人をいう。

6 E T F 特例第 6 条第 1 項第 2 号 b (k) に掲げる事項

信託約款で定める信託財産に係る商品の条件を満たさない商品が信託された場合のうち，当該商品に代えて信託されるべき商品の価値が，管理会社が当該事実を確認した日において，その前営業日の純資産総額の 100 分の 3 に相当する額未満である場合に該当すること。

7 株券上場廃止基準の取扱い 1 (5) a 及び b の規定は，E T F 特例第 6 条第 1 項第 4 号 c (b) に規定する「債務超過の状態」について準用

する。

- 8 E T F 特例第 6 条第 1 項第 4 号 c (f) に規定する「停止されること
が確実となったこと」とは，カウンターパーティーが発行した手形等
が不渡りとなり，銀行取引の停止が確実となったことをいう。
- 9 E T F 特例第 6 条第 1 項第 4 号 c (g) に規定する「破産手続，再生
手続若しくは更生手続を必要とするに至ったこと」とは，カウンター
パーティーが法律に規定する破産手続，再生手続又は更生手続の開始
原因があることにより，破産手続，再生手続又は更生手続を必要と判
断した場合をいう。
- 10 E T F 特例第 6 条第 3 項に規定する上場有価証券の発行者の会社情
報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示等規則」という。）及
びその取扱いに定めるところに準じるとは，原則として，同規則第 2
条の 2 から第 4 条まで，第 15 条の 2 及び第 16 条並びに同取扱い 1 の 2
(1) に定めるところによることをいうものとする。

（決定事項等に係る通知及び書類の提出等に係る事項）

- 第 7 条 E T F 特例第 7 条第 1 項に規定する通知は，同項第 1 号又は第
2 号に掲げる事項について決議又は決定（取締役会で決議したこと
（代表取締役の専決事項である場合にあっては，代表取締役が所要の
手続きに従い決定したことをいい，委員会設置会社にあつては，執行
役が決定したことを含む。）をいう。以下この条において同じ。）を行
った後，直ちに取締役会決議通知書（代表取締役又は執行役が決定し
た場合は，決定通知書）を提出することにより行うものとする。
- 2 E T F 特例第 7 条第 1 項に規定する書類の提出は，次の各号に掲げ
る事項について決議又は決定を行った場合に，当該各号に定めるとこ
ろにより行うものとする。
 - (1) E T F 特例第 6 条第 1 項第 2 号 a の (a) 又は同項第 3 号 a の (b)
に掲げる事項

a 売出しの日程表

確定後直ちに

b 目論見書

作成後直ちに

この場合において、管理会社等は、当該目論見書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

c 有価証券通知書（変更通知書を含む。）の写し

内閣総理大臣等に提出後直ちに

(2) E T F 特例第 6 条第 1 項第 2 号 a の (c) 又は同項第 3 号 a の (d) に掲げる事項

変更後の投資信託約款，信託約款，規約又はこれらに類する書類

2 部

変更後直ちに

(2) の 2 E T F 特例第 6 条第 1 項第 2 号 a (a) の 2 及び同項第 3 号 a (b) の 2 に掲げる事項

受益権の分割又は併合の日程表

確定後直ちに

(3) E T F 特例第 6 条第 1 項第 3 号 a の (e) に掲げる事項

a 合併契約書の写し

契約締結後直ちに

b 合併日程表

確定後直ちに

3 E T F 特例第 7 条第 1 項第 1 号 b に規定する事項には、第 2 条の 2 第 2 項に規定する取引所規則の遵守に関する確認書を提出した代表者の異動を含むものとする。

4 E T F 特例第 7 条第 2 項に規定する売出価格が決定された場合には、次に掲げるところによる「売出価格通知書」を提出するものとする。

(1) 記載事項

- a 売出価格又は売出価格の決定予定時期及び具体的な決定方法
- b 売出価額の総額又はその見込額

(2) 提出時期

売出価格の決定後直ちに

- 5 E T F 特例第 7 条第 3 項に規定する場合には，同特例第 6 条第 1 項第 2 号 b (g) に規定する内閣総理大臣等の承認を受けた場合を含むものとし，当該場合には，当該内閣総理大臣等の承認に係る通知書の写しを受理後遅滞なく提出するものとする。
- 6 上場 E T F（内国商品現物型 E T F に限る。）に係る管理会社は，E T F 特例第 6 条第 1 項第 2 号 b (k) に掲げる事実が発生した場合には，本所が定めるところにより書類の提出を行うものとする。
- 7 E T F 特例第 7 条第 5 項に規定する書面には，上場 E T F に係る管理会社等の代表者による署名を要するものとする。
- 8 E T F 特例第 7 条第 5 項に規定する「理由」の記載に当たっては，有価証券報告書又は半期報告書の作成に関して上場 E T F に係る管理会社等の代表者が確認した内容を記載するものとする。

(変更上場の手続の時期等)

- 第 8 条 E T F 特例第 8 条第 1 号の規定により上場 E T F に係る管理会社等が行う変更上場申請（信託金の限度額を変更する場合に限る。）は，管理会社等が信託金の限度額に関する投資信託約款，信託約款又はこれらに類する書類の変更について決議又は決定等を行った後遅滞なく当該変更額の追加信託が行われた場合に増加することが見込まれる受益権の口数について，一括して行うものとする。
- 2 E T F 特例第 8 条第 2 号の規定により上場 E T F に係る管理会社等が行う変更上場申請（発行可能投資口総口数を変更する場合に限る。）は，管理会社等が発行可能投資口総口数に関する規約又はこれに類する書類の変更について決議又は決定等を行った後遅滞なく当該

変更により増加することが見込まれる投資口の口数について，一括して行うものとする。

第9条 削除

(上場廃止基準に関する事項)

第10条 上場ETFに係る管理会社等がETF特例第10条第1項第1号aからdまで又は同条第2項第1号本文のいずれかに該当する場合において，当該管理会社等から同条第1項第1号ただし書又は同条第2項第1号ただし書に規定する業務の引継ぎ及び書面の提出を行うことができない旨の報告を書面により受けたときは，同条第1項第1号又は同条第2項第1号に該当するものとして取り扱う。

2 上場ETFに係る信託受託者等がETF特例第10条第1項第2号に該当する場合において，上場ETFに係る管理会社等から同号ただし書に規定する業務の引継ぎ及び書面の提出を行うことができない旨の報告を書面により受けたときは，同号に該当するものとして取り扱う。

3 ETF特例第10条第1項第3号aからbの2までのいずれか，同条第2項第3号b又は同条第3項第3号aに規定する投資信託約款，信託約款，規約又はこれらに類する書類の変更を行う場合において，当該投資信託約款，信託約款，規約又はこれらに類する書類の変更が確定した旨の書面による報告を受けたときは，ETF特例第10条第1項第3号aからbの2までのいずれか，同条第2項第3号b又は同条第3項第3号aに該当するものとして取り扱う。

4 ETF特例第10条第1項第2号の2aで規定する「本所が定める場合」とは，上場内国商品現物型ETFに係る信託の委託者が，株券上場廃止基準第2条第1項第9号，第9号の2，第11号，第12号又は第19号（株券上場廃止基準第2条第2項（第4号及び第5号を除く。）による場合を含む。）に該当して上場廃止となる場合をいう。

- 5 E T F 特例第10条第1項第2号の3に規定する「これらに相当する者として本所が定める者」とは、第4条第1項第8号に規定する法人をいう
- 6 E T F 特例第10条第1項第3号bに規定する「その他の理由」には、対象指標の算出の終了を含むものとする。
- 7 E T F 特例第10条第1項第3号cに規定する適格機関投資家以外の者が指定参加者に含まれることとなった場合において、上場E T Fに係る管理会社等から当該適格機関投資家以外の者を指定参加者から除外しない旨の書面による報告を受けたとき又は当該適格機関投資家以外の者が指定参加者に含まれることとなった日の翌日から起算して1週間以内に当該適格機関投資家以外の者を指定参加者から除外する旨の書面による報告を受けなかったときには、同号cに該当するものとして取り扱う。
- 8 E T F 特例第10条第1項第3号dに規定する指定参加者の数について、指定参加者の数が2者未満となった日の翌日から起算して1か年を経過する日までに指定参加者の数が2者以上となった旨の書面による報告が行われなかった場合には、同号dに該当するものとして取り扱う。
- 9 E T F 特例第10条第1項第3号fに規定する「重大な違反を行った場合」については、株券上場廃止基準の取扱い1(11)(gを除く。)の規定を準用する。この場合において、同取扱い1(11)中「第12号」とあるのは「第10条第1項第3号f」と、同(11)f中「適時開示等規則第2章」とあるのは「第6条」と読み替えるものとする。
- 10 E T F 特例第10条第1項第3号fの2に規定する基準については、次のとおり取り扱うこととする。
 - (1) E T F 特例第10条第1項第3号fの2(a)に規定する「カウンターパーティーの財務状況が悪化した場合」とは、カウンターパーティー又は投資信託財産に組み入れた有価証券が次のaからhまでに

該当する場合をいい、「本所が当該状態となったと認める日」とは、当該 a から h までに定める日をいう。

- a 財務諸表等又は中間財務諸表等（カウンターパーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期財務諸表等）に継続企業の前提に関する事項が注記された場合

財務諸表等の場合にあっては、当該財務諸表等に係る事業年度又は連結会計年度の末日、中間財務諸表等（カウンターパーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期財務諸表等。以下この a において同じ。）の場合にあっては、当該中間財務諸表等に係る中間会計期間又は中間連結会計期間（カウンターパーティーが四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期会計期間又は四半期連結会計期間）の末日

- b 事業年度又は中間会計期間（カウンターパーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期会計期間又は四半期連結会計期間）の末日において債務超過の状態又はこれに準ずる状態になった場合。この場合において、株券上場廃止基準の取扱い 1 (5) a 及び b の規定は、債務超過の場合について準用する。

当該債務超過の状態又はこれに準ずる状態になった事業年度若しくは連結会計年度又は中間会計期間若しくは中間連結会計期間（カウンターパーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期会計期間又は四半期連結会計期間）の末日

- c 財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書（カウンターパーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期会計期間又は四半期連結会計期間）の末日

ては、四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書)において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨(カウンターパーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期レビュー報告書については、「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨)が記載された場合

監査報告書の場合にあっては、当該監査報告書に係る事業年度又は連結会計年度の末日、中間監査報告書(カウンターパーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書。以下このcにおいて同じ。)の場合にあっては、当該中間監査報告書に係る中間会計期間又は中間連結会計期間(カウンターパーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期会計期間又は四半期連結会計期間)の末日

d 事業活動の停止、解散又はこれに準ずる状態になった場合

事業活動の停止、解散又はこれに準ずる状態になった日

e 発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された日又は停止されることが確実となった日

f 法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合

破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立てを行った日又はこれに準ずる状態になった日

g 組入有価証券又は組入債権に係る期限の利益を喪失した場合
当該組入有価証券又は当該組入債権に係る期限の利益を喪失
した日

h その他カウンターパーティーの財務状況が急激に悪化したと
本所が認める場合
本所がその都度決定する日

(2) E T F 特例第10条第1項第3号 f の 2 (b)に規定する「カウンタ
ーパーティーの信用状況に関する管理体制等が管理会社において整
備されなくなった場合」とは、E T F 特例第2条の3第1項に規定
する報告書において、第2条の2第1号から第3号までに規定する
管理体制の記載がなくなるなど、管理会社において組織的に管理さ
れる体制でなくなったと本所が認めた場合をいうものとする。

11 E T F 特例第10条第1項第3号 g に規定する基準については、次の
とおり取り扱うこととする。

(1) 株券上場審査基準の取扱い2(8) a の規定は、E T F 特例第10条
第1項第3号 g に規定する「虚偽記載」について準用する。この場
合において、同取扱い2(8) a 中「訂正届出書、訂正発行登録書又
は訂正報告書」とあるのは「訂正届出書又は訂正報告書」と読み替
えるものとする。

(2) E T F 特例第10条第1項第3号 g に規定する「本所が別に定める
場合」とは、天災地変等、上場E T F に係る管理会社等の責めに帰
すべからざる事由によるものである場合をいうものとする。

12 E T F 特例第10条第1項第3号 h 又は同条第2項第3号 e の基準に
ついては、次のとおり取り扱うこととする。

(1) E T F 特例第10条第1項第3号 h に規定する投資信託契約の終了
のうち、当該投資信託契約の解約を行う場合において、上場E T F
に係る管理会社等から当該投資信託契約の解約が確定した旨の書面
による報告を受けたときは、E T F 特例第10条第1項第3号 h に該

当するものとして取り扱う。

(2) E T F 特例第10条第1項第3号 h 又は同条第2項第3号 e に該当した場合には，投資信託契約又はE T F 特例第4条第3項第2号に規定する預託契約等その他の契約が終了となる日の3日前の日（当該終了となる日が休業日に当るときは，4日前の日）に上場廃止する。

13 E T F 特例第10条第1項第3号 i の基準については，次のとおり取り扱うこととする。

(1) E T F 特例第10条第1項第3号 i に規定する上場E T F の一口当たりの純資産額と対象指標との相関係数については，次の算式により算出するものとする。

算式

$$A \div (B \times C)$$

算式の符号

A 上場E T F の一口当たりの純資産額の前月比と対象指標の前月比の共分散

B 上場E T F の一口当たりの純資産額の前月比の標準偏差

C 対象指標の前月比の標準偏差

(2) 前号に規定する上場E T F 一口当たりの純資産額の前月比は，上場日の属する月の翌月から審査を行う月までの各月において次の算定式により算出するものとする。この場合における上場E T F の一口当たりの純資産額は，E T F 特例第6条第1項第1号 b の規定により開示されたものによるものとする。

算式

$$(D \div E) - 1$$

算式の符号

D 当月末日における上場E T F の一口当たりの純資産額

E 前月末日における上場E T F の一口当たりの純資産額

(3) 前号に規定する当月末日における上場 E T F 一口当たりの純資産額及び前月末日における上場 E T F の一口当たりの純資産額については、当該末日における収益分配金、利益分配金又は信託財産に係る給付金を勘案するものとする。

(3)の2 第2号の規定にかかわらず、上場 E T F に係る管理会社等が受益権又は投資口の分割又は併合を行った場合において、本所が適当と認めるときは、当該分割又は併合による影響を考慮して第1号に規定する上場 E T F 一口あたりの純資産額の前月比を算出するものとする。

(4) 第1号に規定する対象指標の前月比は、上場日の属する月の翌月から審査を行う月までの各月について次の算式によるものとする。

算式

$$(F \div G) - 1$$

算式の符号

F 当月末日における当該対象指標の終値

G 前月末日における当該対象指標の終値

(5) E T F 特例第10条第1項第3号 i の審査は、毎年12月末日に行うものとする。

(6) E T F 特例第10条第1項第3号 i に規定する「1か年以内に0.9以上とならないとき」とは、審査対象期間の翌日から起算して1か年目の日までの期間内において0.9以上とならないときをいうものとする。

(7) E T F 特例第10条第1項第3号 i の基準は、上場後2年未満の銘柄については適用しない。

(上場廃止日の取扱いに関する事項)

第11条 E T F 特例第11条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) E T F 特例第10条第1項第3号h（同条第2項第3号aによる場合を含む。）、同条第2項第3号e又は同条第3項第3号aに該当する上場E T F

投資信託契約若しくは信託契約又はE T F 特例第4条第3項第2号に規定する預託契約等その他の契約が終了となる日の3日前（休業日を除外する。）の日（当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の4日前（休業日を除外する。）の日）

- (2) E T F 特例第10条第2項第3号f及び同条第3項第3号cのうち、上場E T Fに係る管理会社等が受益証券の不正発行を行った場合に該当する銘柄

上場廃止の決定後遅滞なく

- (3) E T F 特例第10条第1項第3号k，同条第2項第3号f又は同条第3項第3号cに該当することとなった銘柄（前(1)に該当する場合を除く。）

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日までの範囲内の日で、その都度決定する日

- (4) E T F 特例第10条第3項第1号に該当することとなった上場E T F（解散の効力の発生の日が、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月以内であるとき又は当該銘柄に係る外国投資法人が破産手続開始の決定を受けている場合に限る。）

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間（休業日を除外する。解散の効力の発生の日が、当該期間経過後である場合は、当該日まで）を経過した日

- (5) 規約又はこれに類する書類に定める事由に基づき終了することとなった上場E T F

終了となる日の3日前（休業日を除外する。）の日（当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の4日前（休業日を除外する。）の日）

(6) 前各号に掲げる銘柄以外の銘柄

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(上場手数料及び年賦課金に関する事項)

第12条 E T F 特例第12条に規定する上場手数料，年賦課金及びT D n e t 利用料は，次の各号に定めるところによるものとする。ただし，第4号の規定は，内国E T F 及び内国商品現物型E T F に限るものとする。

(1) 新規上場時の上場手数料

- a 内国E T F 及び内国商品現物型E T F にあつては，純資産総額の万分の0.75
- b 外国E T F 及び外国商品現物型E T F にあつては，預託口数に係る純資産総額（預託口数に一口当たりの純資産額を乗じて得た金額をいう。以下この条において同じ。）の万分の0.75
- c 外国E T F 信託受益証券及び外国商品現物型E T F 信託受益証券にあつては，上場受益権口数に係る純資産総額（上場受益権口数に一口当たりの純資産額を乗じて得た額をいう。以下この条において同じ。）の万分の0.75
- d 新規上場時の上場手数料の計算は，次の(a)から(c)までに定めるところによる。
 - (a) 内国E T F 及び内国商品現物型E T F にあつては，各E T F ごとにその上場日現在における純資産総額を基準とする。
 - (b) 外国E T F 及び外国商品現物型E T F にあつては，各E T F ごとにその上場日現在における預託口数に係る純資産総額を基準とする。この場合において，一口当たりの純資産額が本邦通貨以外の通貨で表示されている場合には，当該日における東

京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中値により本邦通貨に換算するものとする（以下、次の(c)並びに第2号dの(b)及び(c)並びに第3号dの(b)及び(c)において同じ。)

(c) 外国ETF信託受益証券及び外国商品現物型ETF信託受益証券にあつては、各ETFごとにその上場日現在における上場受益権口数に係る純資産総額を基準とする。

e 新規上場時の上場手数料は、当該ETFの上場日の属する月の翌月末日までに納入するものとする。

f 上場手数料の計算上生じた100円未満の金額は切り捨てる。

(2) 追加上場時の上場手数料

a 内国ETF及び内国商品現物型ETFにあつては、純資産総額の万分の0.75

b 外国ETF及び外国商品現物型ETFにあつては、預託口数に係る純資産総額の万分の0.75

c 外国ETF信託受益証券及び外国商品現物型ETF信託受益証券にあつては、上場受益権口数に係る純資産総額の万分の0.75

d 追加上場時の上場手数料の計算は、次の(a)から(c)までに定めるところによる。。

(a) 内国ETF及び内国商品現物型ETFにあつては、毎年12月末日現在の純資産総額を基準とし、新規上場日現在の純資産総額及び新規上場した年から前年までの各年の12月末日現在の純資産総額のうち最大のものからの増加額を追加信託総額とみなして計算するものとする。

(b) 外国ETF及び外国商品現物型ETFにあつては、毎年12月末日現在の預託口数に係る追加信託総額を基準とし、新規上場日現在の預託口数に係る純資産総額及び新規上場した年から前年までの各年の12月末日現在の預託口数に係る純資産総額の

うち最大のものからの増加額を預託口数に係る追加信託総額とみなして計算するものとする。

(c) 外国 E T F 信託受益証券及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券にあつては、毎年12月末日現在の上場受益権口数に係る追加信託総額を基準とし、新規上場日現在の上場受益権口数に係る純資産総額及び新規上場した年から前年までの各年の12月末日現在の上場受益権口数に係る純資産総額のうち最大のものからの増加額を上場受益権口数に係る追加信託総額とみなして計算するものとする。

e 当該基準日の翌年の2月末日までに納入するものとする。

f 上場手数料の計算上生じた100円未満の金額は切り捨てる。

(3) 年賦課金

a 内国 E T F にあつては、純資産総額の万分の0.75

ただし、純資産総額が1兆円を超える場合は、純資産総額から1兆円を減じて得た額の万分の0.5に相当する金額に7,500万円を加算した金額

b 外国 E T F 及び外国商品現物型 E T F の年賦課金は、前 a に準じるものとする。この場合において、「内国 E T F 及び内国商品現物型 E T F」とあるのは「外国 E T F 及び外国商品現物型 E T F」と、「純資産総額」とあるのは「預託口数に係る純資産総額」とそれぞれ読み替える。

c 外国 E T F 信託受益証券及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券の年賦課金は、a に準じるものとする。この場合において、「内国 E T F 及び内国商品現物型 E T F」とあるのは「外国 E T F 信託受益証券及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券」と、「純資産総額」とあるのは「上場受益権口数に係る純資産総額」とそれぞれ読み替える。

d 年賦課金の計算は、次の(a)から(c)までに定めるところによ

る。

(a) 内国 E T F 及び内国商品現物型 E T F にあっては，各 E T F ごとに，前年の12月末日（当該日の翌日以後に上場された銘柄については，上場日）現在における純資産総額を基準とする。

(b) 外国 E T F 及び外国商品現物型 E T F にあっては，各 E T F ごとに，前年の12月末日（当該日の翌日以後に上場された銘柄については，上場日）現在における預託口数に係る純資産総額を基準とする。

(c) 外国 E T F 信託受益証券及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券にあっては，各 E T F ごとに，前年の12月末日（当該日の翌日以後に上場された銘柄については，上場日）現在における上場受益権口数に係る純資産総額を基準とする。

e 年賦課金は，年2回に分けて，2月末日及び8月末日に，半額ずつを納入するものとする。

f 年賦課金の計算上生じた100円未満の金額は切り捨てる。

g 新規上場申請者に係る年賦課金については，dの規定にかかわらず，当該 E T F が1月1日から6月末日までの間に上場された場合にはその半額，7月1日から12月末日までの間に上場された場合にはその全額を免除する。

h aの規定にかかわらず，E T Fの上場廃止日の属する年の年賦課金については，本所がその都度定める。

(4) T D n e t 利用料

a 年額8万9,250円とし，2月末日及び8月末日に分けて納入するものとする。

b 前aに定める T D n e t 利用料は，各管理会社ごとに計算するものとする。

c a及び前bの規定にかかわらず，株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）に上場する E T F の管理会

社については、T D n e t 利用料の納入を要しないものとする。

d 2月末日に納入するT D n e t 利用料は4月から9月までの期間に対応することとし、8月末日に納入するT D n e t 利用料は10月から翌年3月までの期間に対応するものとする。

e 前dの規定にかかわらず、E T F が本所に上場していない新規上場申請者又は発行するすべてのE T F が東京証券取引所を上場廃止されることとなる管理会社に係るT D n e t 利用料については、E T F の上場日又は上場廃止日の属する月の翌月末日までに、次の(a)又は(b)に掲げる区分に従い、当該(a)又は(b)に定めるT D n e t 利用料を納入するものとする。

(a) 1月1日から3月末日まで又は7月1日から9月末日までの間に、E T F が本所に上場していない新規上場申請者のE T F が上場された場合又は管理会社が発行するすべてのE T F が東京証券取引所を上場廃止となった場合

T D n e t 利用料の4分の3

(b) 4月1日から6月末日まで又は10月1日から12月末日までの間に、E T F が本所に上場していない新規上場申請者のE T F が上場された場合又は管理会社が発行するすべてのE T F が東京証券取引所を上場廃止となった場合

T D n e t 利用料の4分の1

f dの規定にかかわらず、本所は、すべての上場E T F が上場廃止となった管理会社のT D n e t 利用料について、次の(a)又は(b)に掲げる区分に従い、当該(a)又は(b)に定める金額を超過支払金額として返還するものとする。

(a) 1月1日から3月末日まで又は7月1日から9月末日までの間にすべての上場E T F が上場廃止となった管理会社

T D n e t 利用料の4分の1 (2月末日又は8月末日において4月から9月まで又は10月から翌年3月までの期間に対応す

る T D n e t 利用料が納入されている場合にあっては， T D n e t 利用料の 4 分の 3)

(b) 4 月 1 日から 6 月末日まで又は 10 月 1 日から 12 月末日までの間にすべての上場 E T F が上場廃止となった管理会社

T D n e t 利用料の 4 分の 1

g d の規定にかかわらず，本所は，東京証券取引所に E T F を上場した管理会社（前 f に該当する管理会社を除く。）の T D n e t 利用料について，次の (a) 又は (b) に掲げる区分に従い，当該 (a) 又は (b) に定める金額を超過支払金額として返還するものとする。

(a) 1 月 1 日から 3 月末日まで又は 7 月 1 日から 9 月末日までの間に東京証券取引所に E T F を上場した管理会社

T D n e t 利用料の 4 分の 1 （2 月末日又は 8 月末日において 4 月から 9 月まで又は 10 月から翌年 3 月までの期間に対応する T D n e t 利用料が納入されている場合にあっては， T D n e t 利用料の 4 分の 3)

(b) 4 月 1 日から 6 月末日まで又は 10 月 1 日から 12 月末日までの間に東京証券取引所に E T F を上場した管理会社

T D n e t 利用料の 4 分の 1

2 前項第 3 号の規定にかかわらず，E T F 流動性向上プログラムの適用を受ける E T F の年賦課金については，E T F 流動性向上プログラムに関する規則に定めるところによる。

付 則

- 1 この規則は，平成 7 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 第 12 条第 2 号の規定にかかわらず，受益証券が上場された年の年賦課金の計算は，上場日における上場口数を基準として行うも

のとする。

- 3 受益証券が上場された年の年賦課金については、その半額を免除する。

付 則

この規則は、平成10年7月1日から施行する。ただし、改正後の第6条第4項第5号の規定は、同年5月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成10年12月1日から施行する。ただし、第6条第2項の規定（「内閣総理大臣又は金融監督庁長官」を「金融再生委員会」に改める部分に限る。）は、金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成10年法律第131号）の施行の日（*平成10年12月15日）から施行する。

付 則

- 1 この規則は、民事再生法（平成11年法律第225号）の施行の日（*平成12年4月1日）から施行する。
- 2 この規定の施行前に決定された和議開始の申立てについては、なお従前の例による。

付 則

この規則は、平成12年5月1日以降の日で、本所が定める日（*平成12年7月17日）から施行する。ただし、第20条及び第23条の改正規定は、平成12年4月3日から施行する。

付 則

この規則は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成12年法律第97号）の施行の日（*平成12年11月30日）から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成13年4月2日から施行する。
- 2 改正後の第14条第2号aの(e)の規定は、平成13年3月末日以

降に終了する計算期間又は中間計算期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

付 則

この規則は、平成13年6月27日から施行する。

付 則

この規程は、平成13年12月6日から施行する。

付 則

この規則は、平成14年6月3日から施行する。ただし、第4条第1項第6号の改正規定は、本所が定める日（*平成14年6月17日）から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条の規定にかかわらず、この改正規則施行の日の前日までに現に改正前の第10条の規定の適用を受ける銘柄については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第11条第2項の規定にかかわらず、施行日の前日までに現に改正前の第11条第2項の規定の適用を受ける銘柄については、なお従前の例による。

付 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成15年4月1日から施行し、平成15年3月1日以後終了する計算期間に係る監査報告書について適用し、平成15年3月1日前に終了する計算期間に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成18年12月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年2月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年3月15日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年12月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成20年1月4日から施行する。

付 則

この規則は、平成20年4月14日から施行する。ただし、外国投資証券に該当する外国ETF及び外国ETF信託受益証券に係る規定は本所が別に定める日から施行する。

付 則

この規則は、平成20年8月5日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成20年10月28日から施行し、改正後の第3条及び第4条の2の規定の適用にあつては同日以後に新規上場申請又は予備申請を行う者について適用し、第12条の規定の適用にあつては同日以後に到来する納入期に納入することとなる上場手数料及び年賦課金から適用する。
- 2 改正後の第12条の規定は、平成19年3月15日前において上場さ

れている E T F に係る追加上場時の上場手数料及び年賦課金については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 追加上場時の上場手数料

- a 受益権 1 売買単位につき 30円
- b 追加上場時の上場手数料の計算は、新規上場日以後に上場された最大の上場口数からの増加口数を追加上場口数とみなして行なうものとする。
- c 追加上場に係る上場手数料は、1月1日から6月末日までに上場されたものについてはその年の8月末日に、7月1日から12月末日までに上場されたものについては翌年の2月末日に納入するものとする。
- d 上場手数料の計算上生じた100円未満の金額は切り捨てる。

(2) 年賦課金

- a 平均上場口数（1月1日から12月末日までの1年間における1日平均の上場口数をいう。以下同じ。）のうち
 - (a) 1,000万口（売買単位が1,000口以外の場合には、1,000万口に当該売買単位の1000分の1を乗じて得た口数に読み替えるものとする。以下同じ。）以下の口数につき 30万円
 - (b) 1,000万口を超え4,000万口以下の口数につき
200万口以下を増すごとに 2万4千円
 - (c) 4,000万口を超え1億2,000万口以下の口数につき
400万口以下を増すごとに 2万4千円
 - (d) 1億2,000万口を超え2億口以下の口数につき
1,000万口以下を増すごとに 2万4千円
 - (e) 2億口を超え10億口以下の口数につき
1億口以下を増すごとに 2万4千円
 - (f) 10億口を超え20億口以下の口数につき
2億口以下を増すごとに 2万4千円

(g) 20億口を超える口数につき

4億口以下を増すごとに 2万4千円

b 年賦課金は、年2回に分けて、2月末日及び8月末日に、半額ずつを納入するものとする。

c aの規定にかかわらず、E T Fの上場廃止日の属する年の年賦課金については、本所がその都度定める。

3 前項の規定にかかわらず、平成13年6月27日前において上場されているE T Fの上場手数料及び年賦課金については、前項各号に規定する金額に2分の1を乗じたものに読み替えるものとする。

4 第2項及び前項の規定の適用を受けるE T Fの管理会社等は、当該E T Fの平均上場口数及びその明細を記載した書面を翌年1月10日までに提出するものとする。

5 管理会社等が、1売買単位の受益権口数の2分の1以下への変更を行った場合の上場手数料及び年賦課金の計算における1売買単位の受益権口数は、当該変更前の1売買単位の受益権口数とする。

付 則

この規則は、平成20年12月12日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

1 この施行規則は、平成21年7月1日から施行する。

2 改正後の第12条第4号の規定は、平成21年10月から翌年3月までの期間に対応するT D n e t利用料から適用する。

付 則

この規則は、平成21年11月16日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年12月30日から施行する。

付 則

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

付 則

この規則は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この規則は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この規則は、平成23年3月31日から施行する。

付 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成24年3月12日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

E T F 流動性向上プログラムに関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、E T Fに関する有価証券上場規程の特例の施行規則（以下「E T F 特例施行規則」という。）第12条第2項に基づき、E T F 流動性向上プログラムに関して必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「E T F 流動性向上プログラム」とは、E T Fの流動性向上を目的に、第6条に基づき、取引参加者に対して報奨金を支払うプログラムをいう。
- (2) 「対象E T F」とは、E T F 流動性向上プログラムの適用を受けるE T Fのことをいう。

(適用申請)

第3条 E T F 流動性向上プログラム（以下「本プログラム」という。）の適用は、管理会社等からの申請により行うものとする。

2 前項の規定により本プログラムの適用を申請しようとする管理会社等は、本所所定の様式による流動性向上プログラム適用申請書を提出するものとする。

(公 表)

第4条 本所は管理会社等から前条に規定する申請を受けたときは、次に掲げる事項を公表する。

- (1) 対象E T Fの名称

- (2) 本プログラムを適用する旨
- (3) 本プログラムが適用される期間

(年賦課金)

第5条 対象ETFに係る年賦課金は、次の各号の区分に従い、当該各号に定めるところとする。

- (1) 内国ETF及び内国商品現物型ETF

6か月間ごとに純資産総額の万分の8とする。

- (2) 外国ETF及び外国商品現物型ETF

前号に準じるものとする。この場合において、「内国ETF及び内国商品現物型ETF」とあるのは「外国ETF及び外国商品現物型ETF」と、「純資産総額」とあるのは「預託口数に係る純資産総額」とそれぞれ読み替える。

- (3) 外国ETF信託受益証券及び外国商品現物型ETF信託受益証券

第1号に準じるものとする。この場合において、「内国ETF及び内国商品現物型ETF」とあるのは「外国ETF信託受益証券及び外国商品現物型ETF信託受益証券」と、「純資産総額」とあるのは「上場受益権口数に係る純資産総額」とそれぞれ読み替える。

2 対象ETFの年賦課金は、2月末日及び8月末日に納入するものとする。

3 対象ETFの年賦課金の計算は、次の各号の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国ETF及び内国商品現物型ETF

a 2月末日に納入する年賦課金は、前年の12月末日現在における純資産総額を基準とする。

b 8月末日に納入する年賦課金は、6月末日現在における純資産総額を基準とする。

- (2) 外国ETF及び外国商品現物型ETF

前号に準じるものとする。この場合において、「内国 E T F 及び内国商品現物型 E T F」とあるのは「外国 E T F 及び外国商品現物型 E T F」と、「純資産総額」とあるのは「預託口数に係る純資産総額」とそれぞれ読み替える。

(3) 外国 E T F 信託受益証券及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券第 1 号に準じるものとする。この場合において、「内国 E T F 及び内国商品現物型 E T F」とあるのは「外国 E T F 信託受益証券及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券」と、「純資産総額」とあるのは「上場受益権口数に係る純資産総額」とそれぞれ読み替える。

4 対象 E T F の年賦課金の計算上生じた 100 円未満の金額は切り捨てる。

5 第 1 項の規定は、本プログラムの適用開始後の最初の対象 E T F に係る報奨金の計算対象となる期間（以下「報奨金計算期間」という。）の最終日以後に最初に到来する年賦課金の納入日に係る計算から適用を開始する。本プログラムの適用開始後の最初の報奨金計算期間の最終日以前に到来する年賦課金の納入日に係る年賦課金の計算は、E T F 施行規則第 12 条第 1 項第 3 号に定めるとおりとする。

6 対象 E T F の新規上場申請者に係る年賦課金については、第 3 項の規定にかかわらず、当該 E T F が 1 月 1 日から 6 月末日までの間に上場された場合には 2 月末日に納入する年賦課金、当該 E T F が 7 月 1 日から 12 月末日までの間に上場された場合には 8 月末日に納入する年賦課金をそれぞれ免除する。

7 第 1 項の規定にかかわらず、本プログラムの適用開始後の最初の対象 E T F に係る報奨金計算期間に属する月数が 6 か月に満たない場合の当該報奨金計算期間終了後に最初に到来する年賦課金の納入日に係る年賦課金については、当該報奨金計算期間に属する月数であん分した金額とする。

8 第 1 項の規定にかかわらず、対象 E T F の上場廃止日の属する年の

年賦課金については、本所がその都度定める。

(報奨金)

第6条 本所は、対象ETFの6か月間における売買代金を基準として、取引参加者に対して報奨金を支払う。

2 前項に定める報奨金は対象ETFに係る報奨金計算期間における売買代金(報奨金計算期間中に取引参加者が合併等(合併、分割による事業の承継又は事業の譲受けをいう。以下同じ。)により他の取引参加者の事業を承継した場合には、当該他の取引参加者の対象ETFに係る売買代金を合算した金額とする。以下同じ。)の上位5位までの取引参加者(ただし、対象ETFの指定参加者である取引参加者(報奨金計算期間中に指定参加者であった取引参加者を含む。)及び報奨金計算期間の最終日において本所の取引参加者でない者を除く。また、報奨金計算期間中に取引参加者が合併等により他の取引参加者の事業を承継した場合には、当該他の取引参加者が指定参加者であった取引参加者を除く。以下同じ。)を対象とする。

3 前項に定める売買代金の上位5位までの取引参加者に対する個別の報奨金の金額は、報奨金計算期間における対象ETFにおける報奨金の6か月間の総額に比例あん分比率(対象ETFに係る当該上位5位までの取引参加者の合計売買代金に対する当該取引参加者の売買代金の比率(小数点以下第3位まで求め、第4位以下切捨てとする。))をいう。)を乗じて算定する。

4 報奨金計算期間は、前年7月1日から前年12月末日までの6か月間(前年7月1日から前年12月末日までに本プログラムの適用を開始した銘柄については、当該適用を開始した日から前年12月末日までの期間とする。以下同じ。)及び1月1日から6月末日までの6か月間(1月1日から6月末日までに本プログラムの適用を開始した銘柄については、当該適用を開始した日から6月末日までの期間とする。以下同

じ。)とする。

5 前年7月1日から前年12月末日までの6か月間を報奨金計算期間とする報奨金の支払期限は3月末日までとし、1月1日から6月末日までの6か月間を報奨金計算期間とする報奨金の支払期限は9月末日までとする。

6 対象ETFにおける報奨金の6か月間の総額は次のとおりとする。

(1) 内国ETF及び内国商品現物型ETFにあつては、純資産総額の万分の7とする。

(2) 外国ETF及び外国商品現物型ETFにあつては、前号に準じるものとする。この場合において、「内国ETF及び内国商品現物型ETF」とあるのは「外国ETF及び外国商品現物型ETF」と、「純資産総額」とあるのは「預託口数に係る純資産総額」とそれぞれ読み替える。

(3) 外国ETF信託受益証券及び外国商品現物型ETF信託受益証券にあつては、第1号に準じるものとする。この場合において、「内国ETF及び内国商品現物型ETF」とあるのは「外国ETF信託受益証券及び外国商品現物型ETF信託受益証券」と、「純資産総額」とあるのは「上場受益権口数に係る純資産総額」とそれぞれ読み替える。

7 対象ETFにおける報奨金の6か月間の総額の計算において基準とする純資産総額は、次の各号の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 内国ETF及び内国商品現物型ETF

a 3月末日までに支払う対象ETFにおける報奨金の6か月間の総額は、前年の12月末日現在における純資産総額を基準とする。

b 9月末日までに支払う対象ETFにおける報奨金の6か月間の総額は、6月末日現在における純資産総額を基準とする。

(2) 外国ETF及び外国商品現物型ETF

前号に準じるものとする。この場合において、「内国 E T F 及び内国商品現物型 E T F」とあるのは「外国 E T F 及び外国商品現物型 E T F」と、「純資産総額」とあるのは「預託口数に係る純資産総額」とそれぞれ読み替える。

(3) 外国 E T F 信託受益証券及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券第 1 号に準じるものとする。この場合において、「内国 E T F 及び内国商品現物型 E T F」とあるのは「外国 E T F 信託受益証券及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券」と、「純資産総額」とあるのは「上場受益権口数に係る純資産総額」とそれぞれ読み替える。

8 第 6 項の規定にかかわらず、対象 E T F に係る最初の報奨金計算期間に属する月数が 6 か月に満たない場合の当該報奨金計算期間に係る報奨金の総額については、当該報奨金計算期間に属する月数である分した金額とする。

9 第 6 項の規定にかかわらず、対象 E T F の上場廃止日の属する報奨金計算期間に係る報奨金については、本所がその都度定める。

(指定参加者の届出)

第 7 条 対象 E T F の管理会社等は、次に掲げる期間に応じて、当該各号に定める期日までに指定参加者を本所に届け出るものとする。

(1) 1 月 1 日から 6 月末日までの 6 か月間 7 月末日

(2) 7 月 1 日から 12 月末日までの 6 か月間 翌年 1 月末日

(適用期間)

第 8 条 対象 E T F に係る本プログラムの適用期間は原則 2 年間とする。

(委任規定)

第 9 条 この規則の規定の解釈及び運用に関し必要な事項は、本所が定める。

付 則

- 1 この規則は、平成22年10月12日から施行する。
- 2 第3条に定める本プログラムの適用の申請は、この規則施行の日以後2年間に限り行うことができるものとする。

付 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

E T N 信託受益証券上場契約書

E T N 信託受益証券上場契約書

平成 年 月 日

株式会社大阪証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地 _____

会社名 _____

代表者の

役職署名 _____

_____ (以下「当社」という。)は、その発行する E T N 信託受益証券を上場するについて、株式会社大阪証券取引所(以下「取引所」という。)が定めた次の事項を承諾します。

- 1 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、有価証券上場規程、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定(以下「諸規則等」という。)のうち、当社及び当社が上場申請し、上場される E T N 信託受益証券(以下「上場 E T N 信託受益証券」という。)に適用のあるすべての規定を遵守すること。
- 2 諸規則等に基づいて、取引所が行う上場 E T N 信託受益証券に対する上場廃止、売買停止その他の措置に従うこと。
- 3 今後、取引所に E T N 信託受益証券を上場するについても、この度上場する受益証券と同様に、前 2 項に定めるところに従うこと。
- 4 本契約から生じる又は上場 E T N 信託受益証券に関する当社と取

引所との間の一切の訴訟については大阪地方裁判所のみをその管轄裁判所とすること。

付 則

この契約書は，平成23年8月1日から施行する。

付 則

この契約書は，平成25年1月1日から施行する。

上場申請に係る宣誓書（E T N信託受益証券）

上場申請に係る宣誓書（E T N信託受益証券）

平成 年 月 日

株式会社大阪証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地 _____

会社名 _____

代表者の

役職署名 _____

_____は、株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）へのE T N信託受益証券の上場申請に関し、次のとおり宣誓します。

- 1 上場申請において取引所に提出する書類に関し、必要となる内容を漏れなく記載してあり、かつ、記載した内容はすべて真実であります。
- 2 前項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行う一切の措置に異議を申し立てません。

付 則

この宣誓書は、平成23年8月1日から施行する。

付 則

この宣誓書は，平成25年1月1日から施行する。

E T Nに関する有価証券上場規程の特例の施行規則

(目 的)

第1条 この規則は、E T Nに関する有価証券上場規程の特例（以下「E T N特例」という。）に基づき、本所が定める事項並びにE T N特例の解釈及び運用に関し、必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 E T N特例第2条第7号に規定する「指定振替機関」は、株式会社証券保管振替機構とする。

(円滑な流通の確保の見込みの取扱い)

第3条 E T N特例第4条第2項第2号に規定する本所が定める事項には、上場申請銘柄の上場後における円滑な流通の確保に努める取引参加者として新規上場申請者が指定する者の名称を含むものとする。

(保証の取扱い)

第4条 E T N特例第4条第3項に規定する「本所が定める適切な保証」とは、次の各号に掲げる保証をいう。

- (1) 上場申請銘柄に係る受託有価証券であるE T Nの所有者が新規上場申請に係るE T N信託受益証券の保証会社に対して有する債務の支払等の権利についての保証
- (2) その他投資者保護上必要かつ相当と認められるものについての保証

(裏付資産を有する場合の提出書類の取扱い)

第5条 E T N特例第4条第4項第1号に規定する「新規上場申請者及

び保証会社から分別され」とは、次の各号に掲げる事項を満たすものをいう。

(1) 新規上場申請者及び保証会社以外の第三者が裏付資産を本所が適当と認める方式により管理すること。

(2) 前号に掲げる第三者が次の a 又は b に定めるいずれかの者であること。

a 信託会社等（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年6月4日法律第198号）第3条に規定する信託会社等をいう。）

b 外国において外国の法令に準拠して設立された法人であって、前 a に掲げる者と類する業務を行う者

(3) 裏付資産が、新規上場申請者又は保証会社が発行又は保証する E T N ごとに区分され管理されていること。

2 E T N 特例第4条第4項第1号に規定する「適切に管理されている」とは、次の各号に掲げる事項を満たすものをいう。

(1) 裏付資産として管理される資産が市場価格を有し、かつ、換価性の高い資産であること。

(2) 裏付資産の価額が上場申請銘柄の受託有価証券である E T N の償還に必要な価額を下回らないよう日々管理すること。

(3) その他公益又は投資者保護の観点から必要と認められる事項

3 E T N 特例第4条第4項第1号に規定する書類には、裏付資産の管理を行う第三者に関する概要書を添付するものとする。

4 E T N 特例第4条第4項第1号に規定する書類に記載すべき事項には第2項第2号に定める日々管理の手法を含むものとする。

5 E T N 特例第4条第4項第3号に規定する書類には、裏付資産として管理される資産の種別、日々の評価額の算定方法等を記載するものとする。

(上場審査料に関する事項)

第6条 E T N特例第6条に規定する本所が定める金額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場申請に係るE T N信託受益証券（新規上場申請者が保証会社を附す場合を除く。）の上場審査料の額は、新規上場申請者につき150万円とする。ただし、上場申請日において、新規上場申請者が発行又は保証しているE T Nに係るE T N信託受益証券が本所に上場している場合には、納入を要しない。

(2) 上場申請に係るE T N信託受益証券（新規上場申請者が保証会社を附す場合に限る。）の上場審査料の額は、E T N信託受益証券の保証会社につき150万円とする。ただし、上場申請日において、当該保証会社が発行又は保証しているE T Nに係るE T N信託受益証券が本所に上場している場合には、納入を要しない。

2 新規上場申請者は、前項に定める上場審査料を上場申請日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

（上場審査基準に関する事項）

第7条 E T N特例第7条第1号aに規定する「本所が別に定める者」とは、登録金融機関若しくは金融商品取引業者又はこれらに相当する者の持株会社又は外国持株会社であって当該登録金融機関若しくは金融商品取引業者又はこれらに相当する者の経営管理を主たる目的として行っている会社をいう。

2 株券上場審査基準の取扱い2(8)aの規定は、E T N特例第7条第1号bに規定する「虚偽記載」について、同取扱い2(8)cの規定は、E T N特例第7条第1号cに規定する「本所が適当と認める場合」について、同取扱い2(8)dの規定は、E T N特例第7条第1号dに規定する「本所が適当と認める場合」について、それぞれ準用する。

3 E T N特例第7条第2号aに規定する「純資産の額」については、本国通貨の本邦通貨への換算は、原則として、上場申請日の直前事業

年度の末日以前3年間の東京外国為替市場における対顧客直物電信売相場及び買相場の中値の平均又は上場申請日の直前事業年度の末日における同中値により行うものとする。

4 E T N特例第7条第2号bに規定する「適切な規制」とは、金融当局による財務の健全性に関する規制を受けていることを指すものとする。

5 E T N特例第7条第2号cに規定する「本所が定める基準」とは、A一格（A一格に相当すると認められるものを含む。）又は本所がこれに相当すると認めるものをいう。

6 E T N特例第8条第1項第2号dの審査は、新規上場申請者が把握可能な直近時点について行うものとし、同dに規定する「残存償還価額総額」の、本国通貨の本邦通貨への換算は、原則として、上場申請日の直前事業年度の末日以前3年間の東京外国為替市場における対顧客直物電信売相場及び買相場の中値の平均又は上場申請日の直前事業年度の末日における同中値により行うものとする。

7 第4条の規定は、E T N特例第8条第1項第2号hに規定する「適切な保証」について準用する。

8 E T N特例第8条第1項第2号iに規定する「上場申請銘柄に係る信託契約その他の契約が本所が定めるところにより締結されるものであること」とは、当該信託契約その他の契約が当該E T N信託受益証券に係る受託者及び当該E T N信託受益証券の所有者の間で締結されるものであり、かつ、当該E T N信託受益証券に係る委託者が当該受託者との間において本所が適当と認める契約を締結していることをいう。

9 第5条第1項の規定は、E T N特例第8条第1項第3号cに規定する「新規上場申請者及び保証会社から分別され」について、第5条第2項の規定は、E T N特例第8条第1項第3号cに規定する「適切に管理されている」について、それぞれ準用する。

(予備審査料に関する事項)

第8条 E T N特例第11条第4項に規定する本所が定める金額は、第6条第1項に定める金額とし、予備申請を行う者は、予備審査料を予備申請の日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(上場時に公衆縦覧に供する書類)

第9条 E T N特例第12条に規定する本所が定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) E T N特例第4条第2項第1号に掲げる書類
- (2) E T N特例第4条第6項及び第8項に定める書類
- (3) 前2号のほか、本所が必要と認める書類

(上場E T N信託受益証券の発行者が行う適時開示に関する事項)

第10条 上場E T N信託受益証券の発行者は、本所との連絡に当たる連絡担当者を本所に通知するものとする。連絡担当者である者を変更した場合も同様とする。

2 E T N特例第13条第1項第1号a及びbに規定する事項は次の各号に定めるところにより算出するものとする。

(1) E T N特例第13条第1項第1号a及びbに規定する上場E T N信託受益証券に係る受託有価証券であるE T Nの残存償還価額総額及び一証券あたりの償還価額は、上場E T N信託受益証券に係る受託有価証券であるE T Nの発行契約書若しくは発行プログラム若しくはこれらに類する書類又は上場E T N信託受益証券に係る信託契約に定めるところにより算出するものとする。

(2) E T N特例第13条第1項第1号bに規定する乖離率は、次の算式により算出するものとする。

算式

$$((A \div B) - (C \div D)) \times 100 (\%)$$

算式の符号

A 上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の一証券当たりの償還価額

B A を算出した日の前営業日の上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の一証券当たりの償還価額

C 対象指標の終値

D C を算出した日の前営業日の対象指標の終値

3 E T N 特例第13条第1項第2号 a (n) 及び b (b) に規定する「本所が別に定める業務」とは、登録金融機関若しくは金融商品取引業者又はこれらに相当する者の経営管理を主たる目的として行う業務をいう。

4 E T N 特例第13条第1項第2号 b (c) に規定する「本所が別に定める事実」とは、経営管理の対象となる登録金融機関若しくは金融商品取引業者又はこれらに相当する者に係る事業の停止その他これに準ずる行政庁による法令に基づく処分をいう。

5 E T N 特例第13条第1項第2号 d に規定する「本所が定める信用状況等に関する情報」とは、次の各号に掲げる内容をいう。

(1) 上場 E T N 信託受益証券の発行者（発行者が保証会社を附す場合は、保証会社。以下この項において同じ。）に係る信用格付及び当該上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N に係る信用格付（当該上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N に係る信用格付を取得している場合に限る。）

(2) 上場 E T N 信託受益証券の発行者が発行する E T N（国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に上場しているものに限る。以下この項において同じ。）の残存償還価額総額（他社の発行する E T N の償還を保証する額を含み、裏付資産を有する E T N の残存証券価額総額を除く。）及び当該残存償還価額総額の当該上場 E T N 信託受益証券の発行者の純資産の額に対する比率

- 6 E T N 特例第13条第2項に規定する適時開示等規則及びその取扱いに定めるところに準じるとは、原則として、同規則第2条の2から第4条まで、第15条の2及び第16条並びに同取扱い1の2(1)に定めるところによることをいうものとする。

(決定事項等に係る通知及び書類の提出等に係る事項)

第11条 E T N 特例第14条第1項に規定する通知は、同項第1号又は第2号に掲げる事項について決議又は決定(取締役会で決議したこと(代表取締役の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手続きに従い決定したことをいい、委員会設置会社にあつては、執行役が決定したことを含む。)をいう。以下この条において同じ。)を行った後、直ちに取締役会決議通知書(代表取締役又は執行役が決定した場合は、決定通知書)を提出することにより行うものとする。

- 2 E T N 特例第14条第1項に規定する書類の提出は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) E T N 特例第13条第1項第2号a(a)に掲げる事項

a 売出しの日程表

確定後直ちに

b 目論見書

作成後直ちに

この場合において、上場E T N 信託受益証券の発行者は、当該目論見書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

c 有価証券通知書(変更通知書を含む。)の写し

内閣総理大臣等に提出後遅滞なく

(2) E T N 特例第13条第1項第2号a(b)に掲げる事項

上場E T N 信託受益証券の分割又は併合日程表

確定後直ちに

(3) E T N 特例第13条第1項第2号 a (c)に掲げる事項

a 合併契約書の写し

契約締結後直ちに

b 合併日程表

確定後直ちに

(4) E T N 特例第13条第1項第2号 a (p)に掲げる事項

変更後の上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の発行契約書若しくは発行プログラム若しくはこれらに類する書類又は上場 E T N 信託受益証券に係る信託契約

変更確定後直ちに

3 E T N 特例第14条第1項第2号に規定する事項には，同特例第5条第2項に規定する取引所規則の遵守に関する確認書を提出した代表者の異動，社債権者集会の招集その他の上場 E T N 信託受益証券に関する権利等に係る重要な事項を含むものとする。

4 E T N 特例第14条第2項に規定する売出価格が決定された場合には，次に掲げるところによる「売出価格通知書」を提出するものとする。

(1) 記載事項

a 売出価格又は売出価格の決定予定時期及び具体的な決定方法

b 売出価額の総額又はその見込額

(2) 提出時期

売出価格の決定後直ちに

5 E T N 特例第14条第3項に規定する場合には，同特例第13条第1項第2号 b (i)に規定する内閣総理大臣等の承認を受けた場合を含むものとし，当該場合には，当該内閣総理大臣等の承認に係る通知書の写しを受理後遅滞なく提出するものとする。

6 E T N 特例第14条第5項に規定する書面（同項かっこ書に規定する書面を除く。）には，上場 E T N 信託受益証券の発行者の代表者による

署名を要するものとする。

- 7 E T N 特例第14条第5項に規定する「理由」の記載に当たっては、有価証券報告書又は半期報告書の作成に関して上場 E T N 信託受益証券の発行者の代表者が確認した内容を記載するものとする。

(代理人等の選定の取扱い)

第12条 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い18の規定は、E T N 特例第16条に規定する選定について準用する。

(上場廃止基準に関する事項)

第13条 第7条第1項の規定は、E T N 特例第17条第1項第1号 a に規定する本所が別に定める者について準用する。

- 2 E T N 特例第17条第1項第1号 c に規定する「停止されることが確実となった場合」とは、上場 E T N 信託受益証券の発行者（発行者が保証会社を附す場合は、保証会社。以下この項及び次項において同じ。）が発行した手形等が不渡りとなり、当該上場 E T N 信託受益証券の発行者から銀行取引停止が確実となった旨の報告を書面で受けた場合をいう。

- 3 E T N 特例第17条第1項第1号 d に規定する「破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合」とは、上場 E T N 信託受益証券の発行者が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の開始原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合をいう。

- 4 E T N 特例第17条第1項第2号 a に規定する「純資産の額」については、本国通貨の本邦通貨への換算は、原則として、直前事業年度の末日以前3年間の東京外国為替市場における対顧客直物電信売相場と買相場との中値の平均又は直前事業年度の末日における同中値により

行うものとする。

5 E T N 特例第17条第1項第2号 a に規定する「3年以内」とは、上場 E T N 信託受益証券の発行者が同 a 前段に該当した日が属する事業年度の末日の翌日から起算して3年を経過する日（当該3年を経過する日が当該上場 E T N 信託受益証券の発行者の事業年度の末日に当たらない場合は、当該3年を経過する日の直前に到来する事業年度の末日）までの期間をいうものとする。

6 E T N 特例第17条第1項第2号 b に規定する「本所が定める基準」とは、B B B 一格（B B B 一格に相当すると認められるものを含む。）又は本所がこれに相当すると認めるものをいう。

7 E T N 特例第17条第1項第2号 b に規定する「3年以内」とは、上場 E T N 信託受益証券の発行者が同 b 前段に該当した日が属する事業年度の末日の翌日から起算して3年を経過する日（当該3年を経過する日が当該上場 E T N 信託受益証券の発行者の事業年度の末日に当たらない場合は、当該3年を経過する日の直前に到来する事業年度の末日）までの期間をいうものとする。

8 E T N 特例第17条第1項第3号 b に規定する基準の審査については、次の各号に掲げるとおり取り扱うこととする。

(1) E T N 特例第17条第1項第3号 b に規定する上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の一証券当たりの償還価額と対象指標の相関係数については、次の算式により算出するものとする。

算式

$$A \div (B \times C)$$

算式の符号

A 上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の一証券当たりの償還価額の前月比と対象指標の前月比の共分散

B 上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の

一証券当たりの償還価額の前月比の標準偏差

C 対象指標の前月比の標準偏差

- (2) 前号に規定する上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の一証券当たりの償還価額の前月比は、上場日の属する月の翌月から審査を行う月までの各月において次の算式により算出するものとする。この場合における上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の一証券当たりの償還価額は、E T N 特例第13条第1項第1号 a の規定により開示されたものによるものとする。

算式

$$(D \div E) - 1$$

算式の符号

D 当月末日における上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の一証券当たりの償還価額

E 前月末日における上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の一証券当たりの償還価額

- (3) 前号に規定する当月末日における上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の一証券当たりの償還価額及び前月末日における上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の一証券当たりの償還価額については、当該当月末日及び当該前月末日における分配金等を勘案するものとする。

- (3) の 2 第 2 号の規定にかかわらず、上場 E T N 信託受益証券の発行者が上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の分割又は併合を行った場合において、本所が適当と認めるときは、当該分割又は併合による影響を考慮して第 1 号に規定する上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の一証券あたりの償還価額の前月比を算出するものとする。

- (4) 第 1 号に規定する対象指標の前月比は、上場日の属する月の翌月

から審査を行う月までの各月について次の算式によるものとする。

算式

$$(F \div G) - 1$$

算式の符号

F 当月末日における当該対象指標の終値

G 前月末日における当該対象指標の終値

- (5) E T N 特例第17条第1項第3号bの審査は、毎年12月末日に行うものとする。
- (6) E T N 特例第17条第1項第3号bに規定する「1年以内に0.9以上とならないとき」とは、相関係数が0.9未満となった審査対象期間の翌日から起算して1か年目の日までの期間内において0.9以上とならないときをいうものとする。
- (7) E T N 特例第17条第1項第3号bの規定は、上場後2年未満の銘柄については適用しない。
- 9 E T N 特例第17条第1項第3号cに規定する「3年以内」とは、事業年度末日において上場E T N 信託受益証券の発行者が同c前段に該当した場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して3年を経過する日（当該3年を経過する日が当該上場E T N 信託受益証券の発行者の事業年度の末日に当たらない場合は、当該3年を経過する日の直前に到来する事業年度の末日）までの期間をいうものとする。
- 10 E T N 特例第17条第1項第3号d(a)に規定する最終償還期限が到来する場合には、上場E T N 信託受益証券に係る受託有価証券であるE T Nの全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる場合を含むものとする。この場合において、当該上場E T N 信託受益証券の発行者から、当該償還を行う旨の取締役会決議通知書(代表取締役又は執行役が決定した場合は、決定通知書)等の書面による報告を受けたときに同(a)に該当するものとして取り扱う。

11 E T N 特例第17条第1項第3号 e に規定する「重大な違反を行った場合」については、株券上場廃止基準の取扱い1(11)(gを除く。)の規定を準用する。この場合において、同取扱い1(11)中「第12号」とあるのは「E T N 特例第17条第1項第4号 e」と、同(11)f中「適時開示等規則第2章」とあるのは「E T N 特例第13条」と読み替えるものとする。

12 上場 E T N 信託受益証券（上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N に裏付資産を有する場合に限る。）の受託有価証券である E T N の裏付資産の管理者が E T N 特例第17条第1項第3号 i に該当する場合において、上場 E T N 信託受益証券の発行者から同 i ただし書に規定する業務の引継ぎ及び書類の提出を行うことができない旨の報告を書面により受けたときは、同 i に該当するものとして取り扱う。

（上場廃止日の取扱いに関する事項）

第14条 E T N 特例第19条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) E T N 特例第17条第1項第1号 b に該当することとなった銘柄
（合併以外の事由により解散する場合で、解散の効力の発生の日が、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月以内であるときに限る。）

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間（休業日を除外する。）を経過した日（解散の効力の発生の日が、当該期間経過後である場合は、当該日の翌日）

(2) E T N 特例第17条第1項第1号 d に該当することとなった銘柄

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間（休業日を除外する。）を経過した日。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合はこの限りでない。

- (3) E T N 特例第17条第1項第3号 d (a) に該当することとなった銘柄（次号に掲げる銘柄を除く。）

最終償還期日から起算して4日前（休業日を除外する。）の日。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合はこの限りでない。

- (4) 上場 E T N 信託受益証券に係る受託有価証券である E T N の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより E T N 特例第17条第1項第3号 d (a) に該当することとなった銘柄

繰上償還の日（繰上償還の日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休業日に当たるときは、実際の繰上償還の日）から起算して4日前（休業日を除外する。）の日。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合はこの限りでない。

- (5) E T N 特例第17条第1項第3号 d (b) に該当することとなった銘柄

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日

- (6) E T N 特例第17条第1項第3号 d (c) に該当することとなった銘柄

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日

- (7) E T N 特例第17条第1項第3号 d (d) に該当することとなった銘柄

吸収分割又は新設分割がその効力を生ずる日から起算して4日前（休業日を除外する。）の日

- (8) E T N 特例第17条第1項第3号 h に該当することとなった銘柄

信託契約その他の契約が終了となる日の3日前（休業日を除外する。）の日（当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の4日前（休業日を除外する。）の日）

- (9) E T N 特例第17条第1項第3号 i に該当することとなった銘柄

裏付資産の管理に係る契約が終了となる日の3日前（休業日を除外

外する。)の日(当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の4日前(休業日を除外する。)の日)

(10) E T N特例第17条第1項第3号jに該当することとなった銘柄
本所がその都度決定する日

(11) 前各号のいずれにも該当しない銘柄

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(上場手数料及び年賦課金に関する事項)

第15条 E T N特例第20条に規定する上場手数料、年賦課金及びT D n e t 利用料は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 新規上場時の上場手数料

a E T N信託受益証券の上場受益権口数に係る償還価額総額(上場受益権口数に、上場E T N信託受益証券に係る受託有価証券であるE T Nの一証券当たりの償還価額を乗じて得た金額をいう。以下この項において同じ。)の万分の0.75

ただし、当該計算により算出された金額が、100万円を超える場合には100万円とする。

b 新規上場時の上場手数料の計算は、各上場E T N信託受益証券ごとにその上場日現在における上場受益権口数に係る償還価額総額を基準とする。この場合において、上場E T N信託受益証券に係る受託有価証券であるE T Nの一証券当たりの償還価額が本邦通貨以外の通貨で表示されている場合には、原則として、当該日における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中値により本邦通貨に換算するものとする(以下第2号b及び第3号bにおいて同じ。)

c 新規上場時の上場手数料は、当該上場E T N信託受益証券の上

場日の属する月の翌月末日までに納入するものとする。

d 上場手数料の計算上生じた100円未満の金額は切り捨てる。

(2) 追加上場時の上場手数料

a 上場 E T N 信託受益証券の上場受益権口数に係る追加発行総額の万分の0.75

ただし、当該計算により算出された金額が、100万円を超える場合には100万円とする。

b 追加上場時の上場手数料の計算は、毎年12月末日現在における上場 E T N 信託受益証券の上場受益権口数に係る追加発行総額を基準とし、新規上場日現在のの上場受益権口数に係る償還価額総額及び新規上場した年から前年までの各年の12月末日現在のの上場受益権口数に係る償還価額総額のうち最大のものからの増加額を上場受益権口数に係る追加発行総額とみなして計算するものとする。

c 追加上場時の上場手数料は、当該基準日の翌年の2月末日までに納入するものとする。

d 上場手数料の計算上生じた100円未満の金額は切り捨てる。

(3) 年賦課金

a 年賦課金は、上場 E T N 信託受益証券の上場受益権口数に係る償還価額総額の万分の0.75

ただし、当該計算により算出された金額が、100万円を超える場合には100万円とする。

b 年賦課金の計算は、各上場 E T N 信託受益証券ごとに、前年の12月末日（当該日の翌日以後に上場された銘柄については、上場日）現在における上場受益権口数に係る償還価額総額を基準とする。

c 年賦課金は、年2回に分けて、2月末日及び8月末日に、半額ずつを納入するものとする。

- d 年賦課金の計算上生じた100円未満の金額は切り捨てる。
- e 新規上場申請者に係る年賦課金については、bの規定にかかわらず、当該上場E T N信託受益証券が1月1日から6月末日までの間に上場された場合にはその半額、7月1日から12月末日までの間に上場された場合にはその全額を免除する。
- f aの規定にかかわらず、E T N信託受益証券の上場廃止日の属する年の年賦課金については、本所がその都度定める。

(4) T D n e t 利用料

- a 年額8万9,250円とし、2月末日及び8月末日に分けて納入するものとする。
- b 前aに定めるT D n e t利用料は、各上場E T N信託受益証券の発行者ごとに計算するものとする。
- c a及び前bの規定にかかわらず、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）に上場するE T N信託受益証券の発行者については、T D n e t利用料の納入を要しないものとする。
- d 2月末日に納入するT D n e t利用料は4月から9月までの期間に対応することとし、8月末日に納入するT D n e t利用料は10月から翌年3月までの期間に対応するものとする。
- e 前dの規定にかかわらず、E T N信託受益証券が本所に上場していない新規上場申請者又は発行するすべてのE T N信託受益証券が東京証券取引所を上場廃止されることとなる発行者に係るT D n e t利用料については、E T N信託受益証券の上場日又は上場廃止日の属する月の翌月末日までに、次の(a)又は(b)に掲げる区分に従い、当該(a)又は(b)に定めるT D n e t利用料を納入するものとする。
 - (a) 1月1日から3月末日まで又は7月1日から9月末日までの間に、E T N信託受益証券が本所に上場していない新規上場申

請者の E T N 信託受益証券が上場された場合又は新規上場申請者が発行するすべての E T N 信託受益証券が東京証券取引所を上場廃止となった場合

T D n e t 利用料の 4 分の 3

(b) 4 月 1 日から 6 月末日まで又は 10 月 1 日から 12 月末日までの間に、E T N 信託受益証券が本所に上場していない新規上場申請者の E T N 信託受益証券が上場された場合又は新規上場申請者が発行するすべての E T N 信託受益証券が東京証券取引所を上場廃止となった場合

T D n e t 利用料の 4 分の 1

f d の規定にかかわらず、本所は、すべての上場 E T N 信託受益証券が上場廃止となった発行者の T D n e t 利用料について、次の(a)又は(b)に掲げる区分に従い、当該(a)又は(b)に定める金額を超過支払金額として返還するものとする。

(a) 1 月 1 日から 3 月末日まで又は 7 月 1 日から 9 月末日までの間にすべての上場 E T N 信託受益証券が上場廃止となった発行者

T D n e t 利用料の 4 分の 1 (2 月末日又は 8 月末日において 4 月から 9 月まで又は 10 月から翌年 3 月までの期間に対応する T D n e t 利用料が納入されている場合にあっては、T D n e t 利用料の 4 分の 3)

(b) 4 月 1 日から 6 月末日まで又は 10 月 1 日から 12 月末日までの間にすべての上場 E T N 信託受益証券が上場廃止となった発行者

T D n e t 利用料の 4 分の 1

g d の規定にかかわらず、本所は、東京証券取引所に E T N 信託受益証券を上場した発行者(前 f に該当する発行者を除く。)の T D n e t 利用料について、次の(a)又は(b)に掲げる区分に従い、

当該(a)又は(b)に定める金額を超過支払金額として返還するものとする。

(a) 1月1日から3月末日まで又は7月1日から9月末日までの間に東京証券取引所にE T N信託受益証券を上場した発行者

T D n e t利用料の4分の1(2月末日又は8月末日において4月から9月まで又は10月から翌年3月までの期間に対応するT D n e t利用料が納入されている場合にあっては、T D n e t利用料の4分の3)

(b) 4月1日から6月末日まで又は10月1日から12月末日までの間に東京証券取引所にE T N信託受益証券を上場した発行者

T D n e t利用料の4分の1

2 前項第3号の規定にかかわらず、E T N流動性向上プログラムの適用を受けるE T N信託受益証券の年賦課金については、E T N流動性向上プログラムに関する規則に定めるところによる。

付 則

1 この規則は、平成23年8月1日から施行する。

2 当分の間、第15条第1項第1号a、第2号a及び第3号aの規定中「100万円を超える場合には100万円とする」とあるのは「30万円を超える場合には30万円とする」とする。

3 当分の間、第15条第1項第4号に規定する上場E T N信託受益証券に係るT D n e t利用料は徴収しない。

付 則

この規則は、平成24年3月12日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

E T N流動性向上プログラムに関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、E T Nに関する有価証券上場規程の特例の施行規則（以下「E T N特例施行規則」という。）第15条第2項に基づき、E T N流動性向上プログラムに関して必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「E T N流動性向上プログラム」とは、E T N信託受益証券の流動性向上を目的に、第6条に基づき、取引参加者に対して報奨金を支払うプログラムをいう。
- (2) 「対象E T N信託受益証券」とは、E T N流動性向上プログラムの適用を受けるE T N信託受益証券のことをいう。

(適用申請)

第3条 E T N流動性向上プログラム（以下「本プログラム」という。）の適用は、E T N信託受益証券の受託有価証券であるE T Nの発行者（以下「E T N信託受益証券の発行者」という。）からの申請により行うものとする。

2 前項の規定により本プログラムの適用を申請しようとするE T N信託受益証券の発行者は、本所所定の様式による流動性向上プログラム適用申請書を提出するものとする。

(公 表)

第4条 本所はE T N信託受益証券の発行者から前条に規定する申請を

受けたときは、次に掲げる事項を公表する。

- (1) 対象 E T N 信託受益証券の名称
- (2) 本プログラムを適用する旨
- (3) 本プログラムが適用される期間

(年賦課金)

第 5 条 対象 E T N 信託受益証券に係る年賦課金は、6 か月間ごとに上場受益権口数に係る償還価額総額の万分の 8 とする。

2 対象 E T N 信託受益証券の年賦課金は、2 月末日及び 8 月末日に納入するものとする。

3 対象 E T N 信託受益証券の年賦課金の計算は、次の各号に定めるところによる。

(1) 2 月末日に納入する年賦課金は、前年の 12 月末日現在における上場受益権口数に係る償還価額総額を基準とする。

(2) 8 月末日に納入する年賦課金は、6 月末日現在における上場受益権口数に係る償還価額総額を基準とする。

4 対象 E T N 信託受益証券の年賦課金の計算上生じた 100 円未満の金額は切り捨てる。

5 第 1 項の規定は、本プログラムの適用開始後の最初の対象 E T N 信託受益証券に係る報奨金の計算対象となる期間（以下「報奨金計算期間」という。）の最終日以後に最初に到来する年賦課金の納入日に係る計算から適用を開始する。本プログラムの適用開始後の最初の報奨金計算期間の最終日以前に到来する年賦課金の納入日に係る年賦課金の計算は、E T N 特例施行規則第 15 条第 1 項第 3 号に定めるとおりとする。

6 対象 E T N 信託受益証券の新規上場申請者に係る年賦課金については、第 3 項の規定にかかわらず、当該 E T N 信託受益証券が 1 月 1 日から 6 月末日までの間に上場された場合には 2 月末日に納入する年賦

課金，当該 E T N 信託受益証券が 7 月 1 日から 12 月末日までの間に上場された場合には 8 月末日に納入する年賦課金をそれぞれ免除する。

7 第 1 項の規定にかかわらず，本プログラムの適用開始後の最初の対象 E T N 信託受益証券に係る報奨金計算期間に属する月数が 6 か月に満たない場合の当該報奨金計算期間終了後に最初に到来する年賦課金の納入日に係る年賦課金については，当該報奨金計算期間に属する月数であん分した金額とする。

8 第 1 項の規定にかかわらず，対象 E T N 信託受益証券の上場廃止日の属する年の年賦課金については，本所がその都度定める。

(報奨金)

第 6 条 本所は，対象 E T N 信託受益証券の 6 か月間における売買代金を基準として，取引参加者に対して報奨金を支払う。

2 前項に定める報奨金は対象 E T N 信託受益証券に係る報奨金計算期間における売買代金(報奨金計算期間中に取引参加者が合併等(合併，分割による事業の承継又は事業の譲受けをいう。以下同じ。)により他の取引参加者の事業を承継した場合には，当該他の取引参加者の対象 E T N 信託受益証券に係る売買代金を合算した金額とする。以下同じ。)の上位 5 位までの取引参加者を対象とする。

3 前項に定める売買代金の上位 5 位までの取引参加者に対する個別の報奨金の金額は，報奨金計算期間における対象 E T N 信託受益証券における報奨金の 6 か月間の総額に比例あん分比率(対象 E T N 信託受益証券に係る当該上位 5 位までの取引参加者の合計売買代金に対する当該取引参加者の売買代金の比率(小数点以下第 3 位まで求め，第 4 位以下切捨てとする。)をいう。)を乗じて算定する。

4 報奨金計算期間は，前年 7 月 1 日から前年 12 月末日までの 6 か月間(前年 7 月 1 日から前年 12 月末日までに本プログラムの適用を開始した銘柄については，当該適用を開始した日から前年 12 月末日までの期

間とする。以下同じ。)及び1月1日から6月末日までの6か月間(1月1日から6月末日までに本プログラムの適用を開始した銘柄については、当該適用を開始した日から6月末日までの期間とする。以下同じ。)とする。

5 前年7月1日から前年12月末日までの6か月間を報奨金計算期間とする報奨金の支払期限は3月末日までとし、1月1日から6月末日までの6か月間を報奨金計算期間とする報奨金の支払期限は9月末日までとする。

6 対象ETN信託受益証券における報奨金の6か月間の総額は、上場受益権口数に係る償還価額総額の万分の7とする。

7 対象ETN信託受益証券における報奨金の6か月間の総額の計算において基準とする受益権口数に係る償還価額総額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 3月末日までに支払う対象ETN信託受益証券における報奨金の6か月間の総額は、前年の12月末日現在における上場受益権口数に係る償還価額総額を基準とする。

(2) 9月末日までに支払う対象ETN信託受益証券における報奨金の6か月間の総額は、6月末日現在における上場受益権口数に係る償還価額総額を基準とする。

8 第6項の規定にかかわらず、対象ETN信託受益証券に係る最初の報奨金計算期間に属する月数が6か月に満たない場合の当該報奨金計算期間に係る報奨金の総額については、当該報奨金計算期間に属する月数であん分した金額とする。

9 第6項の規定にかかわらず、対象ETN信託受益証券の上場廃止日の属する報奨金計算期間に係る報奨金については、本所がその都度定める。

(適用期間)

第7条 対象ETN信託受益証券に係る本プログラムの適用期間は原則
2年間とする。

(委任規定)

第8条 この規則の規定の解釈及び運用に関し必要な事項は、本所が定
める。

付 則

- 1 この規則は、平成23年8月1日から施行する。
- 2 第3条に定める本プログラムの適用の申請は、この規則施行の日
から平成24年10月11日までの間に限り行うことができるものとし
る。

付 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

不動産投資信託証券上場契約書

不動産投資信託証券上場契約書

平成 年 月 日

株式会社大阪証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地

会社名
(又は投資法人名) 印

代表者の
役職氏名 印

_____ (以下「当社」(又は「当投資法人」)
という。)は、不動産投資信託証券を上場するについて、株式会社大阪証券
取引所 (以下「取引所」という。)が定めた次の事項を承諾します。

- 1 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業
務規程，有価証券上場規程，その他の規則及びこれらの取扱いに關す
る規定 (以下「諸規則等」という。)のうち，当社 (又は当投資法人)
が上場申請し，上場される不動産投資信託証券 (以下「上場不動産投
資信託証券」という。)に適用のあるすべての規定を遵守すること。
- 2 諸規則等に基づいて，取引所が行う上場不動産投資信託証券に対す
る上場廃止，売買の停止その他の措置に従うこと。
- 3 今後，取引所に不動産投資信託証券を上場するについても，この度
上場する不動産投資信託証券と同様に，前2項に定めるところに従う

こと。

付 則

この契約書は、平成25年1月1日から施行する。

上場申請に係る宣誓書（不動産投資信託証券）

上場申請に係る宣誓書（不動産投資信託証券）

平成 年 月 日

株式会社大阪証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地 _____

会社名 _____ 印

代表者の

役職氏名 _____ 印

_____は，株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）への不動産投資信託証券の上場申請に関し，次のとおり宣誓します。

- 1 上場申請において取引所に提出する書類に関し，必要となる内容を漏れなく記載してあり，かつ，記載した内容はすべて真実であります。
- 2 前項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について，違反事実が判明した場合には，それに関して取引所が行う一切の措置に異議を申し立てません。

付 則

この宣誓書は，平成25年1月1日から施行する。

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例の取扱い

1 定義の取扱い（不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例（以下「不動産投信特例」という。）第2条）関係

(1) 第3項第1号に規定する「不動産等を主たる対象とした運用」及び「主として不動産等に対する投資として運用」とは、出資された財産の2分の1を超える額を不動産等に対する投資として運用することをいうものとする。

(2) 第3項第2号から第5号までに規定する「主として不動産等であるもの」とは、次に掲げる資産の2分の1を超える額を不動産等に対する投資として運用するものをいうものとする。

- a 特定目的会社が資産の流動化に係る業務として取得した資産
- b 投資信託の投資信託財産
- c 投資法人が運用のために保有する資産
- d 特定目的信託の信託財産

2 上場申請の取扱い（不動産投信特例第3条）関係

第2項第1号cに規定する「遅滞なく取得できる見込みである」とは、上場の時までに取り得できる見込みであることをいう。ただし、上場申請者が3(2)a及びbに掲げる書類を提出する場合、上場後3か月以内に取得できる見込みであることをいう。

3 不動産投資信託証券の上場審査基準の取扱い（不動産投信特例第4条）関係

(1) 第1項第2号に規定する「運用資産等の総額」、「不動産等、不動産関連資産及び流動資産等の合計額」、「純資産総額」及び「資産総額」の算定において使用する各資産の額は、最近の計算期間又は営

業期間の末日における貸借対照表に計上した額（信託契約期間の開始日後最初の計算期間又は投資証券の発行者の設立後最初の営業期間が終了していない場合には，各資産の取得価額その他の本所が適当と認める額）によるものとする。

(2) 第1項第2号aに規定する「70%以上になる見込みのあること」とは，上場申請時において70%以上であることをいう。ただし，上場申請者が次のa及びbに定める書類を上場承認時までに提出した場合は，上場後3か月以内に70%以上になる見込みがあることをいう。

a 取得する不動産関連資産の情報についての記載がなされた有価証券届出書

b 取得する不動産等に係る売買契約書等の写し

(3) 第1項第2号cに規定する適時開示に係る助言契約には，取引参加者は，不動産投資信託証券の上場を申請した者から要求があった場合に，当該不動産投資信託証券に関する情報の適時開示について助言及び指導を行う旨の内容を含むこととする。

(4) 第1項第2号e及びfに規定する「純資産総額」とは，資産総額から負債総額を控除した額とする。

(5) 第1項第2号jに規定する基準については，次のとおり取り扱うものとする。

a 株券上場審査基準の取扱い（以下「上場審査基準取扱い」という。）2(8)aの規定は，第1項第2号j(a)に規定する「虚偽記載」について準用する。この場合において，上場審査基準取扱い2(8)a中「有価証券報告書等」とあるのは「有価証券報告書等（報告書代替書面及び半期代替書面を含む。）」と，「訂正報告書」とあるのは「訂正報告書（訂正報告書代替書面及び訂正半期代替書面を含む。）」と，それぞれ読み替えるものとする。

b 第1項第2号j(b)に規定する「本所が適当と認める場合」と

は、監査報告書（最近1年間に終了する計算期間又は営業期間の財務諸表等に添付されるものを除く。）において、公認会計士等の「意見の表明をしない」旨が記載されている場合であって、当該記載の理由が天災地変等、新規上場申請者の責めに帰すべからざる事由によるものであるときをいうものとする。

(6) 第1項第2号kに規定する「本所の承認する機関」は、上場審査基準取扱い(9) b (a)又は(b)に規定するものをいうものとする。

(7) 第1項第2号pに規定する指定振替機関として本所が指定するのは、株式会社証券保管振替機構とする。

(8) 第1項第3号aからdまでに適合するかどうかの審査は、新規上場申請書類（第3条の規定に基づき不動産投資信託証券の上場を申請した者が提出した書類をいう。以下同じ。）及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a 第3号a関係

(a) 新規上場申請書類のうち不動産投資信託証券に関する情報の開示に係るものに、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が分かりやすく記載されていること。

(b) 不動産投資信託証券の上場を申請した者が、資産の運用等に重大な影響を与える事実等の情報を適時、適切に開示することができる体制にあること。

b 第3号b関係

不動産投資信託証券の上場を申請した者が資産の運用等にあって、上場申請銘柄の受益者又は投資主の利益を害することがないように、適切な体制を整備していること。

c 第3号c関係

上場時に見込まれる運用資産等(3(2)に規定する書類を提出した場合には、上場後3か月以内に取得できる見込みの不動産等を含む。)のうち賃貸事業収入が生じている又は生じる見込みがある

不動産等を継続して所有することにより，当該銘柄に係る収益の分配又は金銭の分配が継続して行われる見込みのあること。

d 第3号d関係

不動産投資信託証券の上場を申請した者又はその業務の内容が，社会的に批判を受け又は受けるおそれがある状況にないこと。この場合において，次の(a)又は(b)のいずれにも該当する場合は，社会的に批判を受けおそれがある状況にないとみなすものとする。

(a) 次に掲げる者に暴力団，暴力団員又はこれらに準ずる者（8(15)において「暴力団等反社会的勢力」という。）との関係がないこと。

イ 不動産投資信託証券の上場を申請した者

ロ 前イに掲げる者の親会社等（親会社（財務諸表等の用語，様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条第3項に規定する親会社をいう。）又はその他の関係会社（同条第17項第4号に規定するその他の関係会社をいう。）をいう。以下同じ。）

ハ イに掲げる者の子会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社をいう。以下同じ。）

ニ イに掲げる者の特別利害関係者（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号。以下「開示府令」という。）第1条第31号イに規定する特別利害関係者をいう。以下同じ。）

(b) 不動産投資信託証券の上場を申請した者の業務が公益に反していないこと。

4 上場申請のための提出書類の公衆縦覧の取扱い（不動産投信特例第7条）関係

第7条に規定する本所が定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 投資信託の投資信託約款又は投資法人の規約
- (2) 第3条第2項第1号e（同項第2号又は第3号aの規定による場合を含む。）に規定する報告書及び同条第3項各号に規定する書類

5 新不動産投資信託証券の上場等の取扱い（不動産投信特例第8条） 関係

(1) 発行日取引による上場の取扱い基準

有償受益者割当により発行される新受益証券が次に掲げる条件に適合している場合は、発行日取引により上場する。

(a) 法第4条第1項の規定による届出を要する場合にはその効力が生じていること。

(b) 受益権口数が2,000口以上であること。

(c) 上場後の分布状況が著しく悪いと認められないこと。

(2) 新上場不動産投資信託証券の発行後における上場の取扱い基準

a 上場不動産投資信託証券と権利関係を異にする新上場不動産投資信託証券が次に掲げる条件に適合している場合は、その発行されたときに上場する。

(a) 受益権口数又は投資口口数が1,000口以上であること。

(b) 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。

b 前aにより上場する新不動産投資信託証券でない新不動産投資信託証券は、上場不動産投資信託証券と権利関係が同一となった時に、上場不動産投資信託証券に追加して上場する。

(3) 次のa又はbに掲げる投資証券の上場日は、当該a又はbに定める日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日に上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない（aに定める投資証券については、前(2)の規定は適用しない。）。

a 上場投資法人（上場投資証券の発行者である投資法人をいう。

以下同じ。)が他の上場投資法人を吸収合併することにより発行する投資証券

吸収合併がその効力を生ずる日

b 第4条第2項各号の規定により上場される投資証券

吸収合併又は新設合併がその効力を生ずる日

6 上場不動産投資信託証券に係る適時開示等の取扱い（不動産投信特例第9条）関係

(1) 第1項第1号及び第3号並びに第2項に規定する「投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準」は、次のaからdまでに掲げる区分に従い、当該aからdまでに定めるものとする。この場合において、3(1)の規定はこの(1)c及びdに規定する「譲渡対象資産の価格」及び「純資産総額」の算定において使用する各資産の額について、3(4)の規定はこの(1)dに規定する「純資産総額」について、それぞれ準用する。

a 第1項第1号aの(d)及び同項第3号aの(e)に掲げる事項

投資信託約款又は規約の変更理由が次の(a)から(c)までのいずれかに該当すること。

(a) 法令の改正等に伴う記載表現のみの変更

(b) 本店所在地の変更

(c) その他投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が認める理由

b 第1項第1号aの(1)及び同項第3号cの(h)に掲げる事項

当該投資信託委託会社又は当該資産運用会社が法に基づき内閣総理大臣等に対して行う届出のうち、本所が定めるもの。

c 第2項第1号aに掲げる事項

次に掲げるもののいずれかに該当すること。

(a) 譲渡する場合にあっては、最近計算期間又は最近営業期間の

末日における譲渡対象資産の価格が5,000万円未満であること。

(b) 取得する場合にあっては、取得対象資産の取得価格が5,000万円未満であると見込まれること。

d 第2項第2号aに掲げる事項

運用資産等に生じた偶発的事象に起因する損害の額が、最近計算期間又は最近営業期間の末日における純資産総額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

(2) 第1項及び第2項の規定に基づき開示すべき内容については上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い（以下「適時開示等規則取扱い」という。）1の2(1)に準じて取扱う。

(3) 第2項第4号に規定する「決算の内容」には、運用資産等の価格に関する情報を含むものとする。

(4) 第2項第5号に規定する「投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして」は、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定めるものとする。

a 当期利益

新たに算出した予想値又は当計算期間又は当営業期間の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前計算期間又は前営業期間の実績値）で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前計算期間又は前営業期間の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。

b 収益の分配又は金銭の分配

新たに算出した予想値又は当計算期間又は当営業期間の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前計算期間又は前営業期間の実績値）で除して

得た数値が1.05以上又は0.95以下であること。

- (5) 第4項に規定する「有価証券上場規程，JQ有価証券上場規程及び上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示等規則」という。）及びその取扱いに定めるところに準じる」とは，原則として，有価証券上場規程第14条の2から第14条の4まで（JASDAQに上場する上場不動産投資信託証券にあっては，JQ有価証券上場規程第36条から第38条まで）及び適時開示等規則第2条の2から第3条まで，第4条，第4条の3，第7条，第15条の2，第16条，第17条及び第21条に定めるところに準じることをいうものとする。

7 決定事項等に係る通知及び書類の提出等の取扱い（不動産投信特例第11条）関係

- (1) 第1項に規定する「投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準」は，前6(1)cに規定する基準をいうものとする。
- (2) 第1項又は第2項に規定する通知は，第1項第1号aの(a)若しくは(b)，同号bの(a)若しくは(b)，同項第2号a若しくはb，同項第3号aの(a)から(e)まで，同号b又は第2項各号に掲げる事項について決議又は決定（取締役会（投資法人にあっては，役員会）で決議したこと（代表取締役（投資法人にあっては，執行役員。以下この(2)において同じ。）の専決事項である場合にあっては，代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい，委員会設置会社にあっては，執行役が決定したことを含む。）をいう。以下同じ。）を行った後，直ちに取締役会決議通知書（投資法人にあっては，役員会決議通知書。代表取締役又は執行役が決定した場合は，決定通知書）を提出することにより行うものとする。
- (3) 第1項に規定する「書類の提出」（同項第1号及び第2号に係るも

のに限る。)は、次の a から d までに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該 a から d までに定めるところにより行うものとする。この場合において、上場受益証券の発行者は、c に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

a 第9条第1項第1号 a の(a)に掲げる事項

受益証券の併合又は分割日程表 確定後直ちに

b 第9条第1項第1号 a (b)に掲げる事項

次の(a)から(e)までに掲げる書類。ただし、電子開示手続(法第27条の30の2に規定する電子開示手続をいう。以下同じ。)により有価証券届出書及び訂正届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(c)に掲げる書類の提出を要しないものとする。

(a) 追加信託又は売出しの日程表 確定後直ちに

(b) 有価証券届出効力発生通知書の写し 交付後直ちに

(c) 目論見書(届出仮目論見書を含む。) 作成後直ちに

この場合において、上場受益証券の発行者は、当該目論見書(法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。)を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(d) 有価証券通知書(変更通知書を含む。)の写し

内閣総理大臣等に提出後直ちに

(e) 適時開示等規則取扱い5(3)a(f)に掲げる書面に準じた書面
作成後直ちに

c 第9条第1項第1号 a の(d)に掲げる事項

変更後の投資信託約款 変更確定後直ちに

d 第9条第1項第1号 b (e)に掲げる事項

内閣総理大臣等の承認に係る通知書の写し 受理後遅滞なく

(4) 第1項に規定する「書類の提出」(同項第3号に係るものに限る。)

は、次の a から e までに掲げる事項について決議又は決定を行った

場合に、当該 a から e までに定めるところにより行うものとする。
この場合において、上場不動産投資信託証券の発行者は、c の (a)、
(b) 及び (d) 並びに d に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに
同意するものとする。

a 第9条第1項第3号 a の (a) に掲げる事項

投資口の併合又は分割日程表 確定後直ちに

b 第9条第1項第3号 a (b) に掲げる事項

次の (a) から (e) までに掲げる書類。ただし、電子開示手続によ
り有価証券届出書及び訂正届出書を内閣総理大臣等に対し提出し
た場合には、(c) に掲げる書類の提出を要しないものとする。

(a) 追加発行又は売出しの日程表 確定後直ちに

(b) 有価証券届出効力発生通知書の写し 交付後直ちに

(c) 目論見書（届出仮目論見書を含む。） 作成後直ちに

この場合において、上場投資証券の発行者は、当該目論見書
（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたもの
を除く。）を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとし
る。

(d) 有価証券通知書（変更通知書を含む。）の写し 内閣総理大臣
等に提出後直ちに

(e) 適時開示等規則取扱い5(3) a (f) に掲げる書面に準じた書面
作成後直ちに

c 第9条第1項第3号 a の (d) に掲げる事項

(a) 合併契約書の写し 契約締結後直ちに

(b) 投資信託法第149条第1項、第149条の6第1項又は第149条の
11第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し これら
の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日の
前日までに

(c) 合併日程表 確定後直ちに

(d) 投資信託法第149条の10第1項に規定する書面(法定事後開示書類)の写し 合併の効力発生日以後速やかに

d 第9条第1項第3号aの(e)に掲げる事項

変更後の規約 変更後直ちに

e 第1項第3号aの(b)に掲げる事項

基準日に関する日程表

当該期日の2週間前

(4)の2 第1項第1号a(b),第2号b又は第3号a(e)に規定する事項には,第3条の2第2項に規定する取引所規則の遵守に関する確認書を提出した代表者の異動を含むものとする。

(5) 第2項に規定する「書類の提出」は,次のa又はbに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に,当該a又はbに定めるところにより行うものとする。

a 第2項第1号に掲げる事項

次に掲げるところによる「安定操作取引委託者通知書」

(a) 記載事項

イ 氏名

ロ 住所

ハ 発行者との関係

(b) 提出期限

施行令第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取引をすることができる期間の初日の前日まで

b 第2項第2号に掲げる事項

(a) 法第5条第1項の届出書の提出を要しない公募又は売出しの場合

次に掲げるところによる「元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書」

イ 記載事項

発行者又は売出しに係る有価証券の所有者と法第21条第

4項に規定する元引受契約を締結する金融商品取引業者の
商号

ロ 提出期限

施行令第22条第2項から第4項までの規定により安定操作
取引をすることができる期間の初日の前日まで

(b) 発行価格又は売出価格が決定された場合

次に掲げるところによる「発行価格（売出価格）通知書」

イ 記載事項

(イ) 発行価格又は売出価格

(ロ) 発行価額又は売出価額の総額

ロ 提出時期

発行価格又は売出価格の決定後直ちに

(c) 前(b)の規定にかかわらず、発行価格又は売出価格が一の取引
所金融商品市場の一の日における最終価格に一定率を乗ずる等
確定値によらずに決定されている場合

次に掲げるところによる「算式表示による発行価格（売出価
格）通知書」及び「発行価格（売出価格）の確定値通知書」

イ 「算式表示による発行価格（売出価格）通知書」

(イ) 記載事項

i 算式表示（開示府令第1条第30号に規定する算式表示
をいう。以下同じ。）による発行価格又は売出価格

ii 発行価額又は売出価額の総額の見込み

(ロ) 提出時期

算式表示による発行価格又は売出価格の決定後直ちに

ロ 「発行価格（売出価格）の確定値通知書」

(イ) 記載事項

i 発行価格又は売出価格の確定値

ii 発行価額又は売出価額の総額

(ロ) 提出時期

発行価格又は売出価格の確定値が得られた後直ちに

(6) 第5項に規定する書面には、上場不動産投資信託証券の発行者の代表者による署名を要するものとする。

(7) 第5項に規定する「理由」の記載に当たっては、有価証券報告書、半期報告書又は運用報告書の作成に関して上場不動産投資信託証券の発行者の代表者が確認した内容を記載するものとする。

(8) 第7項の規定に基づき請求する書類には、次に掲げる書類を含むものとする。

a 各計算期間又は営業期間の末日現在における本所の定める様式による上場不動産投資信託証券の分布状況表（各計算期間又は営業期間経過後3か月以内で分布状況の判明後遅滞なく提出するものとする。）

この場合において、当該書類の提出は、当該上場不動産投資信託証券の発行者が行うものとする。

b 第4条第2項の規定の適用を受けて投資証券を上場した投資法人である場合には、次の(a)及び(b)に掲げる書類

(a) 投資信託法第149条の10第1項又は第149条の16第1項に規定する書面（法定事後開示書類）の写し

この場合において、投資法人は、上場後速やかに当該書類を提出するものとし、本所が当該書類を公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(b) 登記事項証明書

8 不動産投資信託証券の上場廃止基準の取扱い（不動産投信特例第12条）関係

(1) 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が第1項第1号aの(a)から(d)までのいずれかに該当する場合において

て、上場受益証券の発行者から同 a ただし書に規定する業務の引継ぎ及び書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたとき又は当該上場受益証券が第 4 条第 1 項第 3 号に適合しないと本所が認めたときは、同 a に該当するものとして取り扱う。

(2) 上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が第 1 項第 1 号 b 本文に該当する場合において、上場受益証券の発行者から同 b ただし書に規定する業務の引継ぎ及び書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたとき又は当該上場受益証券が第 4 条第 1 項第 3 号に適合しないと本所が認めたときは、同 b に該当するものとして取り扱う。

(3) 上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が第 1 項第 2 号 a から c までのいずれかに該当する場合において、上場受益証券の発行者から同号ただし書に規定する業務の引継ぎ及び書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたとき又は当該上場受益証券が第 4 条第 1 項第 3 号に適合しないと本所が認めたときは、同号に該当するものとして取り扱う。

(4) 第 1 項第 3 号 a (a) については、次の a から c までに掲げる日に同号 a に該当するものとして取り扱う。

a 上場投資法人が、合併により解散する場合のうち、次のいずれかに該当する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）の日

(a) 他の上場投資法人に吸収合併される場合

(b) 第 4 条第 2 項の規定の適用を受け、存続投資法人又は新設投資法人が発行者である投資証券が速やかに上場される見込みのある場合

b 上場投資法人が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当該上場投資法人から当該合併に関する投資主総会決議についての書面による報告を受けた日

- c 上場投資法人が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合は、当該上場投資法人から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- (5) 第1項第3号aの(b)に規定する「法律の規定に基づく破産手続若しくは再生手続を必要とするに至った場合」とは、上場投資法人が、法律に規定する破産手続又は再生手続の原因があることにより、破産手続又は再生手続を必要と判断した場合をいう。
- (6) 上場投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社が第1項第3号bの(a)から(e)までのいずれかに該当する場合において、上場投資証券の発行者から同bただし書に規定する業務の引継ぎ又は書面の提出を行うことができない旨の報告を書面で受けたとき又は当該上場投資証券が第4条第1項第3号に適合しないと本所が認めたときは、同bに該当するものとして取り扱う。
- (7) 第2項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に規定する基準の審査については、以下のとおり取り扱うこととする。
- a 第2項第1号に規定する「1か年以内に70%以上とならないとき」とは、各計算期間又は各営業期間の最終日の翌日から起算して1か年目の日までの期間（以下「猶予期間」という。）内において運用資産等の総額の70%以上とならないときを、第2号に規定する「1か年以内に95%以上とならないとき」とは、猶予期間内において運用資産等の総額の95%以上とならないときを、第3号に規定する「1か年以内に収益の分配又は金銭の分配を行わないとき」とは、猶予期間内に開始するすべての計算期間又は営業期間について収益の分配又は金銭の分配を行わないときを、第5号に規定する「1か年以内に5億円以上とならないとき」とは、猶予期間内において5億円以上とならないときを、第6号に規定する「1か年以内に25億円以上とならないとき」とは、猶予期間内

において25億円以上とならないときをそれぞれいうものとする。

b 第2項第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する基準の審査において、計算期間又は営業期間の末日の変更により猶予期間の最終日が計算期間又は営業期間の最終日に当たらない上場不動産投資信託証券の発行者は、当該猶予期間経過後3か月以内で資産の運用状況の判明後遅滞なく、本所所定の様式による資産の運用状況表を本所に提出するものとする。

c 第2項第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する基準の審査は、第11条第4項第1号又は前bの規定により提出される資産の運用状況表に記載された資産の運用状況によるものとし、第2項第3号に規定する基準の審査は、有価証券報告書に記載された収益の分配又は金銭の分配の状況によるものとする。

d 第2項第3号に規定する「本所が別に定める場合」とは、天災地変等、上場不動産投資信託証券に係る発行者等の責めに帰すべからざる事由によるものであると本所が認める場合をいうものとする。

(8) 第2項第4号の基準に該当する場合において、上場受益証券の発行者から上場受益権口数の減少が確定した旨の書面による報告を受けたとき又は上場投資法人から上場投資口口数の減少に関する投資主総会決議についての書面による報告を受けたときは、第4号に該当するものとして取り扱う。

(9) 第2項第7号に規定する基準については、次のとおり取り扱うこととする。

a 第2項第7号の規定は、上場後1年未満の銘柄については適用しない。

b 第2項第7号の審査については、当分の間、12月末日に行うものとする。

c 第2項第7号に規定する「最近1年間の売買高」とは、前bに

よる審査の時からさかのぼって1年間における当該銘柄の市場内売買の売買高合計をいうものとする。

(10) 第2項第9号に規定する基準については、次のとおり取り扱うこととする。

a 株券上場審査基準の取扱い2(8)aの規定は、第2項第9号aに規定する「虚偽記載」について準用する。この場合において、JQ有価証券上場規程取扱要領13(5)c中「有価証券報告書等」とあるのは「有価証券報告書等（報告書代替書面及び半期代替書面を含む。）」と、「訂正報告書」とあるのは「訂正報告書（訂正報告書代替書面及び訂正半期代替書面を含む。）」と、それぞれ読み替えるものとする。

b 第9号bに規定する「本所が別に定める場合」とは、天災地変等、上場不動産投資信託証券の発行者の責めに帰すべからざる事由によるものである場合をいうものとする。

(10)の2 第2項第10号に規定する「上場契約について重大な違反を行った場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。

a 株券上場廃止基準の取扱い（以下「上場廃止基準取扱い」という。）1(11)e（JASDAQに上場する上場不動産投資信託証券にあつては、JQ有価証券上場規程取扱要領40(12)e）の規定を準用して、当該規定に該当するとき。この場合において、上場廃止基準取扱い1(11)e（JASDAQに上場する上場不動産投資信託証券にあつては、JQ有価証券上場規程取扱要領40(12)e）中「上場会社」とあるのは「不動産投資信託証券の発行者等」と読み替えるものとする。

b 前aのほか、上場不動産投資信託証券の発行者等が上場契約について重大な違反を行ったと本所が認める場合

(11) 第2項第11号に規定する投資信託の投資信託約款又は投資法人の規約の変更を行う場合において、上場受益証券の発行者から当該

投資信託約款の変更が確定した旨の書面による報告を受けたとき又は上場投資法人から当該規約の変更に関する投資主総会決議についての書面による報告を受けたときは、第11号に該当するものとして取り扱う。

(12) 第2項第12号に規定する投資信託の投資信託約款又は投資法人の規約の変更を行う場合において、上場受益証券の発行者から当該投資信託約款の変更が確定した旨の書面による報告を受けたとき又は上場投資法人から当該規約の変更に関する投資主総会決議についての書面による報告を受けたときは、第12号に該当するものとして取り扱う。

(13) 第2項第13号又は第14号に規定する投資信託の投資信託約款の変更を行う場合において、上場受益証券の発行者から当該投資信託約款の変更が確定した旨の書面による報告を受けたときは、第13号又は第14号に該当するものとして取り扱う。

(14) 第2項第15号に規定する受益証券に係る投資信託契約の終了のうち、当該投資信託契約の解約を行う場合において、上場受益証券の発行者から当該投資信託契約の解約が確定した旨の書面による報告を受けたときは、第15号に該当するものとして取り扱う。

(15) 株券上場廃止基準の取扱い1(16)の規定は、第2項第17号の場合に準用する。この場合において、株券上場廃止基準の取扱い1(16)中「第19号」とあるのは「第2項第17号」と読み替えるものとする。

(16) 3(1)の規定は第2項に規定する「運用資産等の総額」、「不動産等、不動産関連資産及び流動資産等の合計額」、「純資産総額」及び「資産総額」の算定において使用する各資産の額について、3(4)の規定は同項に規定する「純資産総額」について、それぞれ準用する。

9 上場廃止日の取扱い（不動産投信特例第13条）関係

第13条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(8)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(8)までに定めるところによる。

(1) 第12条第1項第3号aの(a)のうち、他の投資法人与合併し解散する場合に該当する上場投資証券

合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(2) 第12条第1項第3号a(a)のうち、規約で定めた存続期間の満了による解散の場合に該当する上場投資証券

規約で定めた存続期間の満了となる日の3日前の日（当該満了となる日が休業日に当たるときは、当該満了となる日の4日前の日）

(3) 第12条第2項第14号に該当する上場受益証券

投資信託約款が変更となる日の3日前の日（当該変更となる日が休業日に当たるときは、当該変更となる日の4日前の日）

(4) 第12条第2項第15号に該当する上場受益証券

投資信託契約が終了となる日の3日前の日（当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の4日前の日）

(5) 第12条第1項第3号aに該当することとなった上場投資証券（上場投資証券の発行者が合併以外の事由により解散する場合で、解散の効力の発生の日が、本所が当該上場投資証券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月以内であるとき又は上場投資証券の発行者が破産手続開始の決定を受けている場合に限る。）

本所が当該上場投資証券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間（休業日を除外する。解散の効力の発生の日が、当該期間経過後である場合は、当該日まで）を経過した日

(6) 第12条第2項第7号に該当することとなった銘柄

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、10日間（休業日を除外する。）を経過した日

(7) 第12条第2項第17号に該当することとなった銘柄

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か

月を経過した日までの範囲内の日で、その都度決定する日

(8) (1)から前(7)までに掲げる銘柄以外の銘柄

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

10 上場手数料及び年賦課金の取扱い（不動産投信特例第14条）関係

上場手数料及び年賦課金は、次の各号に定めるところによるものとする。この場合において、3(1)の規定はこの10に規定する「純資産総額」の算定において使用する各資産の額について、3(4)の規定はこの10に規定する「純資産総額」について、それぞれ準用する。

(1) 新規上場料

a 金額

100万円

b 新規上場時の上場手数料の計算は、不動産投資信託証券ごとにその上場日現在における純資産総額を基準とする。

c 新規上場時の上場手数料は、当該不動産投資信託証券の上場日の属する月の翌月末日までに（不動産投信特例第3条第7項の規定に基づき上場申請した場合には、同日以後の日で設立後直ちに）支払うものとする。

(2) 追加発行時又は追加信託時の上場手数料

a 追加発行総額又は追加信託総額につき

(a) 100億円以下の金額につき 万分の7

(b) 100億円を超え200億円以下の金額につき 万分の6

(c) 200億円を超える金額につき 万分の5

b 投資法人の合併に際して発行する新投資証券に係る上場手数料は、当該合併後存続する投資法人の純資産総額の当該合併に伴う増加額を追加発行総額とみなして計算する。ただし、当該合併に

よって消滅する投資法人が上場投資法人である場合には、当該合併に際して発行する新投資証券に係る上場手数料は要しない。

- c 追加発行時又は追加信託時の上場手数料は、新たに発行する不動産投資信託証券の上場日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(3) 年賦課金

- a 純資産総額に応じて

(a) 50億円以下	80万円
(b) 50億円を超え100億円以下	100万円
(c) 100億円を超え200億円以下	120万円
(d) 200億円を超え300億円以下	150万円
(e) 300億円を超え500億円以下	180万円
(f) 500億円超	210万円

- b 年賦課金の計算は、不動産投資信託証券ごとに、前年の12月末日現在において内閣総理大臣等に提出されている直近の有価証券報告書又は半期報告書に基づく純資産総額（いずれも提出されていない場合には、上場日現在における純資産総額とする。）を基準とする。

- c 年賦課金は、年2回に分けて、2月末日及び8月末日に、半額ずつを支払うものとする。

- d 新規上場の際の年賦課金については、前cの規定にかかわらず、当該新規上場申請者が発行者である不動産投資信託証券が1月1日から6月末日までの間に上場された場合にはその半額、7月1日から12月末日までの間に上場された場合にはその全額を免除する。

- e aの規定にかかわらず、投資証券の上場廃止日の属する年の年賦課金については、本所がその都度定める。

- (4) この10において計算上生じた100円未満の金額は切り捨てるもの

とする。

11 有価証券上場規程の読替えの取扱い（不動産投信特例第15条）関係
第15条の規定により不動産投資信託証券について読み替えて適用する有価証券上場規程第6条及び第7条の2に規定する「本所が定める金額」は、有価証券上場規程に関する取扱要領11(1)及び11の2の規定にかかわらず、100万円とする。

12 開示注意銘柄の指定及び改善報告書の提出義務等の引継ぎの取扱い（不動産投信特例第16条）関係

第16条に規定する「本所が定める規定」とは、次のa及びbに定めるものをいうものとする。

a 6(9)において準じる有価証券上場規程第14条の2から第14条の4まで（JASDAQに上場する上場不動産投資信託証券にあつては、JQ有価証券上場規程第36条から第38条まで）

b 8(10)2 a 及び b

付 則

この取扱いは、平成15年12月18日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成16年10月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成17年1月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成17年2月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成17年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成17年10月1日から施行する。
- 2 平成18年1月3日以前の日を、権利を受ける者を確定するための基準日とする分割により追加して発行される新投資証券については、改正後の5の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

- 1 この取扱いは、平成18年5月1日から施行する。
- 2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第192条第22項の規定によりなお従前の例によるとされた合併に伴う投資証券の上場及び上場廃止並びに本所への書類提出の取扱いについては、なお従前の例による。

付 則

この取扱いは、平成18年12月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成19年2月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成19年12月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成20年1月4日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成21年7月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成21年11月16日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成21年12月30日から施行する。
- 2 改正後の7(3)b(e)及び同(4)b(e)の規定は、この改正規定施行の日以後に第三者割当に係る募集事項を決定する投資法人から適用する。

付 則

この取扱いは、平成22年6月30日から施行する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成22年10月12日から施行する。
- 2 10(2)の規定は、この取扱い施行の日（以下「施行日」という。）以後に当該有価証券の発行を決議する発行者から適用する。
- 3 10(2)の規定にかかわらず、上場不動産投資信託証券が、施行日の前日においてJASDAQに上場している場合には、平成21年12月末日現在における直近の有価証券報告書又は半期報告書に基づく純資産額により決定した年賦課金の4分の1の額を、平成23年2月末日に納付すべき年賦課金に合わせて納付するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、上場不動産投資信託証券が、施行日の前日においてJASDAQに上場している場合で、かつ、当該上場不動産投資信託証券が、施行日から平成22年12月末日の間に上場廃止する場合には、平成21年12月末日現在における直近の有価証券報告書又は半期報告書に基づく純資産額により決定した年賦課金の4分の1の額を、上場廃止日に納付するものとする。

付 則

この取扱いは、平成23年3月31日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成25年1月1日から施行する。

不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例第5条の規定に基づき、上場申請日から上場日の前日までの期間に行われる不動産投資信託証券（不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例に規定する不動産投資信託証券をいう。以下同じ。）の公募（一般募集による新不動産投資信託証券の発行をいう。以下同じ。）又は売出し（上場審査について同特例第4条第2項の規定の適用を受ける銘柄の公募又は売出し及び国内の他の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券の公募又は売出しを除く。）及び投資法人の設立（設立後速やかにその発行する不動産投資信託証券の上場申請を行う場合に限る。）の際に行われる公募（以下「上場前の公募等」という。）並びに上場前に行われる不動産投資信託証券の発行（上場審査について同特例第4条第2項の規定の適用を受ける銘柄に係る発行及び国内の他の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券の発行を除く。）等について、必要な事項を定める。

(投資法人の設立の際に行う公募に関する通知)

第2条 投資法人の設立（設立後速やかにその発行する不動産投資信託証券の上場申請を行う場合に限る。）の際に公募を行おうとする場合は、当該投資法人の設立企画人及び元引受現物取引参加者は、あらかじめ、本所にその旨を通知するものとする。

(公募又は売出予定書の提出)

第3条 上場前の公募等については、上場申請銘柄の発行者（投資法人の設立の際に行われる公募にあつては、設立企画人をいう。以下同じ。）

及び当該上場前の公募等に関し元引受契約を締結する金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下同じ。）又は外国証券業者（以下「金融商品取引業者等」という。）である本所の現物取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する取引参加者をいう。以下同じ。）又はジャスダック取引参加者（同条第6項に規定する取引参加者をいう。以下同じ。）（以下「元引受取引参加者」という。）は、上場申請後（投資法人の設立の際に行われる公募にあつては、前条の規定による通知後）遅滞なく公募又は売出しの内容及び手続を記載した本所所定の「公募又は売出しの予定を記載した書面」を本所に提出するものとし、当該予定を記載した書面に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出しの予定を記載した書面」を提出するものとする。ただし、本所の取引参加者が当該上場前の公募等に関し元引受契約を締結しない場合においては、当該上場前の公募等に関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する金融商品取引業者等である本所の取引参加者を元引受取引参加者とみなしてこの規定を適用する（以下この規則において同じ。）。

- 2 本所が「公募又は売出しの予定を記載した書面」を検討し、当該予定書の内容を不相当と認めて、その変更を要請した場合には、上場申請銘柄の発行者及び元引受取引参加者は、その内容を改善し、かつ、改善後の「公募又は売出しの予定を記載した書面」を提出するものとする。

（上場前の公募等の手続）

第4条 上場前の公募等については、上場申請銘柄の発行者及び元引受取引参加者は、この規則の定めるところにより行う上場前の公募等に係る投資者の需要状況の調査（以下「ブック・ビルディング」という。）の手続きを行うものとする。

（公開価格の決定）

第5条 上場申請銘柄の発行者及び元引受取引参加者は、ブック・ビルディングにより把握した投資者の需要状況に基づき、上場日までの期間における有価証券の相場の変動により発生し得る危険及び需要見通し等を総合的に勘案して、上場前の公募等の価格（以下「公開価格」という。）を決定するものとする。

2 上場申請銘柄の発行者及び元引受取引参加者は、前項の規定により公開価格を決定した場合には、直ちに本所が適当と認める方法により当該公開価格及び決定の理由等を書面により公表するとともに、当該書面の写しを本所に提出するものとする。

（上場前の公募等に係る配分）

第6条 元引受取引参加者は、上場前の公募等に係る配分を不特定多数の者を対象に公正かつ公平に行うため、配分の方法及び配分に関する制限等に関する指針を策定するものとし、当該指針に基づき配分を行うものとする。

2 元引受取引参加者は、本所が適当と認める方法により前項に規定する指針を書面により公表するとともに、当該指針の内容を本所に通知するものとする。

（公募又は売出実施通知書等の提出）

第7条 元引受取引参加者は、上場前の公募等の申込期間終了後、遅滞なく当該上場前の公募等に係る公開価格の決定及び配分が適正に行われた旨を記載した本所所定の「公募又は売出実施通知書」を本所に提出するとともに、当該上場前の公募等の内容を上場申請銘柄の発行者に通知するものとする。

2 元引受取引参加者は、上場前の公募等の申込期間終了の日から5年間、当該上場前の公募等に係る不動産投資信託証券の取得者の住所、氏名及び受益権又は投資口の口数等についての記録を保存するものとし、当該

記録につき，本所が必要に応じて行う提出請求又は検査に応じなければならぬ。

(非取引参加者金融商品取引業者等による元引受契約等の締結の取扱い)

第8条 上場前の公募等について本所の取引参加者以外の金融商品取引業者等（以下「非取引参加者金融商品取引業者等」という。）が元引受契約又は募集若しくは売出しの取扱いを行うこととなる契約（本所の取引参加者が元引受契約を締結する場合には，元引受契約に限る。以下「元引受契約等」という。）を締結する場合には，当該上場前の公募等の公正を確保するため，上場申請銘柄の発行者は，当該非取引参加者金融商品取引業者等とこの規則の趣旨の遵守について本所が必要と認める事項を内容とする契約を締結するものとする。この場合において，当該契約を締結した上場申請銘柄の発行者は，当該契約の締結について本所が適当と認める書面を本所に提出するものとする。

(不適正な上場前の公募等に対する措置)

第9条 本所は，第7条第1項に規定する書類又は第7条第2項若しくは第13条第3項の規定により元引受取引参加者が提出した書類その他上場申請銘柄の発行者又は元引受取引参加者がこの規則に基づき本所に提出する書類の内容並びに上場前の公募等の実施状況等から，上場前の公募等が適正に行われていないと認められる場合には，上場申請の不受理又は受理の取消しその他必要な措置をとることができる。

(ブック・ビルディングの方法に関する指針の策定)

第10条 元引受取引参加者は，上場前の公募等に係る投資者の需要状況を適正に把握するため，ブック・ビルディングの方法に関する指針を策定するものとし，当該指針に基づきブック・ビルディングを行うものとする。

2 元引受取引参加者は、本所が適当と認める方法により前項に規定する指針を書面により公表するとともに、当該指針の内容を本所に通知するものとする。

(公開価格に係る仮条件の決定等)

第11条 上場申請銘柄の発行者及び元引受取引参加者は、ブック・ビルディングを行う場合には、上場申請銘柄の発行者の財政状態及び経営成績並びに有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者の意見その他の公開価格の決定に関し参考となる資料及び意見を総合的に勘案し、公開価格に係る仮条件（投資者の需要状況の調査を行うに際して投資者に提示する価格の範囲等をいう。）を決定するものとする。

2 元引受取引参加者は、前項の規定により公開価格に係る仮条件を決定した場合には、直ちに本所が適当と認める方法により当該仮条件及び決定の理由等を書面により公表するとともに、当該書面の写しを本所に提出するものとする。

(需要状況の調査に含めてはならない需要)

第12条 元引受取引参加者は、ブック・ビルディングにより把握すべき需要状況に、次の各号に掲げる需要その他の上場前の公募等における配分の対象とならないことが明らかに見込まれる需要を含めてはならない。

(1) 投資者の計算によらないことが明らかな需要

(2) 一の投資者の計算による需要が重複して取り扱われる場合の当該重複する需要

(需要状況の調査の記録の保存等)

第13条 元引受取引参加者は、上場前の公募等の申込期間終了の日から5年間、当該上場前の公募等に係るブック・ビルディングにより把握した需要状況についての記録を保存するものとする。

- 2 元引受取引参加者のうち主たるものは、上場前の公募等の申込期間終了の日から5年間、当該上場前の公募等に係るブック・ビルディングにより把握した需要状況すべてを集約した結果についての記録を保存するものとする。
- 3 元引受取引参加者は、前2項の記録につき、本所が必要に応じて行う提出請求又は検査に応じなければならない。

(不動産投資信託証券の発行に関する規制)

第14条 上場申請銘柄の発行者が、上場申請日の6か月前の日以後において、不動産投資信託証券を発行している場合には、当該上場申請銘柄の発行者は、当該不動産投資信託証券の割当を受けた者（信託設定時又は投資法人設立時の取得者を含む。以下同じ。）との間で、書面により当該不動産投資信託証券の継続所有、譲渡時及び本所からの当該所有状況に係る照会時の本所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を本所が定めるところにより提出するものとする。

- 2 上場申請銘柄の発行者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、本所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。

(所有に関する規制)

第15条 割当を受けた者が、前条第1項に規定する確約に基づく所有を現に行っていない場合には、本所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。ただし、本所が正当な理由があるものとして認める場合は、この限りでない。

- 2 上場申請銘柄の発行者は、割当を受けた者が前条第1項に規定する確約に定める期間内において当該不動産投資信託証券の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書面を本所に提出するものとし、当該書

面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

- 3 上場申請銘柄の発行者は、割当を受けた者の当該不動産投資信託証券の所有状況に関して本所から照会を受けた場合には、当該不動産投資信託証券の所有状況に係る報告を本所に行うものとする。

(不動産投資信託証券の発行の状況に関する記載)

第16条 上場申請銘柄の発行者は、上場申請日の6か月前の日から上場日の前日までの期間において不動産投資信託証券を発行している場合には、当該発行の状況を記載した書面を本所が定めるところにより提出するものとする。

(不動産投資信託証券の発行状況に関する記録の保存等)

第17条 上場申請銘柄の発行者は、上場日から5年間、前条の規定に基づき本所に提出した書面の記載内容についての記録を保存するものとする。この場合において、幹事金融商品取引業者（幹事である金融商品取引業者をいう。）である本所の取引参加者（以下「幹事取引参加者」という。）は、上場申請銘柄の発行者が当該記録を把握し、かつ、保存することが可能な状況にあることを確認するものとする。

- 2 上場申請銘柄の発行者は、前項の記録につき、本所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならない。
- 3 本所は、上場申請銘柄の発行者が前項の提出請求に応じない場合は、当該上場申請銘柄の発行者の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができる。
- 4 本所は、第2項の規定により提出された記録を検討した結果、前条の規定に基づく不動産投資信託証券の発行の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当該上場申請銘柄の発行者及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができる。

(委任規定)

第18条 この規則に定めのある事項並びにこの規則の解釈及び運用に関し必要な事項は、本所が規則により定める。

付 則

この規則は、平成15年12月18日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成17年1月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う上場申請銘柄の発行者から適用する。
- 2 この規則の施行日前に上場申請銘柄の発行者が不動産投資信託証券を発行している場合における当該不動産投資信託証券に係る第14条及び第15条の適用については、第14条第1項中「当該不動産投資信託証券の割当を受けた者（信託設定時又は投資法人設立時の取得者を含む。以下同じ。）」とあるのは、「平成17年1月1日現在における当該不動産投資信託証券の所有者（以下「不動産投資信託証券の所有者」という。）」と、第15条中「割当を受けた者」とあるのは「不動産投資信託証券の所有者」とする。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年2月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年6月12日から施行する。

付 則

この規則は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い

(目的)

第1条 この取扱いは、不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則（以下「不動産投信上場前公募等規則」という。）に基づき、本所が定める事項並びに不動産投信上場前公募等規則の解釈及び運用に関し、必要な事項を定める。

(公募又は売出実施通知書の作成の時期等)

第2条 不動産投信上場前公募等規則第7条第1項に規定する「遅滞なく」とは、原則として上場前の公募等の申込期間終了の日から起算して3日目の日までをいうものとする。

2 不動産投信上場前公募等規則第7条第1項に規定する「公募又は売出実施通知書」及び同条第2項の規定により本所に提出する書面は、名義のいかんを問わずその計算が実質的に帰属する者を対象として記載するものとする。

3 不動産投信上場前公募等規則第7条第1項に規定する「公募又は売出実施通知書」は、元引受取引参加者が2社以上ある場合には、当該元引受取引参加者のうち1社が代表して本所に提出することができるものとする。

(非取引参加者金融商品取引業者等の上場前の公募等の取扱い等)

第3条 不動産投信上場前公募等規則第8条に規定する「本所が適当と認める書面」とは、同条の規定により非取引参加者金融商品取引業者等との間に締結した契約を証する書面の写しをいうものとする。

(不適正な上場前の公募等に対する措置)

第4条 不動産投信上場前公募等規則第9条に規定する「その他必要な措置」には、同第6条第1項に定めるところによらない配分を行った場合の再配分の要請並びに上場前の公募等が適正に行われていないと認められるに至った経過及び改善措置を記載した報告書の提出の請求を含むものとする。

(需要状況の調査の記録の提出方法)

第5条 不動産投信上場前公募等規則第13条第3項の規定により本所に提出する書面は、名義のいかんを問わずその計算が実質的に帰属する者を対象として記載するものとする。

(不動産投資信託証券の発行に関する規制の取扱い)

第6条 不動産投信上場前公募等規則第14条第1項に規定する「不動産投資信託証券を発行している」かどうかの認定は、払込期日又は払込期間の最終日を基準として行うものとする。

2 不動産投信上場前公募等規則第14条第1項に規定する「当該不動産投資信託証券の継続所有、譲渡時及び本所からの当該所有状況に係る照会時の本所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項」とは、次の各号に掲げる事項をいうものとする。

(1) 割当を受けた者は、割当を受けた不動産投資信託証券（以下「割当不動産投資信託証券」という。）を、原則として、前項に規定する日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において前項に規定する日以後1年間を経過していない場合には、前項に規定する日以後1年間を経過する日）まで所有すること。この場合において、割当不動産投資信託証券のうち投資証券について投資口の分割が行われたときには、当該投資口の分割により取得した投資口（以下「取得投資口」という。）についても同日まで所有すること。

(2) 割当を受けた者は、割当不動産投資信託証券又は取得投資口の譲渡

を行う場合には、あらかじめ上場申請銘柄の発行者に書面により通知するとともに、事後において上場申請銘柄の発行者にその内容を報告すること。

(3) 上場申請銘柄の発行者は、割当を受けた者が割当不動産投資信託証券又は取得投資口の譲渡を行った場合には当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、受益権又は投資口の口数、日付、価格並びに理由その他必要な事項を記載した書面を、当該譲渡が上場申請日前に行われたときには上場申請のときに、上場申請日以後に行われたときには譲渡後直ちに、本所に提出すること。

(4) 上場申請銘柄の発行者は、割当不動産投資信託証券又は取得投資口の所有状況に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、必要に応じて割当を受けた者に対し割当不動産投資信託証券又は取得投資口の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく割当不動産投資信託証券又は取得投資口の所有状況を本所に報告すること。

(5) 割当を受けた者は、上場申請銘柄の発行者から前号に規定する割当不動産投資信託証券又は取得投資口の所有状況に係る確認を受けた場合には、直ちにその内容を上場申請銘柄の発行者に報告すること。

(6) 割当を受けた者は、不動産投信上場前公募等規則第14条第1項に規定する書面に記載する本項各号に掲げる内容及び割当不動産投資信託証券又は取得投資口の譲渡を行った場合には、その内容が、公衆縦覧に供されることに同意すること。

(7) その他本所が必要と認める事項

3 不動産投信上場前公募等規則第14条第1項に規定する「本所が定めるところにより」とは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場申請日前に同項の不動産投資信託証券の発行を行っている場合上場申請日に提出するものとする。

(2) 上場申請日以後に同項の不動産投資信託証券の発行を行っている場合当該不動産投資信託証券の発行後遅滞なく提出するものとする。た

だし、本所が上場を承認する日の前日を超えてはならない。

(所有に関する規制の取扱い)

第7条 不動産投信上場前公募等規則第15条第1項ただし書に規定する「本所が正当な理由があるものとして認める場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合であって、かつ、所有を行っていないことが適当であると認められるものをいうものとする。

(1) 割当を受けた者がその経営の著しい不振により割当不動産投資信託証券又は取得投資口の譲渡を行う場合

(2) その他社会通念上やむを得ないと認められる場合

2 不動産投信上場前公募等規則第15条第2項に規定する書面は、当該割当不動産投資信託証券又は取得投資口の譲渡が上場申請日前に行われた場合には上場申請日に、上場申請日以後に行われた場合には譲渡後直ちに、本所に提出するものとする。

3 不動産投信上場前公募等規則第15条第3項に規定する報告は、上場申請銘柄の発行者が必要に応じて割当を受けた者に対し割当不動産投資信託証券又は取得投資口の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく本所に報告するものとする。

4 上場申請銘柄の発行者は、上場不動産投資信託証券の発行者となった後においても、確約に定める期間内にあつては、不動産投信上場前公募等規則第15条第2項及び第3項の規定の適用を受けるものとする。

(不動産投資信託証券の発行の状況に関する記載の取扱い)

第8条 第6条第3項の規定は、不動産投信上場前公募等規則第16条の場合に準用する。

(不動産投資信託証券の発行の状況に関する記録の保存等の取扱い)

第9条 上場申請銘柄の発行者は、上場不動産投資信託証券の発行者となつ

た後においても，上場日から5年間は，不動産投信上場前公募等規則第17条の規定の適用を受けるものとする。

(上場前の公募等に関する解釈等)

第10条 上場前の公募等には，不動産投信上場前公募等規則第14条の規定の適用はないものとする。

2 不動産投信上場前公募等規則第14条から第17条までの規定は，名義のいかんを問わずその計算が実質的に帰属するものについて適用する。

付 則

1 この取扱いは，平成17年1月1日から施行し，同日以後に上場申請を行う上場申請銘柄の発行者から適用する。

2 この取扱いの施行日前に上場申請銘柄の発行者が不動産投資信託証券を発行している場合における当該不動産投資信託証券に係る第6条及び第7条の適用については，第6条第2項中「割当を受けた不動産投資信託証券」とあるのは「平成17年1月1日現在において所有している不動産投資信託証券のうち，上場申請日の6か月前の日以後において発行されたもの」と，「前項に規定する日から上場日以後6か月間を経過する日」とあるのは「平成17年1月1日から上場日以後6か月間を経過する日」と，第6条第2項及び第7条中「割当を受けた者」とあるのは「不動産投資信託証券の所有者」とする。

付 則

この取扱いは，平成18年5月1日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成19年9月30日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成21年6月12日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成25年1月1日から施行する。

カバードワラント上場契約書

カバードワラント上場契約書

平成 年 月 日

株式会社大阪証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地

会社名

代表者

役職

氏名（署名）

_____（以下「発行体」という。）は、その発行するカバードワラントを株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）に上場するについて、取引所が定めた次の事項を承諾します。

- 1 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程，有価証券上場規程，その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定（以下「諸規則等」という。）のうち，発行体及び上場されるカバードワラント（以下「上場カバードワラント」という。）に適用のあるすべての規定を遵守すること。
- 2 諸規則等に基づいて，取引所が行う上場カバードワラントに対する上場廃止，売買停止その他の措置に従うこと。
- 3 本契約から生じる又は上場カバードワラントに関して，取引所との間の一切の訴訟については，大阪地方裁判所のみをその管轄裁判所とすること。

- 4 今後、取引所にカバードワラントを上場するについても、この度上場するカバードワラントと同様に、前3項に定めるところに従うこと。

付 則

この契約書は、平成20年8月20日から施行する。

付 則

この契約書は、平成25年1月1日から施行する。

上場申請に係る宣誓書（カバードワラント）

上場申請に係る宣誓書
（カバードワラント）

平成 年 月 日

株式会社大阪証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地 _____

会社名 _____

代表者 _____

役職 _____

氏名（署名） _____

_____ は、株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）へのカバードワラントの上場申請に関し、次のとおり宣誓します。

- 1 上場申請及び上場審査において取引所に提出する書類に関し、必要となる内容を漏れなく記載してあり、かつ、記載した内容はすべて真実であります。
- 2 前項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行う一切の措置に異議を申し立てません。

付 則

この宣誓書は，平成20年8月20日から施行する。

付 則

この宣誓書は，平成25年1月1日から施行する。

カバードワラントに関する有価証券上場規程の特例の施行規則

(上場申請に関する事項)

- 第1条 新規上場申請者が上場カバードワラント発行者（カバードワラントに関する有価証券上場規程の特例（以下、「カバードワラント特例」という。）第10条第1項に規定する上場カバードワラント発行者をいう。）以外の者である場合は、当該新規上場申請者によるカバードワラント特例第3条に規定する上場申請は、本所がその都度定める日に行う。
- 2 カバードワラント特例第3条第2項第1号に規定する有価証券上場申請書には、銘柄毎に、銘柄名称、対象指標名、上場カバードワラント数、発行予定価格、プット・コール別、権利行使価格（上場申請日の対象指標の直近価格を用いて設定したもので、小数点以下2桁までとする。）、対象指標の価格、売買単位、権利行使日（売買期間（カバードワラント特例第6条第2号b(a)に規定する売買期間をいう。）の末日から起算して5日目（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）の日とする。）、売買期間の末日、カバードワラント付与率（1カバードワラントが表示する対象指標の保有数量）、償還金の計算方法及び本所が必要と認める事項を記載するものとする。
- 3 カバードワラント特例第3条第2項第1号及び同条第5項に規定する書類は、新規上場申請者が選定する代理人による署名で足りるものとし、代理人による署名とする場合は、新規上場申請者が当該代理人を選定する旨を証する書面の写しを添付するものとする。
- 4 カバードワラント特例第3条第2項第2号に規定する「本所が定める様式」とは、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第15条に掲げる区分に応じて同条に定める様式により作成するものとし、同府令第17条に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ

て同条に定める添付書類並びに監査報告書を添付するものとする。

- 5 カバードワラント特例第3条第2項第8号に規定する「保証会社」とは、新規上場申請者が発行するカバードワラントの償還債務について、債務保証を行う会社をいう。

第2条 削 除

(新規上場申請者に係る上場審査基準に関する事項)

第3条 カバードワラント特例第5条第1項第1号に規定する「純資産の額」とは、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記したときは、連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとし、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記していないときは、貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額又は結合貸借対照表に基づいて算定される純資産の額をいうものとする。ただし、自己株式がある場合であって、本所が適当と認めたときは、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額又は貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額若しくは結合貸借対照表に基づいて算定される純資産の額から当該自己株式の取得価額を減じた後の額をいうものとする。

- 2 前項の場合において、有価証券報告書等において本邦通貨換算後の純資産の額を記載している場合は、当該純資産の額を用いるものとし、本国通貨により純資産の額を記載している場合は、上場申請日における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値により本邦通貨への換算を行うものとする。

- 3 カバードワラント特例第5条第1項第2号に規定する「本所が定める基準」とは、信用格付業者等による短期社債に係る上位3番目までの格付とする。ただし、短期社債に係る格付を保有していない場合は長期社債に係る上位3番目までの格付とする。

4 カバードワラント特例第5条第1項第3号に規定する「適切な規制」とは、金融当局による財務の健全性に関する規制を受けていることを指すものとする。

5 株券上場審査基準の取扱い2(8)aの規定は、カバードワラント特例第5条第1項第4号aに規定する「虚偽記載」について、同取扱い2(8)c((b)を除く。)の規定は、カバードワラント特例第5条第1項第4号bに規定する「本所が適当と認める場合」について、それぞれ準用する。この場合において、同取扱い2(8)c(a)中「監査報告書」とあるのは「監査報告書(最近1年間に終了する計算期間の財務諸表等に添付されるものを除く。)」と読み替えるものとする。

(上場審査料に関する事項)

第4条 カバードワラント特例第5条第3項に規定する上場審査料は、新規上場申請者につき200万円とする。ただし、上場申請日において、新規上場申請者の発行しているカバードワラントが本所に上場している場合には、納入を要しない。

2 上場審査料の納入は、本邦通貨によるものとする。(この取扱いは、上場手数料及びT D n e t利用料の納入において同じ。)

(新規上場申請銘柄に係る上場審査基準に関する事項)

第5条 カバードワラント特例第6条第2号aに規定する金融指標において、新規上場申請者が、対象指標に上場有価証券の価格を選択する場合、上場申請日の前日において次の各号に該当する銘柄以外から選択すること。

(1) 開示注意銘柄、特設注意市場銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄

(2) 売買期間内に対象指標の上場有価証券の発行会社が被合併会社となる会社合併、対象指標の上場有価証券の発行会社が完全子会社と

なる株式交換，人的分割（吸収分割にあつては会社の分割と同時に吸収分割承継会社が吸収会社の株主に対し剰余金の配当を行う分割を，新設分割にあつては会社の分割と同時に新設分割設立会社が新設分割会社の株主に対し剰余金の配当を行う分割をいう。以下同じ。），株式分割，株式無償割当て，株式併合又は株式移転の予定が公表されている銘柄

(3) 有価証券を上場する金融商品取引所が貸借銘柄に選定していない銘柄

(4) 有価証券を上場している金融商品取引所の業務規程に定める指定証券金融会社が，貸借取引の新規申込を停止している銘柄

(5) 前各号のほか，公益又は投資者保護のため，対象指標である上場有価証券として本所が不適當と認める銘柄

2 上場申請日以後上場日までに，新しく前項に該当することとなった銘柄は，新規上場申請の受理又は上場承認を取り消すものとする。

3 カバードワラント特例第6条第2号b(a)に規定する「権利行使日」とは，権利行使日繰上げ価格が設定されているカバードワラントにあつては，上場時の当初設定日をいう。

4 カバードワラント特例第6条第2号b(d)及び(f)に規定する「償還金」とは，カバードワラント保有者が，権利行使価格と最終参照価格（新規上場申請者が事前に定める方法により算出された決済価格をいい，小数点以下2桁までとする。以下同じ。）との差額として受領する金銭をいうものとする。ただし，同特例第15条第1号以外の事由による上場廃止により当初の売買期間の末日を変更する場合は，新規上場申請者がその都度定める計算方法に基づいて算出されるものとする。

5 カバードワラント特例第6条第2号dに規定する「時価総額」とは，上場申請日における発行予定価格に上場する見込みのカバードワラント数を乗じたものとする。

6 カバードワラント特例第6条第2号eに規定する「指定振替機関」

とは、株式会社証券保管振替機構とする。

7 カバードワラント特例第6条第2号fに規定する「指定参加者」とは、新規上場申請者が発行するカバードワラントの円滑な流通の確保を図る現物取引参加者をいう。

(予備申請に関する事項)

第6条 第4条の規定は、カバードワラント特例第7条第3項に規定する予備審査料について準用する。この場合において、第4条中「新規上場申請者」とあるのは「予備申請を行う者」と、「上場申請日」とあるのは「上場予備申請の日」と読み替えるものとする。

(上場申請のための提出書類の公衆縦覧に関する事項)

第7条 カバードワラント特例第9条に規定する「本所が定める書類」とは、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) カバードワラント特例第3条第2項第3号に規定する書面
- (2) カバードワラント特例第3条第2項第4号に規定する書面の写し
- (3) カバードワラント特例第3条第2項第5号に規定する発行書類
- (4) カバードワラント特例第3条第2項第8号に規定する保証会社に係る書類
- (5) 前各号のほか、本所が必要と認める書類

(上場カバードワラント発行者が行う適時開示に関する事項)

第8条 カバードワラント特例第10条第1号1に規定する事項には、権利行使日繰上げ価格が設定されているカバードワラントにおける権利行使日の繰上げを決定した場合を含む。

2 カバードワラント特例第10条第2項に規定する「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示等規則」という。）及びその取扱いに定めるところに準じる」とは、原則として、

同規則第2条の2から第3条まで，第4条から第4条の3まで，第7条，第15条の2，第17条，第18条，第20条及び第21条並びに同取扱い1の2(1)に定めるところに準じるところをいうものとする。ただし，同規則第4条の3に規定する情報取扱責任者を設置する場合は，同規則第20条に規定する代理人を設置しないことができる。

(決定事項等に係る通知及び書類の提出等に係る事項)

第9条 カバードワラント特例第13条第1項に規定する通知は，上場カバードワラントの発行者又は保証会社の取締役会等における決議又は決定（取締役会で決議したこと（代表取締役の専決事項である場合にあっては，代表取締役が所要の手続きに従い決定したことをいい，委員会設置会社にあつては，執行役が決定したことを含む。）をいう。以下同じ。）を行った後，直ちに取締役会決議通知書（代表取締役又は執行役が決定した場合は，決定通知書とする。以下同じ。）を提出することにより行うものとする。

2 カバードワラント特例第13条第1項第1号に規定する書類の提出は，カバードワラント特例第10条第1項第1号aに係るカバードワラントの追加発行について決議又は決定を行った場合は，次の各号に掲げる書類を次の各号に定める時期までに提出するものとする。

(1) カバードワラントの追加発行日程表 確定後直ちに

(2) カバードワラントの発行書類 作成後直ちに

3 カバードワラント特例第13条第1項第1号に規定する書類の提出は，同特例第10条第1項第1号1に係るカバードワラントの権利行使日の繰上げを決定した場合は，カバードワラントの権利行使日の繰上げを決定したことを記載する書類を作成後直ちに提出するものとする。

4 カバードワラント特例第13条第1項第3号に規定する事項には，カバードワラント特例第4条第2項に規定する取引所規則の遵守に関する確認書を提出した代表者の異動を含むものとする。

- 5 第2項に規定する場合には、第10条第1項第2号c及び第11条第1項第2号cに規定する内閣総理大臣等の承認を受けた場合を含むものとし、当該場合には、当該内閣総理大臣等の承認に係る通知書の写しを受理後遅滞なく提出するものとする。
- 6 カバードワラント特例第13条第3項に規定する書面には、上場カバードワラント発行者の代表者による署名を要するものとする。
- 7 カバードワラント特例第13条第3項に規定する「理由」の記載に当たっては、有価証券報告書又は半期報告書の作成に関して上場カバードワラント発行者の代表者が確認した内容を記載するものとする。

(発行者による公表に関する事項)

第10条 カバードワラント特例第14条第1項に規定する本所が定める方法は、電磁的方法による公表とする。

(上場廃止基準に関する事項)

第11条 カバードワラント特例第15条第3号の基準については、次の各号のとおり取り扱うこととする。

(1) カバードワラント特例第15条第3号に規定する「上場カバードワラント発行者又は保証会社が法律の規定に基づく破産手続を必要とするに至った場合」とは、上場カバードワラント発行者又は保証会社が、法律に規定する破産手続の原因があることにより、破産手続を必要と判断した場合をいう。

(2) カバードワラント特例第15条第3号に規定する「これに準ずる状態になった場合」とは、上場カバードワラント発行者又は保証会社が債務超過又は支払不能に陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨について取締役会等における決議又は決定が行われた場合とする。この場合、当該上場カバードワラント発行者又は保証会社から、取締役会決議通知書に

よる報告を受けた日に同号に該当するものとして取り扱うものとする。

2 カバードワラント特例第15条第5号に規定する「本所が定めるコーポレート・アクション」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 1株につき1株以上の株式を無償で割り当てる場合又は1株につき1株以上の株式を受け取れる新株予約権を無償で割り当てる場合

(2) 会社の分割（人的分割に限る。）

(3) 対象指標の上場有価証券の発行会社が被合併会社となる会社合併及び対象指標の上場有価証券の発行会社が完全子会社となる株式交換又は株式移転

3 カバードワラント特例第15条第6号の基準について、上場有価証券の価格以外の金融指標を対象指標とする上場カバードワラントにおいては、対象指標の算出停止期間が一時的であると本所が認める場合は上場廃止を行わないものとする。

4 カバードワラント特例第15条第8号に規定する「上場契約について重大な違反を行った場合」については、株券上場廃止基準の取扱い1(11)（gを除く。）の規定を準用する。この場合において、同取扱い1(11)中「第12号」とあるのは「第15条第8号」と、同(11) f 中「適時開示等規則第2章」とあるのは「第10条及び第11条」と読み替えるものとする。

5 カバードワラント特例第15条第9号の基準については、次の各号のとおり取り扱うこととする。

(1) 株券上場審査基準の取扱い2(8) a の規定は、カバードワラント特例第15条第9号 a に規定する「虚偽記載」について準用する。

(2) カバードワラント特例第15条第9号 b に規定する「本所が別に定める場合」とは、天災地変等、上場カバードワラント発行者の責めに帰すべからざる事由によるものである場合をいうものとする。

(上場廃止日の取扱いに関する事項)

第12条 上場カバードワラント特例第17条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) カバードワラント特例第15条第1号に該当することとなる銘柄
売買期間の末日の翌日とする（権利行使日繰上げに伴う売買期間の末日の繰上げが行われた場合は、速やかに上場を廃止する必要があるものとし、金融商品取引所等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第54号）第72条第3項第4号の規定に基づく手続きを行う。）。
- (2) カバードワラント特例第15条第4号に該当することとなる銘柄
対象指標の上場有価証券の上場廃止日
- (3) カバードワラント特例第15条第5号に該当することとなる銘柄
当該コーポレート・アクションの効力発生日を上場廃止日とする。
ただし、当該コーポレート・アクションに伴って対象指標の上場有価証券が上場廃止となる場合は、当該上場廃止日の4日前の日
- (4) カバードワラント特例第15条第6号に該当することとなる銘柄
当該対象指標となる金融指標が算出停止となる日の3日前の日
- (5) カバードワラント特例第15条第10号に該当することとなった銘柄
指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務における取扱いの対象とならないこととなる日から起算して4日前の日
- (6) カバードワラント特例第15条第11号のうち、カバードワラントの不正発行を行った場合に該当する銘柄
上場廃止の決定後遅滞なく
- (7) カバードワラント特例第15条第11号に該当することとなった銘柄
(前号に該当する場合を除く。)
本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日までの範囲内の日で、その都度決定する日
- (8) 前各号に掲げる銘柄以外の銘柄

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

- 2 権利行使を行う銘柄については、前項各号に規定する上場廃止日から起算して4日目の日を権利行使日とする。

(上場手数料に関する事項)

第13条 上場カバードワラント特例第18条に規定する上場手数料は、1銘柄あたり60万円とする。

- 2 前項の上場手数料は、上場日を含む月の翌月の末日までに、本所が定める方法により、納入するものとする。

(T D n e t 利用料)

第14条 上場カバードワラント特例第19条に規定するT D n e t 利用料は年額8万9,250円とし、2月末日及び8月末日に分けて納入するものとする。

- 2 前項に規定するT D n e t 利用料について、2月末日に納入するT D n e t 利用料は4月から9月までの期間に対応することとし、8月末日に納入するT D n e t 利用料は10月から翌年の3月までの期間に対応するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、カバードワラントが本所に上場していない新規上場申請者に係るT D n e t 利用料については、新たに上場するカバードワラントの新規上場日の属する月の翌月末日までに、次の各号に定める区分に従い、次の各号に定めるT D n e t 利用料を納入するものとする。

(1) カバードワラントが本所に上場していない新規上場申請者のカバードワラントが、1月1日から3月末日又は7月1日から9月末日までの間に上場された場合

T D n e t 利用料の 4 分の 3

- (2) カバードワラントが本所に上場していない新規上場申請者のカバードワラントが，4月1日から6月末日又は10月1日から12月末日までの間に上場された場合

T D n e t 利用料の 4 分の 1

- 4 本所は，すべての上場カバードワラントが上場廃止となった上場カバードワラント発行者の T D n e t 利用料について，次の各号に定める区分に従い，次の各号に定める金額を超過支払金額として返還するものとする。

- (1) 1月1日から3月末日又は7月1日から9月末日までにすべての上場カバードワラントが上場廃止となった上場カバードワラント発行者

T D n e t 利用料の 4 分の 1（2月末日又は8月末日において4月から9月まで又は10月から翌年3月までの期間に対応する T D n e t 利用料が納入されている場合にあっては，T D n e t 利用料の 4 分の 3）

- (2) 4月1日から6月末日又は10月1日から12月末日までにすべての上場カバードワラントが上場廃止となった上場カバードワラント発行者

T D n e t 利用料の 4 分の 1

付 則

- 1 この規則は，平成20年8月20日から施行する。
- 2 上場カバードワラント特例第18条に規定する上場手数料は，当分の間，第13条第1項の規定にかかわらず1銘柄あたり20万円とする。

付 則

この規則は，平成21年2月2日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年12月30日から施行する。

付 則

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

付 則

(施行日等)

第1条 この施行規則は、平成22年9月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の平成20年8月20日改正付則第2項の規定は、平成23年1月4日から施行する。

(早期参入報奨金)

第2条 カバードワラント取引を開始する又は開始した旨を平成22年12月30日までに表明した取引参加者（以下「対象取引参加者」という。）に対し、各対象取引参加者の毎月のカバードワラント売買代金（カバードワラントに係る売買立会による売買（過誤訂正のための売買を含む。）の市場内における売付代金及び買付代金の合計額をいう。以下同じ。）に応じて早期参入報奨金を支払う。

2 取引参加者は、カバードワラント取引を開始する又は開始した旨を表明しようとする場合は、本所の定める様式により作成した書面を本所に提出するものとし、当該書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

3 対象取引参加者が、取引資格喪失申請を行い、その取引資格喪失と同時に、取引資格を取得する者又は取引参加者に合併され、分割によりカバードワラントに係る事業を承継させ若しくはカバードワラントに係る事業を譲渡する等の場合には、当該取引資格を取得する者又は取引参加者を対象取引参加者とみなす。

(早期参入報奨金の金額)

第3条 早期参入報奨金は、平成23年1月から平成24年12月までの各月の対象取引参加者におけるカバードワラント売買代金に万分の100を

乗じた金額とする。

2 前項の規定にかかわらず、前項の計算方法により算出した早期参入報奨金の合計額が当月におけるカバードワラントに係る上場手数料の合計額を超える場合は、当月におけるカバードワラントに係る上場手数料の合計額を本所が各対象取引参加者へ支払う早期参入報奨金の合計額の上限とする。この場合の本所が各対象取引参加者へ支払う早期参入報奨金の金額は、当月におけるカバードワラントに係る上場手数料の合計額に当月における全対象取引参加者のカバードワラント売買代金に占める各対象取引参加者のカバードワラント売買代金の比率を乗じて算出した額とする。

3 前項の当月におけるカバードワラントに係る上場手数料の合計額は、1銘柄あたり3万円を差し引いて算出する。

(指定参加者の取扱い)

第4条 指定参加者は、全ての銘柄において早期参入報奨金支払いの対象外とする。

2 対象取引参加者が新たに指定参加者となった場合には、指定参加者となった月より早期参入報奨金支払いの対象外とする。

付 則

この規則は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成23年3月31日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

種類株上場契約書

種類株上場契約書

平成 年 月 日

株式会社大阪証券取引所

代表取締役社長 殿

本店所在地 _____

会 社 名 _____ 印

代表者の役職 氏名 _____ 印

_____（以下「会社」という。）は、その発行する種類株を上場するについて、株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）が定めた次の事項を承諾します。

- 1 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程，有価証券上場規程，その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定（以下「諸規則等」という。）のうち，会社及び上場される種類株（以下「上場種類株」という。）に適用のあるすべての規定を遵守すること。
- 2 諸規則等に基づいて，取引所が行う上場種類株に対する上場廃止，売買停止その他の措置に従うこと。

付 則

この契約書は，平成22年4月1日から施行する。

付 則

この契約書は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この契約書は、平成25年1月1日から施行する。

種類株に関する J A S D A Q における有価証券上場規程の特 例の取扱い

1 第 2 条（上場申請）関係

- (1) 第 1 項第 2 号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は，企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和 48 年大蔵省令第 5 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する「第 2 号様式」，同第 9 条の 3 第 4 項に規定する「第 2 号の 2 様式」又は同第 9 条の 4 第 1 項に規定する「第 2 号の 3 様式」に準じて記載するものとする。
- (2) 第 1 項第 5 号に規定する書類には，最近 2 年間に終了する各事業年度の法人税確定申告書の写しを含むものとする。
- (3) 第 4 項に規定するコーポレート・ガバナンスに関する事項についての報告書については，対象子会社につき，J A S D A Q における有価証券上場規程に関する取扱要領（以下「J Q 有価証券上場規程取扱要領」という。）21 に準じて取り扱う。

2 第 3 条（上場審査及び上場審査基準）関係

- (1) 第 2 項第 1 号 b に規定する「上場申請銘柄の発行者が当該銘柄に係る剰余金の配当を行うに足りる利益を計上する見込み」については，上場申請日の直前事業年度の末日後 2 か年間の予想利益及び上場申請日の直前事業年度の末日における分配可能額について審査するものとする。
- (2) 第 2 項第 1 号 c に規定する「種類株の性格，特性及び企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること」の審査は，「上場申請のための有価証券報告書」が法令等に準じて作成されており，かつ，株式の内容，配当政策，種類株の発行者

及びその企業グループの財政状態及び経営成績，役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等，投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項（発行者が取得できる旨の定めがある場合にあっては，当該取得についての方針を含む。）が分かりやすく記載されているかどうかを確認することにより行うものとする。

(3) 削除

(4) 第2項第2号cに規定する指定振替機関として本所が指定するものは，株式会社証券保管振替機構とする。

(5) J Q有価証券上場規程取扱要領13(8)の規定は，第2項第2号dの場合について準用する。

3 第5条（上場申請のための提出書類の公衆縦覧）関係

第5条に規定する本所が必要と認める書類は，上場申請のための有価証券報告書をいうものとする。

3の2 第6条（会社情報の開示）関係

(1) 第3項，第4項（第1号又は第2号に該当する場合に限る。）及び第6項の規定に基づき開示すべき内容について，上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い（以下「適時開示等規則取扱い」という。）1の2(1)に準じて取り扱う。

(2) 第4項に規定する「当該上場子会社連動配当株の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定めるもの」若しくは「当該上場子会社連動配当株の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定めるもの」又は第6項に規定する「当該上場子会社連動配当株の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定めるもの」に該当するか否かについては，当該対象子会

社又はその連結子会社につき，適時開示等規則取扱い1又は2に準じて取り扱う。

- (3) 第5項の規定に基づく開示については，対象子会社につき，適時開示等規則取扱い2の5（(1) b及びcを除く。）に準じて取り扱う。

3の3 第6条の2（コーポレート・ガバナンスに関する報告書） 第2項関係

適時開示等規則取扱い4の3の規定は，第2項に規定する「本所が定める事項」について準用する。

4 第7条（上場廃止基準）関係

- (1) 第2項第1号に規定する種類株に係る株主数の取扱いは，次のとおりとする。

a 種類株に係る株主数の審査は，適時開示等規則取扱い14(1)の規定により上場会社から提出される種類株の分布状況表等に基づいて行うものとする。

b J Q有価証券上場規程取扱要領43(1) kに規定する株主数の算定の取扱いは，上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は基準日等（同43(1) kに規定する基準日等をいう。）の後2か月以内に，株主又は特定金銭信託の委託者等について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには，第1号（同号ただし書を除く。）に規定する種類株に係る株主数の算定について準用する。

c 「1か年を経過した時に150人に達していないとき」とは，審査対象事業年度の末日の翌日から開始する事業年度に係る事業年度の末日（事業年度の末日の変更により当該事業年度の末日が当該種類株の発行者の事業年度の末日に当たらない

ときは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日の後最初に到来する事業年度の末日。以下この(1)において「猶予期間の最終日」という。)までの期間(以下この(1)において「猶予期間」という。)において当該人数に達していないときをいうものとする(猶予期間の最終日現在の上場株式数を基準とする。)

d J Q有価証券上場規程取扱要領43(1) l 及びmに規定する猶予期間内又は猶予期間経過後に株式の分割等を行った場合の株主数の取扱いは、第2項第2号ただし書の場合について準用する。

e ただし書の規定は、猶予期間経過後3か月以内に公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行った上場会社であって、当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したものについて適用するものとし、上場会社が本所に提出した本所所定の「株式の分布状況表」に記載された株主数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る株主数(数量制限付分売については、本所が認めた人数)を加算した株主数を猶予期間の最終日における株主数とみなすものとする。この場合において、猶予期間の最終日における上場株式数に当該公募に係る株式数を加算した株式数を、猶予期間の最終日における上場株式数とみなすものとする。

(2) 種類株の全部が発行者に取得されたときは、第2項第2号に規定する「存続期間が満了となる」ものとして取り扱う。

(3) 第2項第3号に規定する売買高の取扱いは、次のとおりとする。

a 第3号の規定は、上場後1年未満の銘柄については、適用しない。

(注) 「上場後1年」の計算に当たり、上場日が休業日のため月の初日にならなかった場合には、当該月の初日に上場されたものとみなして計算する。

b 売買高の審査については、当分の間、12月末日に行うものとする。

c 「最近1年間の月平均売買高」とは、前bによる審査のときからさかのぼって1年間における当該銘柄の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。

(4) 第1項及び第2項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。

a 第1項(第2号を除く。)又は第2項(第2号を除く。)に該当することとなった銘柄については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間(休業日を除外する。)を経過した日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

b 第1項第2号に該当することとなった銘柄については、当該銘柄の発行者が発行する株券の上場廃止日と同日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

c 第2項第2号に該当することとなった銘柄については、存続期間満了の日から起算して3日前(休業日を除外する。)の日

d 第2項第6号の2に該当することとなった銘柄については、株式の取得がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(5) JQ有価証券上場規程取扱要領13(8)及び同43(13)bの規定は、第2項第5号の場合について準用する。

5 第8条（上場手数料及び年賦課金）関係

第8条に規定する「本所が定める上場手数料及び年賦課金」は、次のとおりとする。

(1) 上場手数料

a 金額

200万円

b 支払期日

上場手数料は、当該銘柄の上場日の属する月の翌月末までに納入するものとする。

(2) 年賦課金

a 金額（年額）

(a) 次のイからへまでに掲げる上場株式数の区分に従い、当該区分に定める額とする。

イ 上場株式数が1万単元未満の場合

72万円

ロ 上場株式数が1万単元以上3万単元未満の場合

84万円

ハ 上場株式数が3万単元以上5万単元未満の場合

96万円

ニ 上場株式数が5万単元以上7万単元未満の場合

108万円

ホ 上場株式数が7万単元以上9万単元未満の場合

120万円

へ 上場株式数が9万単元以上の場合

132万円

(b) 年賦課金の計算における上場株式数は、各銘柄ごとに前年の12月末日現在における上場株式数を基準とする。

(c) 6月末日以前に上場された銘柄のその年の年賦課金につ

いては、上場日現在の上場株式数を基準として計算するものとし、その半額（2月末日納入分）を免除する。

(d) 7月1日以後に上場された銘柄のその年の年賦課金は免除する。

(e) 6月末日以前に上場廃止された銘柄のその年の年賦課金については、その半額（8月末日納入分）を免除する。

(f) 第7条第1項第2号に該当し上場廃止された銘柄の年賦課金については、同号に該当することとなった日以降に到来する納入期の納入分を、JQ有価証券上場規程第46条の規定により普通株とともに上場廃止された銘柄の年賦課金については、同条の規定による上場廃止の日以降に到来する納入期の納入分を、それぞれ免除することができるものとする。

b 支払期日

年賦課金は、年2回に分けて、2月末日及び8月末日に、半額ずつを納入するものとする。

6 第9条（有価証券上場規程の読替え）関係

第9条の規定により種類株について読み替えて適用するJQ有価証券上場規程第6条第1項に規定する本所が定める金額は、JQ有価証券上場規程取扱要領12(1)に定めるところによるものとする。

付 則

この取扱いは、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成22年6月30日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成23年1月31日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成25年1月1日から施行する。

株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援する会社が発行する株券に関する有価証券上場規程及びJASDAQにおける有価証券上場規程の特例の取扱い

1 第2条（上場株券の市場第一部銘柄指定基準の特例）関係

第2条の適用を受ける上場会社については、上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(7)及び(9)の規定を準用する。

2 第3条（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例）関係

第3条の適用を受ける上場会社が発行する株券については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(5)の規定は、第3条の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1(5)cの規定の適用については、次のとおりとする。

c 第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号に規定する「本所が相当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。

(a) 次の(b)の規定は、第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号本文に規定する「本所が相当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「1か年以内(d)に掲げる事項を行う場合」にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5か年以内に開

始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）」とあるのは「1か年以内（当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）」と、「買取決定等があったことを証する書面」とあるのは「再生支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イ(イ)から(ハ)までの規定は適用しない

(b) 第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号ただし書に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度，連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において，再建計画（第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号ただし書に規定する「1か年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては，当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし，上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書面に基づき行うものとする。

イ 次の(イ)から(ニ)までに掲げる場合の区分に従い，当該(イ)から(ニ)までに定める書面

(イ) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が，再生計画又は更生計画として裁判所の認

可を得ているものであることを証する書面

- (ロ) 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

- (ハ) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

- (ニ) 地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行う場合

地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等があったことを証する書面

- ロ 第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号ただし書に規定する「1か年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第1号a eに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

- (2) 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(6)の規定の適用については、eを次のとおりとする。

e 上場会社が第5号に該当した場合には、審査対象事業年度の末

日の翌月から起算して5か月目の月の初日（第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号本文かつこ書に該当した場合にあっては、買取決定等が行われないことを本所が確認した日の属する月の翌月から起算して2か月目の月の初日）に指定替えを行う。

3 第4条（株券上場廃止基準等の特例）関係

(1) 株券上場廃止基準の取扱い1(5)の規定は、第4条第1項の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同1(5)dの規定の適用については、次のとおりとする。

d 第4条第1項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号に規定する「本所が相当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。

(a) 次の(b)の規定は、第4条第1項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文に規定する「本所が相当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「1か年以内(dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）」とあるのは「1か年以内（当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）」と、「買取決定等があったことを証する書面」とあるのは「再生支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イ(イ)から(ハ)までの規定は適用しない。

(b) 第4条第1項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書に規定する「本所が相当と認める

場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第4条第1項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書に規定する「1か年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書面に基づき行う。

イ 次の(イ)から(ニ)までに掲げる場合の区分に従い、当該(イ)から(ニ)までに定める書面

(イ) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(ロ) 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(ハ) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(ニ) 地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行う場合

地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等があったことを証する書面

ロ 第4条第1項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書に規定する「1か年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては，当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画の前提となった重要な事項等が，上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第1号a eに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) JASDAQにおける有価証券上場規程に関する取扱要領43(3)の規定は，第4条第2項又は第3項の規定の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において，同取扱要領43(3) dの規定の適用については，次のとおりとする。

d 第4条第2項又は第3項において読み替えて適用するJQ有価証券上場規程第47条第1項第3号に規定する「本所が相当と認める場合」に適合するかどうかの審査は，次の(a)及び(b)に定めるところによる。

(a) 次の(b)の規定は，第4条第2項又は第3項において読み替えて適用するJQ有価証券上場規程第47条第1項第3号に規定する「本所が相当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において，「1か年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては，当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5か年以内に開始する事

業年度の末日以前に終了するときに限る。)」とあるのは「1か年以内（当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定の日から5か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）」と、「買取決定等があったことを証する書面」とあるのは「再生支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イ(イ)から(ハ)までの規定は適用しない。

(b) 第4条第2項又は第3項において読み替えて適用するJQ有価証券上場規程第47条第1項第3号に規定する「本所が相当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第4条第2項又は第3項において読み替えて適用するJQ有価証券上場規程第47条第1項第3号に規定する「1か年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書面に基づき行う。

イ 次の(イ)から(ニ)までに掲げる場合の区分に従い、当該(イ)から(ニ)までに定める書面

(イ) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(ロ) 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活

法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(ハ) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(ニ) 地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行う場合

地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等があったことを証する書面

ロ 第4条第2項又は第3項において読み替えて適用するJQ有価証券上場規程第47条第1項第3号に規定する「1か年以内(dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第1号a eに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

4 第5条(監理銘柄及び整理銘柄の指定の特例)関係

監理銘柄及び整理銘柄に関する規則にかかわらず、被支援会社である上場会社の発行する株券についての監理銘柄の指定については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 株券上場廃止基準第3条の4関係

a 本所は、被支援会社である上場会社の発行する株券が次の(a)から(c)までのいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(a)に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、(b)又は(c)に該当する場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(a) 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第7条第1号a(i)の2、(k)、(l)、(o)又は(q)のいずれかに該当するとき。

(b) 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第7条第1号a(a)から(i)まで、(j)、(l)の2から(n)の4まで又は(p)のいずれかに該当するとき（(e)にあっては、「株券上場廃止基準第2条第1項第5号」とあるのは「第4条第1項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号」と読み替える。）。

(c) 被支援会社である上場会社（当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われているものを除く。）が第4条第1項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文（カッコ書を除く。）に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、当該上場会社が1か年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（第4条第1項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文に規定する「本所が適当と認める場合」に限る。この場合における「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、前3(1)において読み替えて適用する株券上場廃止基準の取扱い1(5)d(a)の規定に基づき行うものとする。）であって、かつ、地域経済活性化支援機構により当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われるかどうかを確認できないとき。

b 前aの場合における監理銘柄への指定期間は、次の(a)又は(b)に定める日から本所が当該上場株券を上場廃止するかどうかを認定した日までとする。

(a) 前 a (a)又は(b)の場合

監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第8条第1項第1号 a

(a)から(e)までに定める日

(b) 前 a (c)の場合

本所が必要と認めた日

c 前 b の場合において、本所は、本所が必要と認めるときは、監理銘柄への指定期間の始期については、次の(a)又は(b)に定める時とし、監理銘柄への指定期間の終期については、前 b において監理銘柄への指定期間の最終日として規定する日の本所がその都度定める時とすることができるものとする。

(a) a (a)又は(b)の場合

監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第8条第2項各号に定める時

(b) a (c)の場合

本所がその都度定める時

(2) J Q 有価証券上場規程第48条関係

a 本所は、被支援会社である上場会社の発行する株券が次の(a)から(c)までのいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(a)に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、(b)又は(c)に該当する場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(a) 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第7条第1号の2 a (k), (m), (n), (u)又は(w)のいずれかに該当するとき。

(b) 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第7条第1号の2 a (a)から(j)まで、(o), (o)から(t)まで、(v)又は(x)のいずれかに該当するとき（(c)にあつては、「第47条第1項第3号」とあるのは「第4条第2項において読み替えて適用するJ Q有価証券上場規程第47条第1項第3号」と読み替える。）。

- (c) 被支援会社である上場会社（当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われているものを除く。）が第4条第2項において読み替えて適用するJQ有価証券上場規程第47条第1項第3号（カッコ書を除く。）に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、当該上場会社が1か年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（第4条第2項において読み替えて適用するJQ有価証券上場規程第47条第1項第3号に規定する「本所が適当と認める場合」に限る。この場合における「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、3(2)において読み替えて適用する同規程の取扱い43(3)d(a)の規定に基づき行うものとする。）であって、かつ、地域経済活性化支援機構により当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われるかどうかを確認できないとき。
- b 前aの場合における監理銘柄への指定期間は、次の(a)又は(b)に定める日から本所が当該上場株券を上場廃止するかどうかを認定した日までとする。
- (a) 前a(a)又は(b)の場合
監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第8条第1項第1号の2
a(a)から(i)までに定める日
- (b) 前a(c)の場合
本所が必要と認めた日
- c 前bの場合において、本所は、本所が必要と認めるときは、監理銘柄への指定期間の始期については、次の(a)又は(b)に定める時とし、監理銘柄への指定期間の終期については、前bにおいて監理銘柄への指定期間の最終日として規定する日の本所がその都度定める時とすることができるものとする。
- (a) a(a)又は(b)の場合
監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第8条第2項各号に定め

る時

(b) a (c) の場合

本所がその都度定める時

付 則

この取扱いは、平成21年11月9日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成24年5月28日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成25年1月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成25年3月28日から施行する。

東日本大震災による被災企業及び被災地域の復興支援等に向けた有価証券
上場規程及びJASDAQにおける有価証券上場規程の特例の取扱

い

1 第2条（上場手数料及び年賦課金の特例）関係

- (1) 第1項に規定する「本所が定める地域」とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県とする。
- (2) 第1項に規定する「本所が定める期間」とは、原則としてこの取扱いの施行日から1か年以内とする。

2 第4条（株券上場審査基準等の特例）関係

第4条の規定の適用を受ける新規上場申請者については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 市場第一部及び市場第二部

株券上場審査基準の取扱い2(8)の規定の適用については、同d中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合及び監査報告書又は四半期レビュー報告書において、東日本大震災に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

(2) JASDAQ

JASDAQにおける有価証券上場規程に関する取扱要領13(5)の規定の適用については、同b中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合及び監査報告書又は四半期レビュー報告書において、東日本大震災に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

3 第5条（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例）関係

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(5)（同1(5) cを除く。）の規定は、第5条の規定の適用を受ける上場会社について準用する。この場合において、上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(5) a及びb並びに(6) e中「第5号」とあるのは「東日本大震災による被災企業及び被災地域の復興支援等に向けた有価証券上場規程及びJASDAQにおける有価証券上場規程の特例第5条において読み替えて適用する指定替え基準第2条第5号」と、上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(5) d中「第5号ただし書」とあるのは「東日本大震災による被災企業及び被災地域の復興支援等に向けた有価証券上場規程及びJASDAQにおける有価証券上場規程の特例第5条において読み替えて適用する指定替え基準第2条第5号」と読み替える。

4 第6条（株券上場廃止基準等の特例）関係

(1) 第1項の適用を受ける上場会社については、次のとおり取り扱うものとする。

a 株券上場廃止基準の取扱い1(5)の規定は、第1項の規定の適用を受ける上場会社について準用する。この場合において、株券上場廃止基準の取扱い1(5)中「第5号」とあるのは「東日本大震災による被災企業及び被災地域の復興支援等に向けた有価証券上場規程及びJASDAQにおける有価証券上場規程の特例第6条第1項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号」と、同1(5) c中「1か年」とあるのは「2か年」と読み替える。

b 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第7条の規定の適用につ

いては、同条第1号a(e)中「株券上場廃止基準第2条第1項第5号」とあるのは「東日本大震災による被災企業及び被災地域の復興支援等に向けた有価証券上場規程及びJASDAQにおける有価証券上場規程の特例第6条第1項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号」とする。

(2) 第2項の適用を受ける上場会社については、次のとおり取り扱うものとする。

a JASDAQにおける有価証券上場規程に関する取扱要領43(3)の規定は、第2項の規定の適用を受ける上場会社について準用する。この場合において、JASDAQにおける有価証券上場規程に関する取扱要領43(3)中「第3号」とあるのは「東日本大震災による被災企業及び被災地域の復興支援等に向けた有価証券上場規程及びJASDAQにおける有価証券上場規程の特例第6条第2項において読み替えて適用するJQ有価証券上場規程第47条第1項第3号」と、43(3)c中「1か年」とあるのは「2か年」と読み替える。

b 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第7条の規定の適用については、同条第1号の2a(c)中「JQ有価証券上場規程第47条第1項第3号」とあるのは「東日本大震災による被災企業及び被災地域の復興支援等に向けた有価証券上場規程及びJASDAQにおける有価証券上場規程の特例第6条第2項において読み替えて適用するJQ有価証券上場規程第47条第1項第3号」とする。

付 則

この取扱いは、平成23年6月10日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成25年1月1日から施行する。

委託保証金及び証拠金の代用有価証券からの除外について

1 国内の金融商品取引所に上場されている株券（優先出資証券，投資信託受益証券及び投資証券を含む。）が，その上場されている国内のすべての金融商品取引所において当該金融商品取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合（次の各号に掲げる場合を除く。）には，該当した日の翌日（休業日（業務規程第3条第1項に規定する休業日をいい，同条第2項に規定する臨時休業日を含む。）に当たるときは，順次繰り下げる。）から，当該株券及び当該株券（当該投資信託受益証券を除く。）の発行者の発行する社債券を，発行日取引に係る委託保証金，信用取引に係る委託保証金，先物・オプション取引に係る証拠金及び取引所FX取引に係る証拠金の代用有価証券から除外する。

(1) 当該株券の発行者が株式交換又は株式移転により国内の金融商品取引所の上場会社の完全子会社となる場合

(2) 当該株券の発行者が国内の金融商品取引所の上場会社に吸収合併される場合

(3) その他当該株券が上場廃止となる場合であって，当該株券と引換えに交付される株券が国内の金融商品取引所に速やかに上場される見込みがあるとき。

2 前項の規定は，委託保証金並びに先物・オプション取引及び取引所FX取引に係る証拠金の代用有価証券である債券の発行者が当該債券の期限の利益を喪失した場合の当該債券について準用する。

（注）この規則における用語の意義は，先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則及び取引所外国為替証拠金取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則において定めるところによる。

付 則

この規定は、本所が定める日から施行する。

(注)「本所が定める日」は平成12年10月30日

付 則

この規則は、平成15年1月14日から施行する。

付 則

この規則は、本所が定める日から施行する。

付 則

この規則は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年6月16日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

退職給付会計基準の適用等に関する有価証券上場規程に関する取扱要領 の特例

この特例は、新規上場申請者又は上場会社（外国会社を除く。以下同じ。）が、平成10年6月16日付で企業会計審議会により公表された退職給付に係る会計基準（以下「退職給付会計基準」という。）の適用を受ける場合等について、有価証券上場規程に関する取扱要領の特例を規定する。

1 退職給付会計基準の適用により生じる会計基準変更時差異に関する 取扱いの特例

(1) 有価証券上場規程第3条（新規上場申請手続）第2項関係及び同 第13条（市場第二部銘柄の市場第一部銘柄への指定等）関係

新規上場又は市場第一部銘柄の指定に係る審査に当たって、次の(2)の規定の適用を受けようとする新規上場申請者又は上場会社は、有価証券上場規程第3条第2項第11号又は第13条第3項に規定する「本所が必要と認める書類」として、有価証券上場規程に関する取扱要領3(7)又は16(1)に定める書類のほか、次の(2)の規定に基づき算定した純資産の額及びその算定の過程を記載した書面を提出するものとする。この場合において、当該純資産の額が適正に算定されていることについて、公認会計士又は監査法人により確認を受けていることを証することを要するものとする。

(2) 株券上場審査基準第4条（上場審査基準）第1項関係及び上場株 券の市場第一部銘柄指定基準第3条（指定基準）関係

退職給付会計基準の適用により会計基準変更時差異（費用の減額処理が行われるべきものを除く。）が発生した新規上場申請者又は上場会社に対する株券上場審査基準第4条第1項第5号及び第6号又

は上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第5号及び第6号の規定の適用に当たっては、株券上場審査基準の取扱い2(5)aに規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額及び同bに規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額について、会計基準変更時差異未処理額（会計基準変更時差異から直前事業年度以前の事業年度において費用処理された額を控除した額をいう。）を控除したうえで税効果相当額を加算するとともに、同取扱い2(6)bに規定する連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額及び同cに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、審査対象事業年度において会計基準変更時差異として費用処理された額を加算することができるものとする。

- 2 退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている場合における影響額に関する取扱いの特例（株券上場審査基準第4条（上場審査基準）第1項関係及び上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条（指定基準）関係）

退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度（平成10年6月以後に終了する事業年度に限る。）において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている新規上場申請者又は上場会社に対する株券上場審査基準第4条第1項第6号又は上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第6号の規定の適用に当たっては、当該会計基準の変更が正当な理由に基づくものと認められている場合には、株券上場審査基準の取扱い2(6)bに規定する連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額及び同cに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、審査対象事業年度における当該会計基準の変更による影響額（過年度に係る影響額に限る。）を加算するものとする。

付 則

- 1 この特例は、平成12年11月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者並びに同日以後に上場株券の市場第一部銘柄指定基準第4条第1項第1号a又はbに定める日を迎える上場会社から適用する。
- 2 この特例は、平成32年6月末日限り、その効力を失う。

付 則

この特例は、平成15年1月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この特例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成25年1月1日から施行する。